

第4編 資料編

目次

第1 防災会議等	1
1 柴田町防災会議条例	1
2 柴田町防災会議構成員	3
3 柴田町災害対策本部条例	4
第2 地域の防災特性	5
1 地形分類図	5
2 微地形区分図	6
3 標高図	7
4 表層地質図	8
5 表層地盤区分図	9
6 柴田町の被害想定	10
7 柴田町地震マップ	13
第3 危険箇所等	19
1 地すべり危険箇所（県土木部）	19
2 地すべり危険箇所（農林水産部）	19
3 急傾斜地崩壊危険箇所（自然）	19
4 急傾斜地崩壊危険箇所（人工）	21
5 土石流危険渓流	22
6 山腹崩壊危険地区	24
7 崩壊土砂流出危険地区	24
8 土砂災害警戒区域等指定箇所	25
9 特殊建築物の状況	27
第4 災害警戒準備、災害警戒本部及び災害対策本部の流れ	33
1 災害警戒準備、災害警戒本部及び災害対策本部の流れ（風水害時）	33
2 災害警戒本部及び災害対策本部の流れ（震災時）	34
第5 災害救助法	35
1 災害救助法施行細則	35
2 被災世帯の算定基準	37
第6 相互応援協定等	38
1 現在締結されている相互応援協定	38
2 災害派遣要請書、災害派遣部隊の撤収	147
第7 情報の収集・伝達	149
1 震度情報ネットワークシステム概要図	149
2 住民等への災害広報	150
3 住民への情報伝達の流れ	150
4 組織連絡体制	151
5 一般地区の被害調査班編成	152
6 担当課及び関係機関の連絡先	153
7 市町村被害状況報告要領	154
8 防災行政無線の状況	163
9 防災行政無線局設備（デジタル移動系） 番号表	166

10 防災行政無線局設備(デジタル移動系) グループ表	166
第8 危険物施設等の状況	167
1 液化石油ガス供給所及び充填所・販売所	167
2 危険物施設	167
第9 避難場所等	171
1 避難所・避難場所一覧	171
2 救護所の設置場所	174
第10 要配慮者対策	175
1 浸水区域内の要配慮者利用施設	175
2 避難行動要支援者への支援体制	177
3 災害発生時の対応	178
第11 医療機関等	179
1 町内の医療機関	179
2 町内の医薬品等の調達先	181
第12 消防関係	182
1 消防力の現況	182
第13 消防クラブ等の状況	184
1 婦人防火クラブの状況	184
2 幼年消防クラブの状況	185
第14 輸送関係	186
1 町所有車両	186
2 宮城県トラック協会仙南支部柴田町事業所一覧	187
3 臨時ヘリポート一覧	187
第15 建設業者	188
1 建設業者一覧(柴田町建設工事協議会)	188
第16 災害時死体一時保存場所等	189
1 災害時死体一時保存場所及び埋葬予定場所	189
2 火葬場	189
第17 廃棄物(ごみ・し尿処理等)	189
1 廃棄物処理施設	189
第18 学校施設	190
1 学校施設の状況	190
2 社会教育施設の状況	190
3 学校施設の代替施設	190
4 特別防火査察対象文化財一覧	191
第19 水防関連	192
1 水防区域の状況	192
2 重要水防箇所の状況	193
3 ため池	193
第20 宮城県建築物地震防災総合対策フロー	196
第21 被災者の生活支援	198
1 災害援護資金貸付限度額・所得制限	198
2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表	198
3 生活福祉資金貸付制度に規定の災害からの復旧・復興に向けた貸付条件等概要一覧	201

4	最低生活費の体系	202
5	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	203
6	(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の概要	204
7	中小企業への融資制度(間接融資)	205
8	農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表	206
第22	激甚災害指定基準	210
1	本激甚災害	210
2	局地激甚災害	211
第23	様式	213
1	情報の収集・伝達	213
2	相互応援	222
3	緊急輸送	224
4	り災証明書の様式	227

第1 防災会議等

1 柴田町防災会議条例

昭和37年12月24日

条例第167号

改正 昭和44年7月1日条例第20号

昭和47年3月27日条例第17号

昭和48年3月15日条例第11号

昭和49年3月26日条例第19号

昭和55年3月25日条例第8号

昭和63年3月28日条例第16号

平成3年3月25日条例第15号

平成12年3月17日条例第6号

平成25年2月25日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、柴田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柴田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

ただし、出席費用弁償に関する改正規定は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第17号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第11号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第19号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第8号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第16号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第15号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第6号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 柴田町防災会議構成員

番号	区分	所属機関名	職名	
1	会長	柴田町	町長	
2	1号	指定地方行政機関 国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所長	
3	2号	宮城県の職員 (3名)	大河原地方振興事務所	所長
4			仙南保健福祉事務所	所長
5			大河原土木事務所	所長
6	3号	警察関係 宮城県警察大河原警察署	署長	
7	4号	副町長及び町の職員 (7名)	柴田町	副町長
8			柴田町総務課	課長
9			柴田町上下水道課	課長
10			柴田町福祉課	課長
11			柴田町都市建設課	課長
12			柴田町町民環境課	課長
13			柴田町教育総務課	課長
14	5号	教育関係 柴田町教育委員会	教育長	
15	6号	消防関係 (2名)	仙南地域広域行政事務組合消防本部	消防長
16			柴田町消防団	団長
17	7号	指定公共機関及び 指定地方公共機関 (3名)	東日本電信電話(株) 仙南営業支店	営業支店長
18			東北電力(株)白石営業所	営業所長
19			柴田郵便局	局長
20	8号	自主防災組織及び 学識経験者(5名)	柴田町男女共同参画推進審議会	会長
21			柴田町各種婦人団体連絡協議会	会長
22			柴田町婦人防火クラブ連合会	会長
23			柴田町第4行政区	区長
24			柴田町民生委員児童委員協議会	会長

3 柴田町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 168 号

改正 平成 8 年 4 月 22 日条例第 16 号

平成 25 年 2 月 25 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、柴田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 16 号）

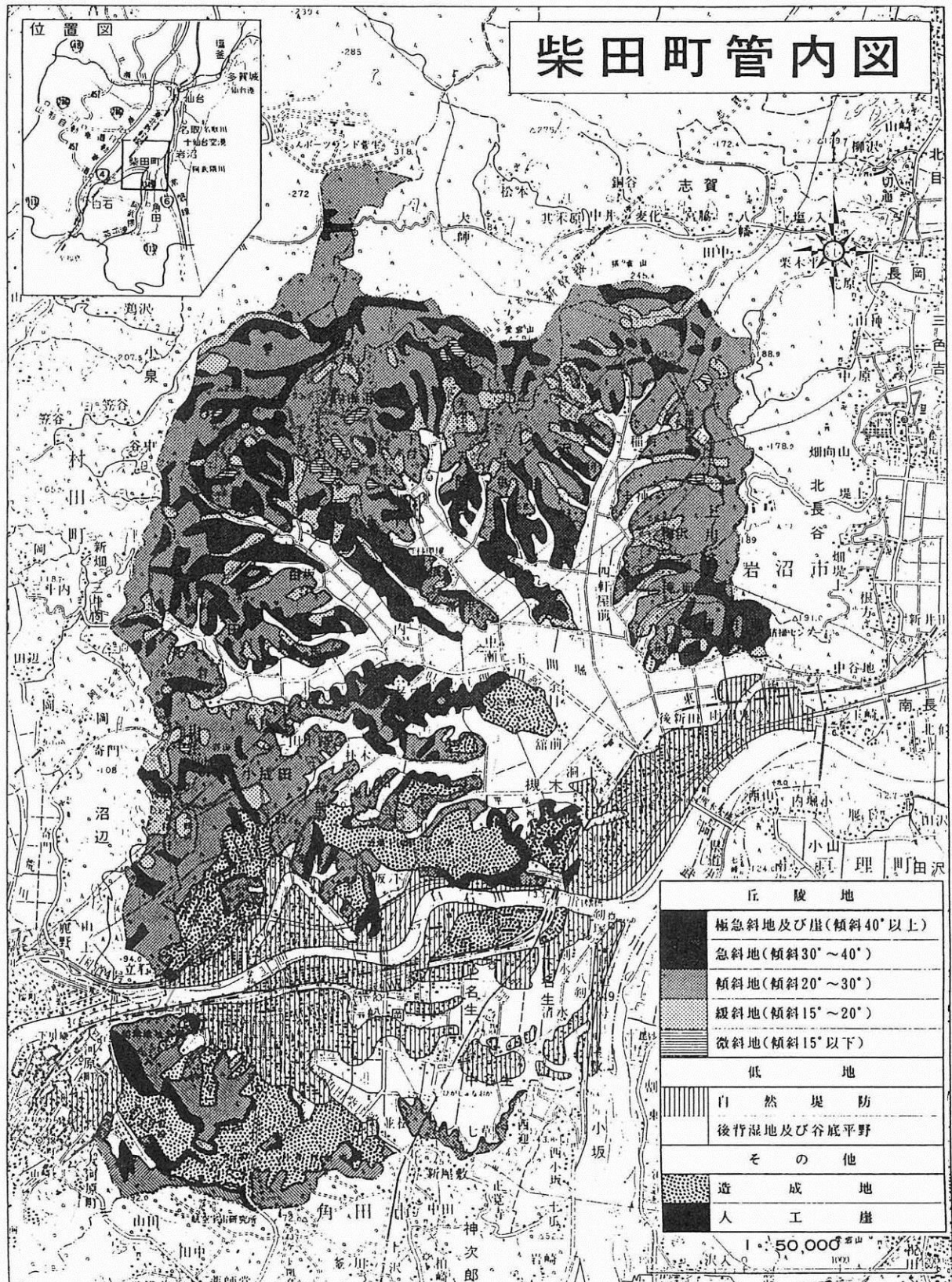
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 8 号）

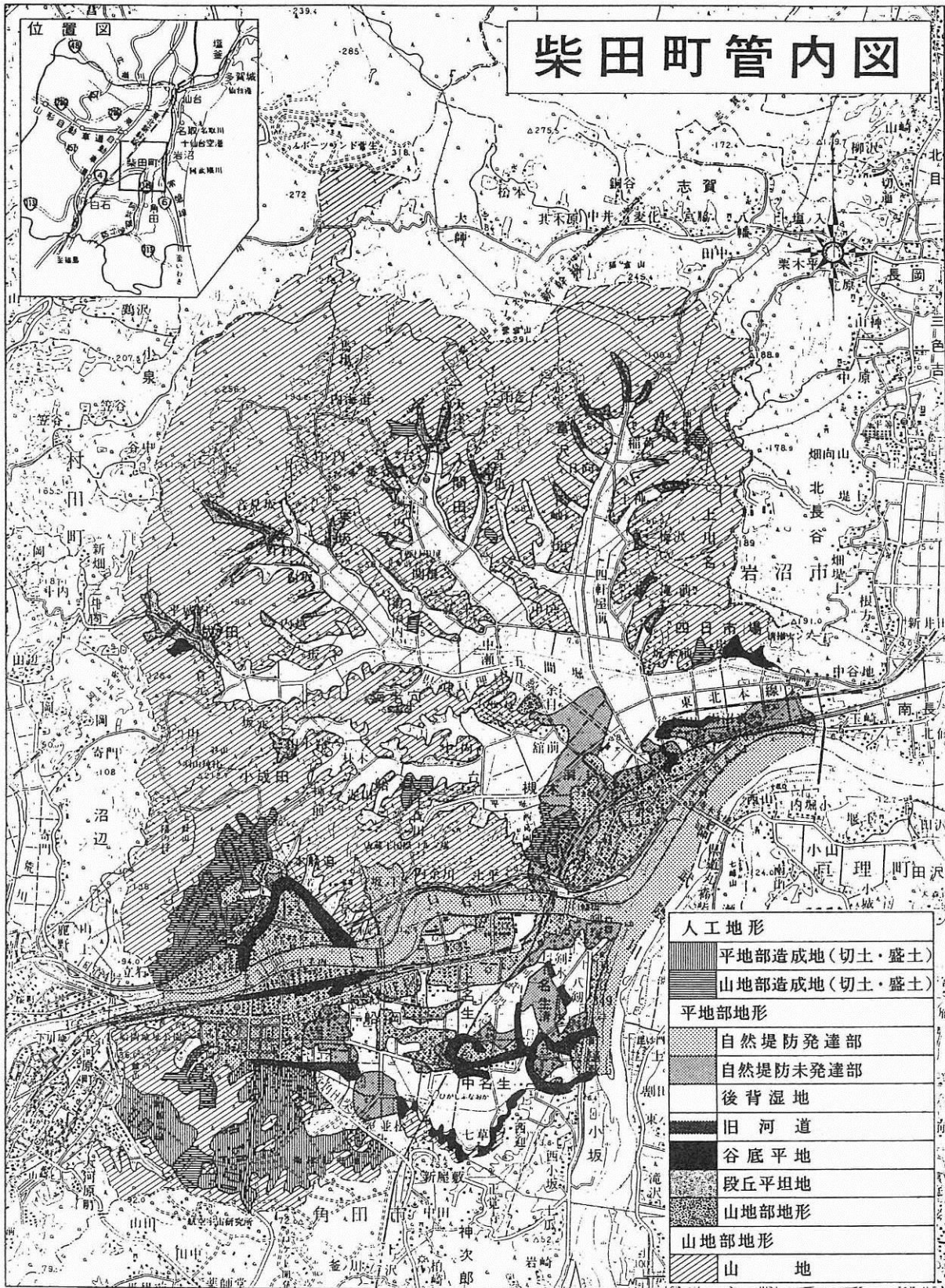
この条例は、公布の日から施行する。

第2 地域の防災特性

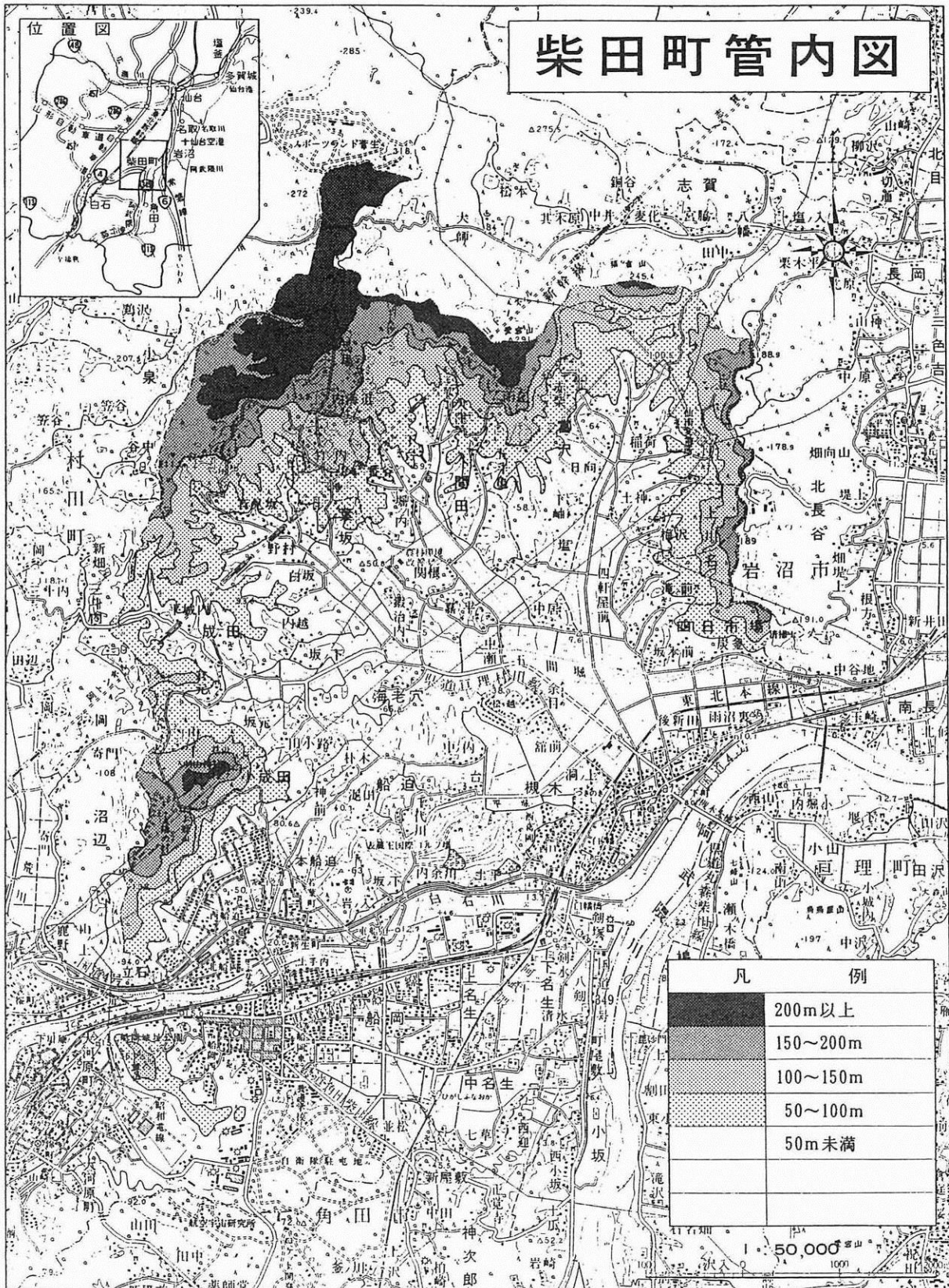
1 地形分類図



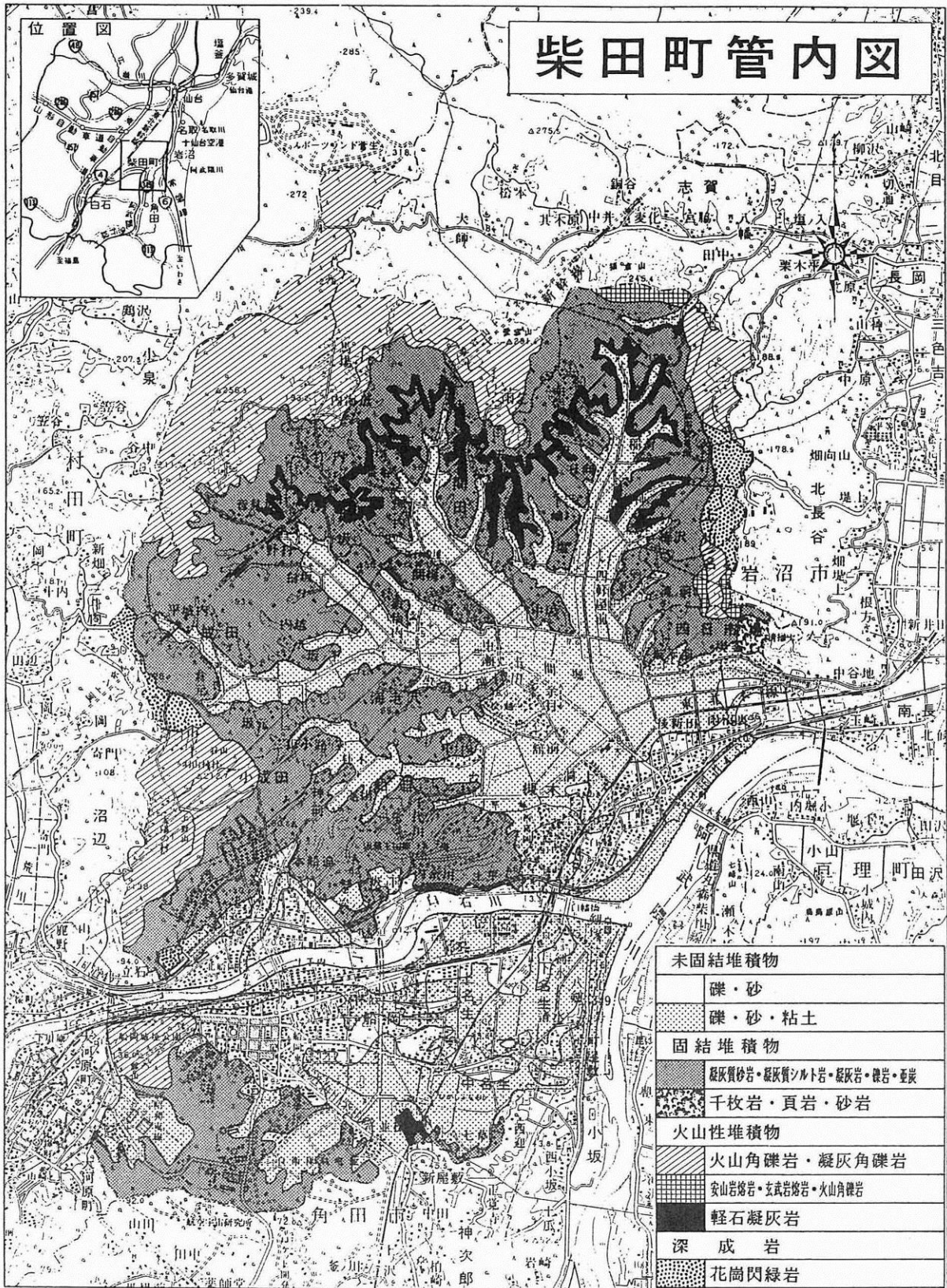
2 微地形区分图



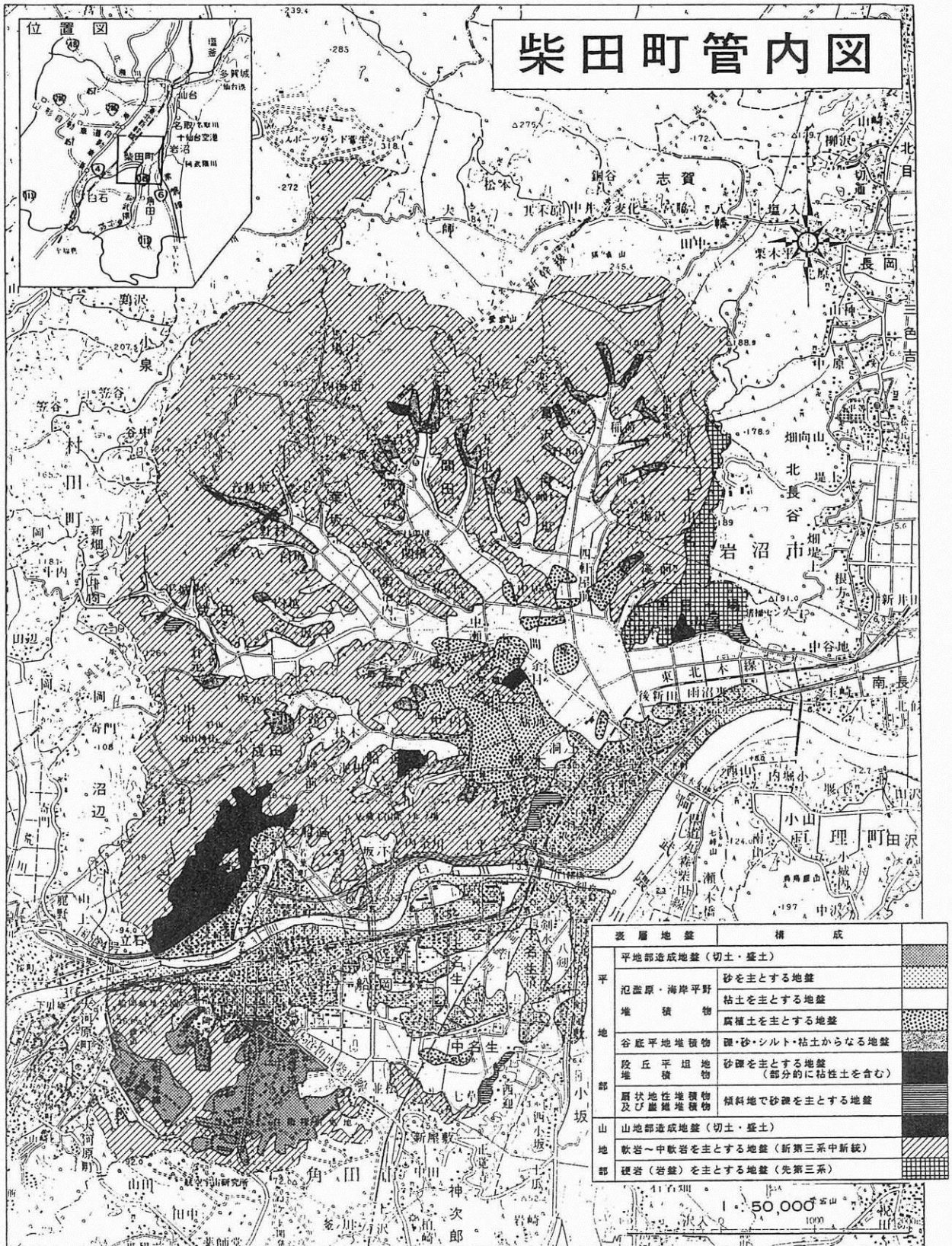
3 標高図



4 表層地質図



5 表層地盤区分図



6 柴田町の被害想定

(出典：宮城県地震被害想定調査に関する報告書 [平成 16 年 3 月])

(1) 全斜面既存調査崩壊危険度ランク別箇所数・宅地造成地上建物棟数一覧表

全斜面既存調査崩壊危険度ランク別箇所数				宅地造成地上 の建物棟数
総数	A	B	C	
110	42	53	15	1,402

(2) 震度・液状化・斜面・造成地予測結果一覧表

	震度			液状化		斜面 (ランク別箇所数)			造成地 (ランク別箇所数)		
	平均 震度	震度 6 以上 面積率 (%)	震度 6 弱面積 率 (%)	平均 P _L 値	P _L >20 面積率 (%)	A	B	C	A	B	C
宮城県 沖地震 (単独)	5.43	0.53	44.84	3.95	1.08	50	40	20	280	359	763
宮城県 沖地震 (連動)	5.22	0.00	6.66	2.67	0.04	38	48	24	0	639	763
長町一 利府線 断層帯	5.26	0.00	10.07	1.31	0.00	41	48	21	0	639	763

(3) 建物構造年代別棟数・時刻別人口一覧表

全建物棟数	木造建物棟数				
	総数	-1950	1951-70	1971-81	1982-
17,236	15,540	965	4,049	5,227	5,298

非木造建物棟数				時刻別人口 (人)		
総数	-1971	1971-81	1982-	4時	12時	18時
1,696	519	417	760	39,485	35,442	36,453

(4) 建物・火災・人的被害予測結果主要項目一覧表

	全建物 (揺れ+液状化)				火災			
	全壊数	全壊率 (%)	半壊数	半壊率 (%)	夏昼 12時		冬夕 18時	
					全炎上 出火点	焼失数	全炎上 出火点	焼失数
宮城県 沖地震 (単独)	5	0.03	176	1.02	1	2	2	19
宮城県 沖地震 (連動)	1	0.01	31	0.18	1	1	1	7
長町一 利府線 断層帯	0	0.00	9	0.05	1	4	1	7

	人的被害								
	朝4時、火災なし			夏昼12時			冬夕18時		
	死者	負傷者	短期避難者	死者	負傷者	短期避難者	死者	負傷者	短期避難者
宮城県沖地震(単独)	0	19	351	0	20	355	0	21	394
宮城県沖地震(連動)	0	3	89	0	4	91	0	5	105
長町一利府線断層帯	0	1	55	0	2	64	0	2	72

(5) 上下水道被害予測結果一覧表

	上水道					下水道		
	総延長(km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	供給支障率(%)	支障世帯(件)	総延長(km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)
宮城県沖地震(単独)	290	136	0.47	26	3,455	133	38	0.29
宮城県沖地震(連動)		79	0.27	14	1,843		9	0.07
長町一利府線断層帯		63	0.22	11	1,418		5	0.04

(6) 電力施設一覧表

	上水道					下水道		
	総延長(km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	供給支障率(%)	支障世帯(件)	総延長(km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)
宮城県沖地震(単独)	290	136	0.47	26	3,455	133	38	0.29
宮城県沖地震(連動)		79	0.27	14	1,843		9	0.07
長町一利府線断層帯		63	0.22	11	1,418		5	0.04

(7) 電力施設被害予測結果一覧表

		電柱				地中ケーブル				
		木柱総数(本)	コンクリート柱総数(本)	被害箇所(本)	被害率(%)	必要復旧人数(人)	総延長(km)	被害箇所(km)	被害率(%)	必要復旧人数(人)
宮城県沖地震(単独)	夏昼12時	122	6,594	24	0.36	88	4.0	0.01	0.19	2
	冬夕18時			31	0.46	111		0.01	0.19	2
宮城県沖地震(連動)	夏昼12時			3	0.05	11		0.00	0.02	0
	冬夕18時			5	0.08	19		0.00	0.02	0
長町一利府線断層帯	夏昼12時			3	0.05	12		0.00	0.01	0
	冬夕18時			4	0.07	16		0.00	0.01	0

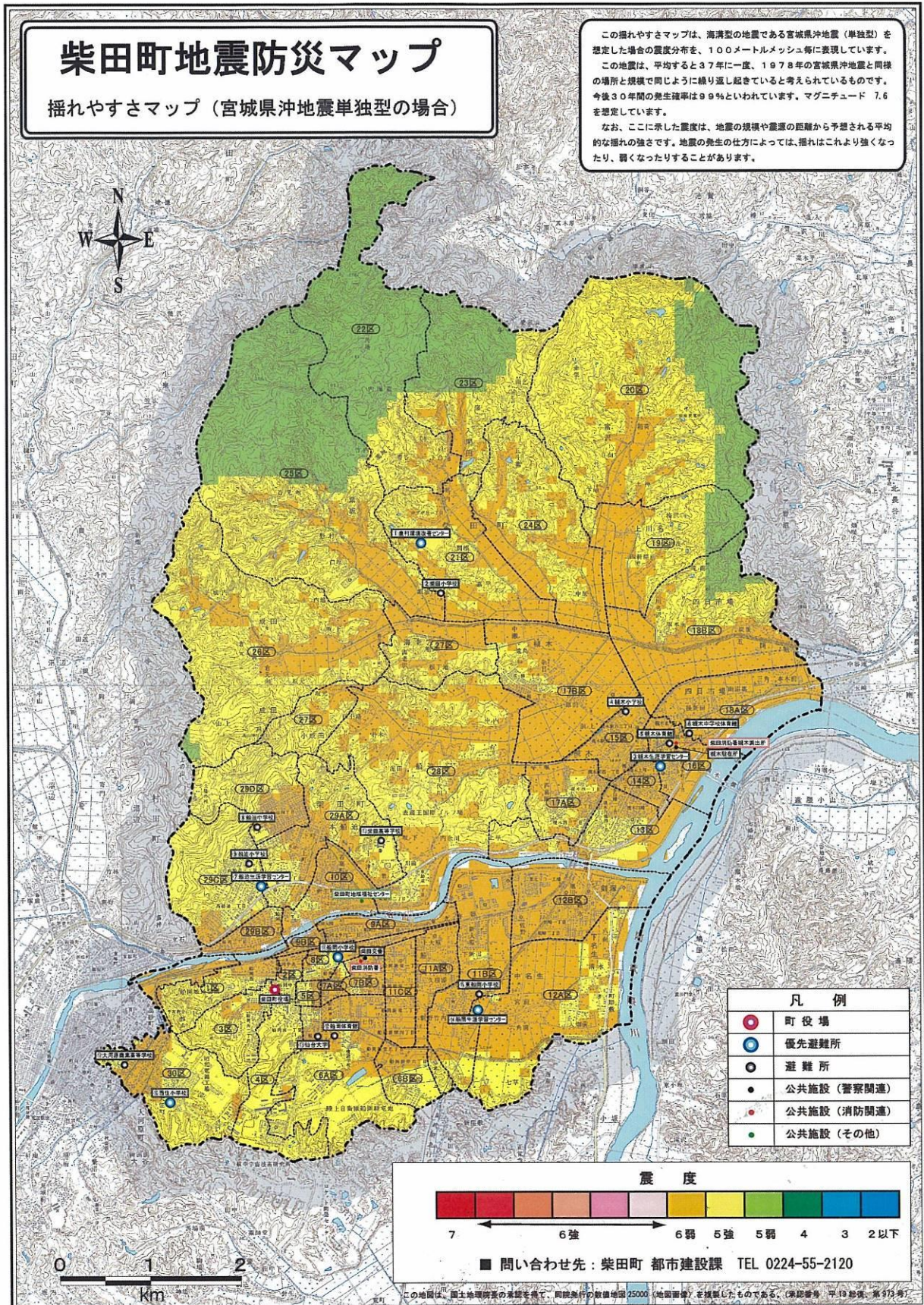
		電線				総必要復旧人数 (人)	供給支障率 (%)	供給支障数(世帯)
		総延長 (km)	被害箇所 (km)	被害率 (%)	必要復旧 人数(人)			
宮城県 沖地震 (単独)	夏昼 12時	444	0.63	0.14	45	134	9.85	1,300
	冬夕 18時		0.80	0.18	57	170	10.69	1,410
宮城県 沖地震 (連動)	夏昼 12時		0.08	0.02	6	17	4.76	628
	冬夕 18時		0.14	0.03	10	29	5.79	765
長町一 利府線 断層帯	夏昼 12時		0.08	0.02	6	18	4.84	639
	冬夕 18時		0.11	0.03	8	24	5.39	711

(7) 電力施設被害予測結果一覧表

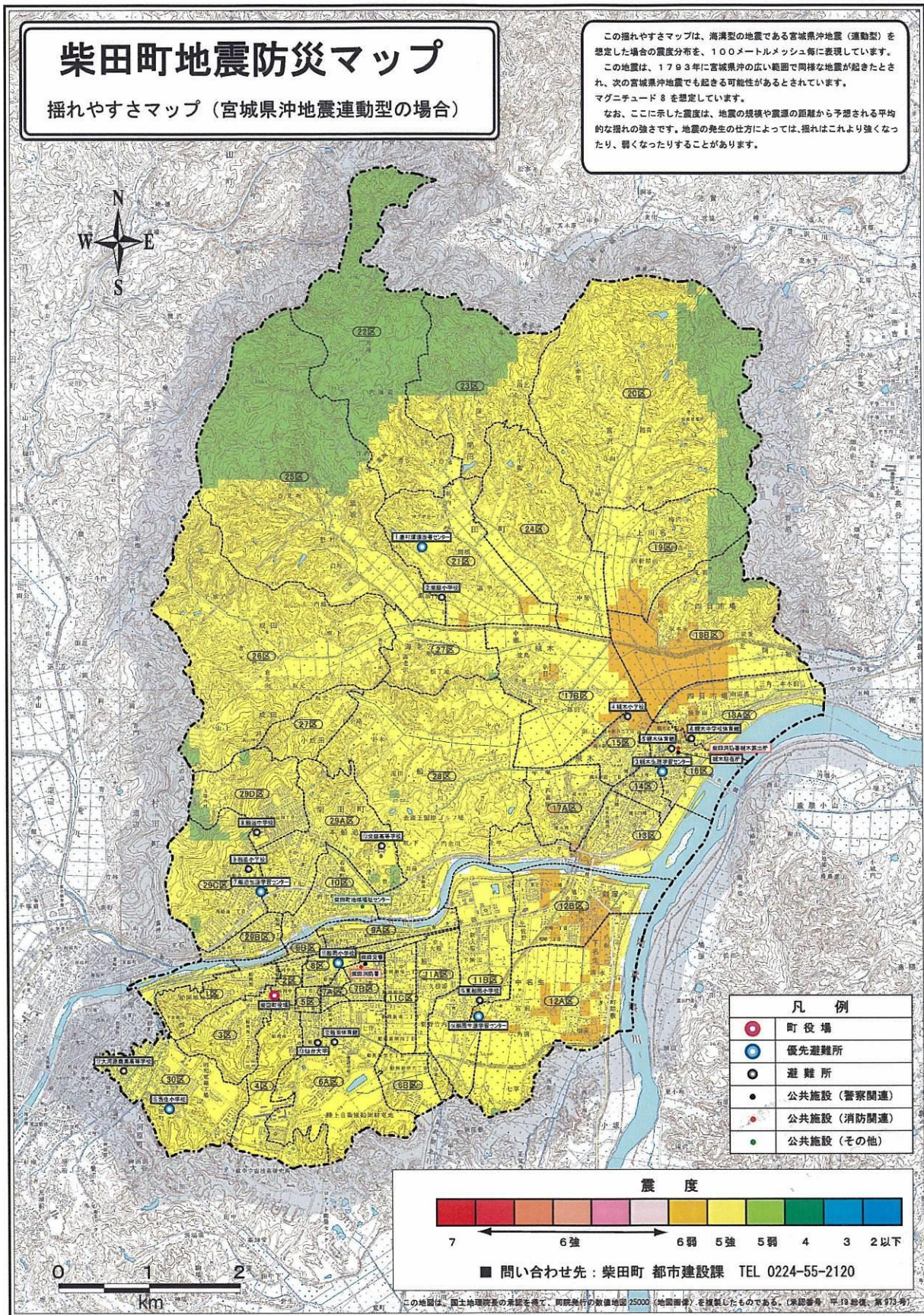
		電柱		地中ケーブル		架空ケーブル		供給支障率 (%)	供給支障数(世帯)
		被害箇所 (本)	被害率 (%)	被害箇所 (km)	被害率 (%)	被害箇所 (km)	被害率 (%)		
宮城県 沖地震 (単独)	夏昼 12時	17	0.2	0.1	0.2	0.3	0.1	0.6	74
	冬夕 18時	24	0.4	0.1	0.2	0.8	0.2	0.8	105
宮城県 沖地震 (連動)	夏昼 12時	2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	9
	冬夕 18時	5	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.2	22
長町一 利府線 断層帯	夏昼 12時	2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	9
	冬夕 18時	3	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	13

7 柴田町地震マップ

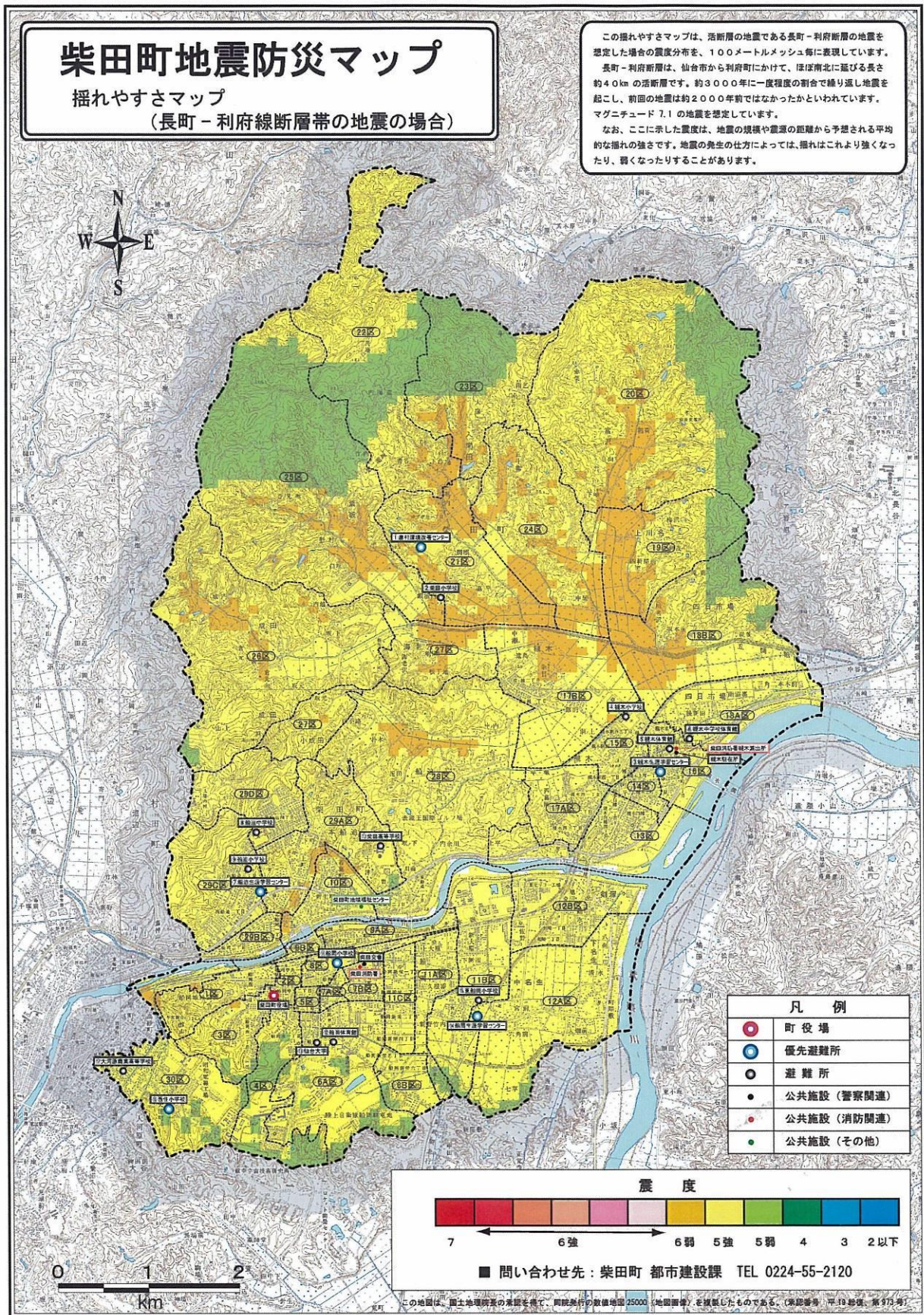
(1) 揺れやすさマップ (宮城県沖地震単独型の場合)



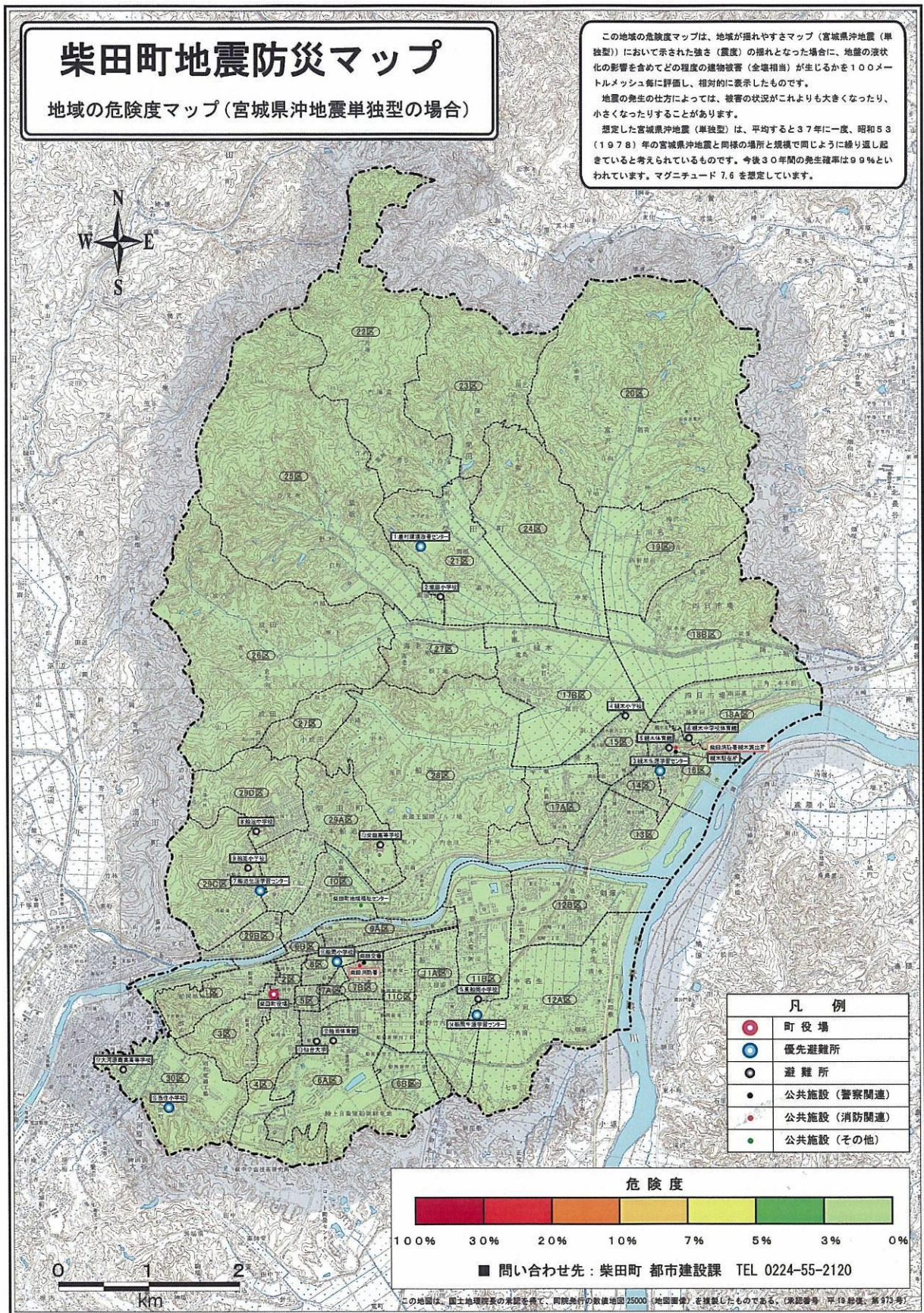
(2) 揺れやすさマップ (宮城県沖地震連動型の場合)



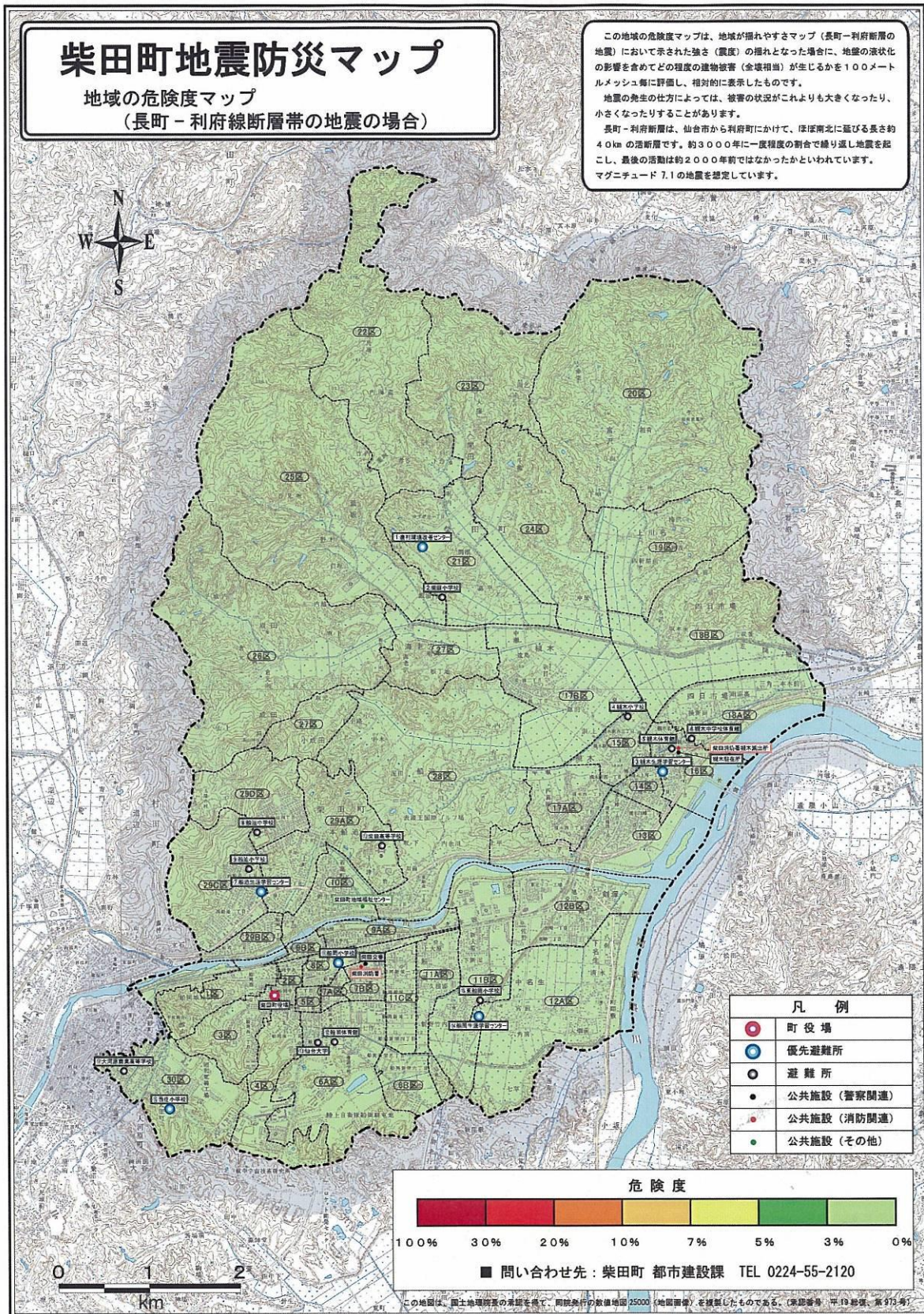
(3) 揺れやすさマップ (長町-利府線断層帯の地震の場合)



(4) 地域の危険度マップ (宮城県沖地震単独型の場合)



(6) 地域の危険度マップ (長町-利府線断層帯の地震の場合)



第3 危険箇所等

1 地すべり危険箇所（県土木部）

番号	区域名	幹川名	位置 (大字)	面積 (ha)	勾配 (°)	地すべり 履歴	区域内の保全対象			法指定
							人家戸 数(戸)	耕地 (ha)	公共施設	
30	西船迫	-	西船迫 三丁目	14.0	11~19	周辺・1回	143	2.0	国道 250m 林道 2,300m 町道 450m	
32	音見坂	五間掘川	葉坂	12.9	17	S60・1回 周辺・1回	11	5.3	町道 450m	地すべり 防止区域
34	西歩沢	五間掘川	葉坂	6.0	15	H6・1回 周辺・2回	11	1.1		地すべり 防止区域
37	稲荷	五間掘川	富沢	17.0	15	S61・1回 周辺・2回	3	0.6		高館・千貫 山緑地環境 保全地域

2 地すべり危険箇所（農林水産部）

番号	危険地区 の危険度	大字	字	面積 (ha)	公共施設等		治山事業 進捗状況	保安林 の有無
					人家戸 数(戸)	公共施設		
1	C	四日市場	法領・滝の前	7.00	-	町道 450m	概成	有
2	A	入間田	内海道	89.04	20	町道 1,300m	概成	有
3	C	入間田	大窪	16.50	2	町道 100m	未着手	無
4	B	富沢	赤柴	31.00	12	町道 1,000m	未着手	無

3 急傾斜地崩壊危険箇所（自然）

番号	箇所名	位置		地形			人家 戸数 (戸)	公共施設	
		大字	小字	傾斜度 (°)	長さ (m)	高さ (m)		種類	数
I									
87	館山	船岡	館山	30	140	8	34	病院	1
88	船岡南一丁目の1	船岡	南一丁目	45	149	8	15	母子寮 町道	1 150m
1153	船岡南一丁目の3	船岡	南一丁目	50	390	15	13	養護院 町道	1 70m
90	並松	船岡	並松	40	170	25	10	公民館 集会所	1 1
91	炭釜	四日市場	炭釜	40	170	28	5	町道	130m
92	竹の花	上川名	竹の花	33	247	8	6		
93	梅沢	上川名	梅沢	80	310	15	10	水路	100m
94	岩崎	富沢	岩崎	32	252	11	5	むつみ学園 町道	1 40m

番号	箇所名	位置		地形			人家 戸数 (戸)	公共施設	
		大字	小字	傾斜度 (°)	長さ (m)	高さ (m)		種類	数
95	五斗亀の1	入間田	五斗亀	40	120	7	5		
96	五斗亀の2	入間田	五斗亀	60	190	15	6	町道	200m
97	音見坂	葉坂	音見坂	51	168	13	5		
98	野村	葉坂	野村	61	217	13	5		
99	鍛冶内	葉坂	鍛冶内	50	142	16	0	小学校	1
100	関根	入間田	深町	40	60	16	5		
101	内越	成田	内越	73	247	19	6	町道	170m
102	倉本	成田	倉本	50	166	17	5	公民館 町道	1 35m
104	坂下	成田	坂下	68	210	17	6	町道	30m
105	丸山	海老穴	丸山	88	280	16	5	公民館分館	1
106	中の内	船迫	中の内	40	334	6	9		
107	白幡	槻木	白幡	50	250	12	14		
108	西船迫一丁目	西船迫	一丁目	40	100	20	5		
109	西船迫四丁目	本船迫	四丁目	35	80	20	3	集会所 町道	1 80m
1154	惣代	葉坂	惣代	70	185	33	5	町道	50m
1155	遠島	槻木	遠島	33	135	11	6		
II									
265	岩ノ入	本船迫	鍛冶内	75	25	8	0		
266	十八津入	本船迫	十八津入	40	56	20	0	町道	56m
267	小田小路の1	船迫	小田小路	60	22	8	1	町道	22m
268	小田小路の2	船迫	小田小路	70	48	6	1		
269	田小路	船迫	田小路	60	38	6	4		
270	北入	小成田	北入	65	70	20	2		
271	西坂元の1	成田	西坂元	60	90	15	2		
272	西坂元の2	成田	西坂元	45	130	17	3		
273	尼沢	成田	尼沢	55	30	6	1		
274	朴木坊	成田	朴木坊	45	50	15	2		
275	地獄沢	成田	地獄沢	45	38	30	1	町道	38m
276	平城内	成田	平城内	40	66	15	1		
277	内ノ馬場	入間田	内ノ馬場	40	30	7	1		
278	宮前	葉坂	宮前	65	85	10	2		
279	北向入	葉坂	北向入	55	20	8	2		
280	下地替地	葉坂	下地替地	45	16	5	1		
281	目連寺向	入間田	目連寺向	55	7	6	1		
282	関本	入間田	関本	35	15	5	1		
283	樋口	入間田	樋口	45	18	8	1		
284	深山の1	富沢	深山	45	20	6	1		
285	日向	富沢	日向	40	23	7	1		
286	清水	上川名	清水	65	23	5	1		
287	薬師	富沢	薬師	48	28	18	1	町道 河川	30m 30m
288	中丸	富沢	中丸	40	25	10	1	町道 河川	25m 10

番号	箇所名	位置		地形			人家 戸数 (戸)	公共施設	
		大字	小字	傾斜度 (°)	長さ (m)	高さ (m)		種類	数
289	小板茸	富沢	小板茸	41	20	20	1		
290	深山の2	富沢	深山	53	37	14	1		
291	女蔵	葉坂	女蔵	55	15	8	1		
292	戸ノ内	葉坂	戸ノ内	40	16	6	1		
293	六角	葉坂	六角	50	10	6	1		
294	白坂	葉坂	白坂	70	30	7	1		
295	塩	入間田	塩	47	128	8	2		
296	土神	富沢	土神	67	34	8	1		
297	入	上川名	入	43	35	8	1		
298	押茂	上川名	押茂	49	31	8	1		
299	野竹内	成田	野竹内	55	28	7	1		
300	三大鳥	成田	三大鳥	40	10	15	1		
301	丸山の2	海老穴	丸山	55	12	8	1	町道	12m
302	倉元の2	成田	倉元	30	15	15	1		
303	金谷	入間田	金谷	44	24	6	1		
304	坂本前	四日市場	坂本前	44	20	5	1		
305	神ノ前	船迫	神ノ前	50	35	5	1		
306	朴ノ木	船迫	朴ノ木	35	40	10	1		
307	上泥田の1	船迫	上泥田	40	30	8	1		
308	上泥田の2	船迫	上泥田	50	15	5	1		
309	山岸	船迫	山岸	46	30	12	1	町道 水路	30m 30m
Ⅲ (準ずる斜面)									
38	海老穴	海老穴	海老穴	37	200	30		町道	50m
39	本船迫	本船迫		30	120	40		町道	120m

4 急傾斜地崩壊危険箇所 (人工)

番号	箇所名	位置		地形			人家 戸数 (戸)	公共施設	
		大字	小字	傾斜度 (°)	長さ (m)	高さ (m)		種類	数
4	根形の1	船岡西	二丁目	45	200	10	0	集会所 雇用促進住宅	1 3
5	根形の2	船岡西	二丁目	64	200	10	10		
7	仮又坂	船迫	仮又坂	30	150	12	16	老人憩の家 町道	1 110m
8	神の前	船迫	神ノ前	45	160	15	16	更生施設 町道	1 160m
9	西船迫一丁目	西船迫	一丁目	35	180	20	11	町道	180m
11	西船迫三丁目	西船迫	三丁目	45	100	20	6	町道	100m
12	西船迫四丁目	西船迫	四丁目	35	180	13	8	町道	180m
13	葛岡	槻木	葛岡	45	435	12	47	幼稚園 公園 町道	1 1 320m
14	館前	槻木	館前	35	187	11	8	町道	85m

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設	
		大字	小字	傾斜度(°)	長さ(m)	高さ(m)		種類	数
15	駒込入	槻木	駒込入	55	55	25	0	衛生センター	1
16	鍛冶内	入間田	鍛冶内	50	60	8	0	児童館	1

5 土石流危険溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			保全対象		
				大字	小字	溪流長(km)	流域面積(km ²)	平均溪床勾配(°)	人家戸数(戸)	耕地面積(ha)	公共施設等
I											
1-33-006	阿武隈川	白石川	西船迫沢	西船迫	二丁目	0.25	0.10	5.0	16	0.00	
1-33-007	〃	〃	西船迫沢2	西船迫	三丁目	0.16	0.16	4.0	6	0.00	
1-33-008	〃	〃	西船迫沢3	西船迫	三丁目	0.48	0.07	15.0	29	0.32	
1-33-009	〃	〃	西船迫沢4	西船迫	四丁目	0.34	0.16	19.0	131	0.00	
1-33-012	〃	五間堀川	倉元沢	成田	倉元	0.41	0.12	7.0	6	0.72	
1-33-021	〃	〃	原坂沢	葉坂	原坂	0.78	0.14	10.0	5	0.17	
1-33-022	〃	〃	原坂沢2	葉坂	原坂	1.10	0.57	6.0	5	0.36	
1-33-023	〃	〃	寺前沢	葉坂	寺前	0.47	0.04	8.0	0	0.21	寺1
1-33-027	〃	〃	関本沢1	入間田	関本	0.46	0.18	10.0	5	1.17	集会施設2
1-33-028	〃	〃	関本沢2	入間田	関本	0.22	0.02	14.0	6	0.92	集会施設2
1-33-029	〃	〃	寺沢	入間田	寺	0.06	0.01	7.0	2	0.62	集会施設2 寺1
1-33-030	〃	〃	番屋沢	入間田	寺	0.06	0.01	9.0	3	0.62	
1-33-033	〃	〃	四柄内沢	入間田	四柄内	0.63	0.22	13.0	5	1.19	
1-33-034	〃	〃	五斗亀沢2	入間田	屋敷沢	0.17	0.02	7.0	7	0.42	
1-33-035	〃	〃	屋敷沢	入間田	屋敷沢	0.22	0.06	7.0	10	0.49	
1-33-036	〃	〃	五斗亀沢	入間田	屋敷沢	0.24	0.11	8.0	8	0.48	
1-33-040	〃	〃	松本沢	富沢	松本	0.18	0.07	9.0	8	2.11	
1-33-041	〃	〃	薬師沢	富沢	薬師	0.77	0.29	6.0	5	0.64	
1-33-042	〃	〃	薬師沢2	富沢	薬師	0.17	0.05	7.0	5	0.37	
1-33-045	〃	〃	井戸神沢	富沢	井戸神	0.23	0.05	11.0	0	0.53	寺1
1-33-046	〃	〃	東山沢	富沢	東山	0.11	0.03	9.0	0	0.00	その他1
1-33-050	〃	〃	小倉入沢	上川名	小倉入	0.10	0.10	4.0	5	1.49	
1-33-051	〃	〃	小倉入沢2	上川名	小倉入	0.20	0.09	9.0	6	1.00	
1-33-053	〃	〃	押茂沢	上川名	押茂	0.16	0.01	6.0	9	1.38	
1-33-054	〃	〃	押茂沢2	上川名	押茂	0.32	0.07	7.0	10	1.55	
1-33-056	〃	〃	滝前沢2	四日市場	滝ノ前	0.19	0.02	10.0	0	0.22	寺1
1-33-057	〃	〃	滝前沢	四日市場	滝ノ前	0.45	0.17	9.0	1	0.82	寺1
1-33-058	〃	〃	坂本沢2	四日市場	坂本	0.11	0.01	6.0	11	0.89	
1-33-059	〃	〃	坂本沢	四日市場	坂本	0.23	0.03	6.0	14	1.18	
1-33-060	〃	〃	坂本沢3	四日市場	坂本	0.32	0.03	8.0	11	1.41	
1-33-061	〃	〃	炭釜沢	四日市場	炭釜	0.13	0.04	9.0	5	1.17	

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			保全対象		
				大字	小字	溪流長 (km)	流域面 積(km ²)	平均溪 床勾配 (°)	人 家 戸 数 (戸)	耕地面 積(ha)	公共 施設等
1-33-062	〃	〃	丸山沢	四日市場	炭釜	0.33	0.11	12.0	7	2.03	
1-33-063	〃	〃	鬼石沢	四日市場	炭釜	0.37	0.06	16.0	7	1.32	
II											
1-33-001	阿武 隈川	白石川	館山沢	船岡	館山	0.09	0.01	11.0	2	0.00	県道 0.06km
1-33-002	〃	〃	館山沢 2	船岡	館山	0.10	0.01	14.0	3	0.14	県道 0.06km
1-33-004	〃	〃	館山沢 3	船岡	館山	0.08	0.01	14.0	3	0.00	県道 0.05km
1-33-005	〃	〃	立石沢	本船迫	立石	0.33	0.05	8.0	3	0.17	
1-33-010	〃	〃	沢田沢	本船迫	沢田	0.21	0.08	7.0	3	0.16	
1-33-013	〃	五間 堀川	城内沢	成田	城内	0.14	0.03	12.0	1	0.26	
1-33-015	〃	〃	白坂沢	葉坂	白坂	0.11	0.01	4.0	3	0.10	
1-33-016	〃	〃	南東沢	葉坂	南東	0.24	0.01	6.0	1	0.15	
1-33-017	〃	〃	音見坂沢	葉坂	音見坂	0.29	0.05	9.0	2	0.45	
1-33-018	〃	〃	北向入沢	葉坂	北向入	0.49	0.10	8.0	1	0.79	
1-33-019	〃	〃	女蔵沢	葉坂	女蔵	0.06	0.01	6.0	1	0.48	
1-33-020	〃	〃	原坂沢	葉坂	原坂	0.17	0.02	13.0	1	0.18	
1-33-024	〃	〃	宮前沢	葉坂	宮前	0.27	0.06	4.0	4	1.51	
1-33-025	〃	〃	番屋沢 2	入間田	番屋	0.18	0.01	6.0	1	0.28	
1-33-026	〃	〃	上台沢	入間田	上台	0.94	0.29	5.0	1	0.39	
1-33-031	〃	〃	古内沢	入間田	古内	0.07	0.01	8.0	2	0.32	
1-33-032	〃	〃	大畑沢	入間田	下山	0.49	0.31	10.0	4	1.17	
1-33-037	〃	〃	又振沢	入間田	又振	0.08	0.01	9.0	2	0.04	
1-33-038	〃	〃	宝竜沢	富沢	宝竜	0.27	0.04	7.0	1	0.98	
1-33-039	〃	〃	赤柴沢	富沢	赤柴	0.39	0.05	9.0	1	0.52	
1-33-043	〃	〃	薬師沢 3	富沢	薬師	0.15	0.02	9.0	1	0.13	
1-33-044	〃	〃	稲荷沢	富沢	深山	0.60	0.25	8.0	1	0.93	
1-33-047	〃	〃	八幡沢	富沢	八幡	0.25	0.14	9.0	2	1.12	
1-33-048	〃	〃	作田沢	富沢	作田	0.10	0.01	5.0	1	0.17	
1-33-049	〃	〃	作田沢 2	富沢	作田	0.11	0.01	5.0	1	0.26	
1-33-052	〃	〃	入沢	上川名	入	0.30	0.04	8.0	2	0.20	
1-33-055	〃	〃	清水沢	上川名	清水	0.24	0.01	5.0	2	0.35	
1-33-064	〃	志賀 沢川	猪倉沢	富沢	猪倉	0.10	0.01	10.0	1	0.00	
III (準ずる溪流)											
1-33-11	阿武 隈川	五間 堀川		成田	倉元	0.50	0.49	8.0			
1-33-14	〃	〃		成田	城内	0.35	0.04	13.0			
1-33-3	〃	白石 川		船岡	館山	0.10	0.01	12.0			

6 山腹崩壊危険地区

番号	危険地区 の危険度	大字	字	危険地区 (メッシュ点以上の) 面積 (ha)	公共施設等		地山事業 進捗状況	保安林 の有無
					人家 戸数 (戸)	公共施設		
1	A	四日市場		5	23	県道	一部既成	無
2	B	四日市場		1	20	県道	無	無
3	B	上川名		2	20	県道	無	無
4	C	富沢		0	6	町道	無	無
5	C	入間田	雨乞	2	6		一部既成	無
6	C	入間田		1	8	町道	無	無
7	C	葉坂		2	2	町道	無	無
8	B	成田	三河内	1	20	県道 その他 1	無	無
9	B	成田	杉の内	1	10	県道	無	無
10	B	海老穴	丸山	0	20	県道	無	無
11	B	船岡		2	8	国道	無	無
12	A	船岡		4	25	町道	無	無
13	C	入間田	坂中	1	4	町道	一部既成	無
14	B	富沢	猪倉	18	5	林道	既成	無
15	B	富沢	深山	2	3	町道	一部既成	無
16	A	富沢	東山	17	10	林道 その他 1	既成	無
17	C	入間田	坂中	2	3	町道	無	無
18	C	成田	館山	2	2	町道	一部既成	無
19	B	本船迫	沼田	1	50	町道	無	無

7 崩壊土砂流出危険地区

番号	危険地区 の危険度	大字	字	面積 (ha)	公共施設等		地山事業 進捗状況	保安林 の有無
					人家 戸数 (戸)	公共施設		
1	B	入間田	雨乞	0.6	15	町道	一部既成	有
2	B	本船迫	上野	0.75	20		一部既成	有
3	B	四日市場	鬼石沢	1.13	7	町道	一部既成	無
4	C	四日市場	炭釜	0.36	6	町道	無	無
5	C	四日市場	炭釜	0.29	4	町道	無	無
6	C	四日市場	炭釜	0.3	3	町道	無	無
7	C	上川名	土神	1.2		町道	既成	無
8	B	四日市場	保料	0.42	19	林道	一部既成	無
9	C	上川名	小倉入	0.45	2	林道	無	無
10	B	富沢	東山	0.36	12	町道	既成	無

8 土砂災害警戒区域等指定箇所

自然現象の種類	溪流番号又は 箇所番号	溪流名又は 箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
土石流	1-33-021	原坂沢	柴田町大字葉坂字原坂	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-022	原坂沢2	柴田町大字葉坂字原坂	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-023	寺前沢	柴田町大字葉坂字寺前	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-027	関本沢1	柴田町大字入間田字関本	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-028	関本沢2	柴田町大字入間田字関本	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-030	番屋沢	柴田町大字入間田字寺	H19.12.14	第1163号
土石流	1-33-034	五斗亀沢2	柴田町大字入間田字屋敷 沢	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-035	屋敷沢	柴田町大字入間田字屋敷 沢	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-036	五斗亀沢	柴田町大字入間田字屋敷 沢	H19.12.14	第1162号
土石流	1-33-006	西船迫沢	柴田町本船迫字鹿野	H26.01.14	第20号
土石流	1-33-007	西船迫沢2	柴田町本船迫字鹿野	H26.01.14	第20号
土石流	1-33-008	西船迫沢3	柴田町西船迫二丁目	H26.01.14	第21号
土石流	1-33-009	西船迫沢4	柴田町西船迫四丁目、本 船迫字沢沼田	H26.01.14	第20号
土石流	1-33-010	沢田沢	柴田町本船迫字沢田	H26.01.14	第20号
土石流	1-33-050-1	小倉入沢-1	柴田町大字上川名字小倉 入、梅沢、江坪、入、寄 節	H26.12.26	第1053号
土石流	1-33-050-2	小倉入沢-2	柴田町大字上川名字小倉 入、梅沢、江坪、入	H26.12.26	第1053号
土石流	1-33-051	小倉入沢2	柴田町大字上川名字小倉 入、梅沢、江坪	H26.12.26	第1053号
土石流	1-33-053	押茂沢	柴田町大字上川名字押 茂、館山、四軒屋道上、 清水、竹ノ花、下沢	H26.12.26	第1053号
土石流	1-33-054	押茂沢2	柴田町大字上川名字押 茂、館山、四軒屋道上、 清水、下沢、大館山	H26.12.26	第1054号
土石流	1-33-056	滝前沢2	柴田町大字四日市場字滝 ノ前、川名沢、上山根、 大字上川名字清水	H26.12.26	第1053号
土石流	1-33-057-1	滝前沢-1	柴田町大字四日市場字法 領、滝ノ前、川名沢、上 山根、坂本前、大字上川 名字清水	H26.12.26	第1053号
土石流	1-33-057-2	滝前沢-2	柴田町大字四日市場字法 領、滝ノ前、川名沢、大 字上川名字清水	H26.12.26	第1054号

自然現象の種類	溪流番号又は 箇所番号	溪流名又は 箇所名	所在地	告示年月日	告示番号
土石流	1-33-058	坂本沢 2	柴田町大字四日市場字坂本前、坂本	H26. 12. 26	第 1054 号
土石流	1-33-059	坂本沢	柴田町大字四日市場字坂本前、坂本	H26. 12. 26	第 1053 号
土石流	1-33-060	坂本沢 3	柴田町大字四日市場字坂本前、坂本、法領、日当山	H26. 12. 26	第 1053 号
土石流	1-33-061	炭釜沢	柴田町大字四日市場字炭釜、日当山、下山根、坂本前	H26. 12. 26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0095	五斗亀の 1	柴田町大字入間田字五斗亀	H19. 12. 14	第 1162 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0096	五斗亀の 2	柴田町大字入間田字五斗亀	H19. 12. 14	第 1162 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0097	音見坂	柴田町大字葉坂字音見坂	H19. 12. 14	第 1162 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0098	野村	柴田町大字葉坂字野村	H19. 12. 14	第 1162 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0099	鍛冶内	柴田町大字葉坂字鍛冶内	H19. 12. 14	第 1162 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1154	惣代	柴田町大字葉坂字惣代	H19. 12. 14	第 1162 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0013-1	葛岡	柴田町槻木西二丁目	H25. 01. 25	第 65 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0013-2	葛岡	柴田町槻木西二丁目	H25. 01. 25	第 65 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0016	鍛冶内	柴田町大字入間田字外谷地	H25. 01. 25	第 65 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0094	岩崎	柴田町大字富沢字岩崎、字青木町、字大仏前	H25. 01. 25	第 65 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0108	西船迫 1 丁目	柴田町西船迫一丁目	H26. 01. 14	第 20 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0109	西船迫 4 丁目	柴田町西船迫四丁目	H26. 01. 14	第 20 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0008	神の前	柴田町本船迫字神ノ前	H26. 01. 14	第 20 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0009-1	西船迫 1 丁目	柴田町西船迫一丁目	H26. 01. 14	第 20 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0009-2	西船迫 1 丁目	柴田町西船迫一丁目	H26. 01. 14	第 21 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0011	西船迫 3 丁目	柴田町西船迫三丁目	H26. 01. 14	第 20 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0012	西船迫 4 丁目	柴田町西船迫四丁目	H26. 01. 14	第 20 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0268	小田小路の 2	柴田町船迫字神ノ前	H26. 12. 26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	2-自-0269	田小路	柴田町船迫字田小路	H26. 12. 26	第 1053 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0088	船岡南 1 丁目の 1	柴田町船岡南 1 丁目	H28. 03. 29	第 321 号
急傾斜地の崩壊	1-自-0087	館山	柴田町船岡西一丁目	H28. 10. 11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	1-自-1153	船岡南 1 丁目の 3	柴田町船岡南一丁目	H28. 10. 11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0004	根形の 1	柴田町船岡西二丁目	H28. 10. 11	第 833 号
急傾斜地の崩壊	1-人-0005	根形の 2	柴田町船岡西二丁目	H28. 10. 11	第 833 号
地すべり	030	西船迫	柴田町西船迫三丁目	H26. 01. 14	第 21 号

9 特殊建築物の状況

No.	名称	面積 (㎡)	階数		住所 2
			F	B	
1	Aコープ槻木店	1392.10	2		槻木上町二丁目1-15
2	JAみやぎ仙南農協柴田総合支店	2497.30	2		西船迫一丁目10-3
3	アイユー船岡店	1332.28	2		船岡中央三丁目18-5
4	旭園	1493.10	1		大字本船迫字沢田39
5	アツギ白石(株)船岡工場	3346.10	3		西船迫二丁目2-11
6	イトケン柴田ショッピングセンターB棟-1	1397.80	1		大字上名生字新大原194番地1
7	イトケン柴田ショッピングセンターB棟-2	1350.40	1		大字上名生字新大原194番地1
8	イトケン柴田ショッピングセンターC棟-1	1073.20	1		大字上名生字新大原194番地1
9	イトケン柴田ショッピングセンターマックスパリュ	3897.20	1		大字上名生字新大原194番地1
10	イトーチェーン船岡店	2999.20	2		船岡東二丁目7-1
11	株式会社シバセンA棟	1977.32	1		大字中名生字神明堂1
12	株式会社シバセンB棟	1353.52	2		大字中名生字神明堂1
13	株式会社ヒキチ	1207.72	1		大字船岡字山田1-24
14	株式会社ヨコタ東北工場A棟	2155.44	2		大字下名生字八剣83
15	カルタ	1452.00	2		西船迫二丁目2-12
16	北日本電線(株)アルミ線工場	2983.39	1		大字船岡字山田1-4
17	北日本電線(株)通信線工場	15256.30	2		大字船岡字山田1-4
18	北日本電線(株)電力線工場	28215.69	3		大字船岡字山田1-4
19	北日本電線(株)備品保管倉庫棟	1188.00	1		大字船岡字山田1-4
20	北日本電線(株)裸線工場	3518.30	2		大字船岡字山田1-4
21	北日本電線(株)槻木ヒートポンプ工場	5000.00	1		大字葉坂字白坂54-1
22	北日本電線(株)槻木光熱パイス工場	3525.97	2		大字葉坂字白坂54-1
23	北日本電線(株)槻木炭化・ドラム工場	1341.59	1		大字葉坂字白坂54-1
24	北船岡町営住宅1号棟	4753.70	10		北船岡二丁目13-31-1
25	薬王堂宮城柴田店	1582.52	1		大字船岡字東原前235-1
26	グラディオK	1491.04	4		西船迫三丁目5-13
27	ケアホームふなおか	1410.03	1		北船岡二丁目16-6
28	県営柴田槻木住宅1号棟A	1946.40	10		槻木駅西二丁目17
29	県営柴田槻木住宅1号棟B	1530.10	10		槻木駅西二丁目17
30	県営柴田槻木住宅2号棟	2474.00	6		槻木駅西二丁目17
31	県営柴田槻木住宅3号棟	1300.50	4		槻木駅西二丁目17
32	県営柴田船迫住宅1号棟	1031.36	4		西船迫二丁目5-32
33	県営柴田船迫住宅2号棟	1031.36	4		西船迫二丁目5-32
34	県営柴田船迫住宅3号棟	1076.40	4		西船迫二丁目5-32
35	県営柴田船迫住宅4号棟	1076.40	4		西船迫二丁目5-32
36	県営柴田船迫住宅5号棟	1087.84	4		西船迫二丁目5-32
37	県営柴田船迫住宅6号棟	1087.84	4		西船迫二丁目5-32
38	県営柴田船迫住宅7号棟	1724.80	4		西船迫二丁目5-28

No.	名称	面積 (㎡)	階数		住所 2
			F	B	
39	県立船岡養護学校寄宿舎	4040.00	2		船岡南二丁目 3-1
40	県立船岡養護学校第一校舎	3012.00	3		船岡南二丁目 3-1
41	県立船岡養護学校第二校舎	2683.70	3		船岡南二丁目 3-1
42	県立船岡養護学校第三校舎	1741.00	2		船岡南二丁目 3-1
43	コーポラス太子堂	1066.50	5		船岡東二丁目 7-22
44	雇用促進住宅柴田宿舎 1号棟	1581.78	5		船岡西二丁目 23-1
45	雇用促進住宅柴田宿舎 2号棟	1581.78	5		船岡西二丁目 23-1
46	雇用促進住宅柴田宿舎 3号棟	1581.78	5		船岡西二丁目 23-1
47	雇用促進住宅柴田宿舎 4号棟	1581.78	5		船岡西二丁目 23-1
48	カアイパック(株)仙台工場第 2 工場	2123.82	1		大字下名生字八剣 125
49	三愛物流東北(株)船岡営業所	3288.30	2		大字船岡字東原町 79
50	三愛ロジスティクス(株)東北物流センター	6326.16	2		大字中名生字神明堂 1
51	三愛ロジスティクス(株)サイクルセンター	1581.90	2		大字中名生字神明堂 1
52	三共アグロ(株)第一原料倉庫	1270.40	3		大字船岡字滝沢 1-6
53	三共アグロ(株)第二製品倉庫	1492.90	1		大字船岡字滝沢 1-6
54	サンコア	15952.80	2		西船迫二丁目 1-15
55	サンシャイン青葉	2147.90	3		船岡中央二丁目 5-35
56	サンライフ槻木 (駅前町営住宅)	4070.90	11		槻木新町一丁目 1-1
57	柴田衛生センター処理棟	1789.30	2	1	大字成田字待江 151
58	柴田高等学校校舎	7447.40	4		大字本船迫字十八津入 7-3
59	柴田高等学校第一体育館	2537.50	2	1	大字本船迫字十八津入 7-3
60	柴田高等学校第二体育館	2273.60	2		大字本船迫字十八津入 7-3
61	柴田小学校校舎	2510.60	2		大字葉坂字鍛冶内 30
62	柴田町民体育館	1779.20	2		船岡東一丁目 2-65
63	柴田町学校給食センター	1372.00	2		西船迫一丁目 1-12
64	柴田町浄水場	1304.00	1		大字船岡字山田沢
65	柴田町総合運動場	2520.40	2		大字上名生字明神堂 26-1
66	柴田町太陽の村	1017.40	2		大字本船迫字上野 4-1
67	柴田町地域福祉センター	1807.40	1		大字船岡字中島 68
68	柴田町農村環境改善センター	1266.00	2		大字入間田字外の馬場 220
69	柴田町役場 (保健センター含)	7013.40	6	1	船岡中央二丁目 3-45
70	庄司電気(株)柴田工場	1366.40	2		大字上名生字明神堂 74-2
71	昭和電線ケーブルシステム(株)通信工場	26801.10	2		大字船岡字鍋倉 1
72	昭和電線ケーブルシステム(株)アルミ工場	14212.67	2		大字船岡字鍋倉 1
73	昭和電線ケーブルシステム(株)仙台宿舎	1983.70	4		大字船岡字清住町 11-1
74	昭和電線ケーブルシステム(株)ナゲット工場	1677.50	1		大字船岡字鍋倉 1
75	昭和電線ケーブルシステム(株)裸線工場	6534.49	1		大字船岡字鍋倉 1
76	昭和電線ケーブルシステム(株)光ケーブル	11952.58	5		大字船岡字鍋倉 1
77	すまいる 15 番館	1668.48	3		大字下名生字旭川 57
78	セリア宮城柴田店	1133.30	1		船岡新栄四丁目 6-5

No.	名称	面積 (㎡)	階数		住所 2
			F	B	
79	セレッソパーリオ	1243.16	4		船岡中央二丁目 4-9
80	仙台ココロホトリック(株)仙南営業所	1200.00	5		大字下名生字八剣 98
81	仙台大学 25 記念館	2505.50	2		船岡南二丁目 1-1 他
82	仙台大学 35 記念館	1880.53	3		船岡南二丁目 1-1 他
83	仙台大学屋内多目的練習場	1131.42	1		船岡新栄二丁目 18-1
84	仙台大学屋内プール	1224.50	2		船岡南二丁目 1-1 他
85	仙台大学管理研究図書館棟	4321.00	5		船岡南二丁目 1-1 他
86	仙台大学講義棟	3118.80	3		船岡南二丁目 1-1 他
87	仙台大学専門教育研究棟	2283.70	3		船岡南二丁目 1-1 他
88	仙台大学第 1 体育館	1508.00	2		船岡南二丁目 1-1 他
89	仙台大学第二専門研究棟	1800.50	4		船岡南二丁目 1-1 他
90	仙台大学第 2 体育館	2006.50	2		船岡南二丁目 1-1 他
91	仙台大学第 3 体育館	6155.20	5		船岡南二丁目 1-1 他
92	仙台大学駐輪場	1422.66	2		船岡南二丁目 2-18
93	仙台大学ハンドボール場	1125.00	1		船岡南二丁目 1-1 他
94	仙台大学部室棟	1845.89	2		船岡南二丁目 1-1 他
95	仙台大学学生寮 (漕門館)	1901.07	3		大字中名生字神明堂 1
96	仙台森紙業(株)柴田事業所	16273.60	1		大字中名生字神明堂 1
97	仙南豊業協同組合	1100.40	1		大字船岡字山田 26-6
98	仙南地域職業訓練センター本館	1234.89	2		大字船岡字照内 1-9
99	仙南中央病院西棟	1183.30	3		北船岡一丁目 2-1
100	仙南中央病院東棟	2577.50	3		北船岡一丁目 2-1
101	創価学会仙南文化会館	2006.10	2		大字下名生字上納 176-1
102	ダイシン船岡店	2781.00	2		大字本船迫字立石 1 番 13 号
103	ダイナム柴田店	1146.70	2		大字船岡字上大原 183
104	ダイワラクダ工業(株)東北配送センター	2893.30	2		大字下名生字上納 203-3
105	町営住宅神山前アパート 2 号棟	1320.00	4		船岡東三丁目 12-6
106	町営住宅神山前アパート 3 号棟	1320.00	4		船岡東三丁目 12-6
107	ツキデン株式会社本社工場	1076.60	1		槻木白幡一丁目 4-1
108	槻木生涯学習センター	2556.40	3	1	槻木下町三丁目 1-60
109	槻木小学校	6712.20	3		槻木駅西二丁目 14-1
110	槻木体育館	1035.20	2		槻木下町二丁目 6-19
111	槻木中学校校舎	3016.90	3		槻木東二丁目 3-1
112	槻木中学校体育館	1396.10	2		槻木東二丁目 3-1
113	槻木中学校特別教室道場棟	1047.50	2		槻木東二丁目 3-1
114	槻木郵便局	1011.60	2		槻木下町三丁目 1-56
115	つばめザ・ムーブ	1999.88	1		大字船岡字新田 17
116	東海高熱工業(株)仙台工場第 1 工場	1503.40	2		大字中名生字佐野 34-1
117	東海高熱工業(株)仙台工場第 2 工場	3783.43	1		大字中名生字佐野 34-1
118	東邦ヒューム管(株)型組・鉄筋場	1128.75	2		大字下名生字土手崎 119

No.	名称	面積 (㎡)	階数		住所 2
			F	B	
119	東邦ヒューム管(株)成形場	1064.00	1		大字下名生字土手崎 119
120	東北大江工業(株)工場棟	5767.70	2		大字船岡字大森 1-1
121	東北三和鋼器(株)製品仕分け工場	3828.10	3		大字船岡字山田 1-7
122	東北三和鋼器(株)第1・第2加工工場	5771.50	1		大字船岡字山田 1-7
123	東北三和鋼器(株)第3加工工場	8232.70	2		大字船岡字山田 1-7
124	東北三和鋼器(株)鍍金工場	4205.10	2		大字船岡字山田 1-7
125	東北三和鋼器(株)プレート加工工場	1534.50	2		大字船岡字山田 1-7
126	東北三和鋼器(株)本館事務所	1155.28	2		大字船岡字山田 1-7
127	東北積水樹脂(株)	3645.50	2		大字四日市場字二本木 86-1
128	東北新潟運輸(株)仙台南支店	2096.10	2		大字下名生字上納 192
129	東北リコー株式会社開発センター	1002.30	2	1	大字船迫字土平 101-2
130	東北リコー株式会社計測センター	1143.30	2		大字下名生字剣水 65、66
131	東北リコー(株)厚生年金基金会館	2916.45	3		大字中名生字神明堂 3-1
132	東北リコー(株)事務・厚生棟	3882.76	4		大字中名生字神明堂 3-1
133	東北リコー(株)第1・第2工場	11519.54	2		大字中名生字神明堂 3-1
134	東北リコー(株)第1技術センター	4083.91	3		大字中名生字神明堂 3-1
135	東北リコー(株)第3・第4工場	13517.40	2		大字中名生字神明堂 3-1
136	東北リコー(株)第5・第6工場	13821.40	3		大字中名生字神明堂 3-1
137	特別養護老人ホーム常盤園	1848.95	2		大字船岡字迫 28-1
138	西船迫町営住宅1号棟	1078.76	4		西船迫二丁目 5-42
139	西船迫町営住宅2号棟	1087.84	4		西船迫二丁目 5-48
140	西住小学校	2970.50	2		大字船岡字大住町 16-1
141	ハイツWEALⅢ	1117.80	2		大字船岡字東原前 190-1
142	パチンコパワーズ	1052.50	2		西船迫二丁目 8-7
143	パラディソ柴田ゲームセンター	5318.40	2		大字下名生字剣水 2-2
144	東船岡小学校校舎	3840.20	3		大字上名生字下中川 93-1
145	東船岡小学校体育館	1126.00	2		大字上名生字下中川 93-1
146	ファッションセンターしまむら柴田店	1099.18	1		西船迫一丁目 2-5
147	船岡駅北自転車駐輪場	1297.70	3		船岡土手内一丁目地内
148	船岡駅前町営住宅	1635.50	4		船岡中央一丁目 1-1
149	船岡駅南自転車駐車場	1377.70	2		船岡中央一丁目 32-7
150	船岡生涯学習センター	1184.50	2		大字中名生字西宮前 49
151	船岡小学校校舎	6704.00	3		船岡東一丁目 2-60
152	船岡小学校体育館	1273.50	2		船岡東一丁目 2-60
153	船岡体育館	1223.20	2		船岡南二丁目 2-34
154	船岡中学校体育館	1223.00	2		大字船岡字七作 26
155	船岡中学校本校舎	3467.00	3		大字船岡字七作 26
156	船岡中学校南校舎	1726.00	2		大字船岡字七作 26
157	船岡保育所	1676.00	1		船岡新栄二丁目 18-1
158	船迫生涯学習センター	1434.30	2		西船迫三丁目 3-104

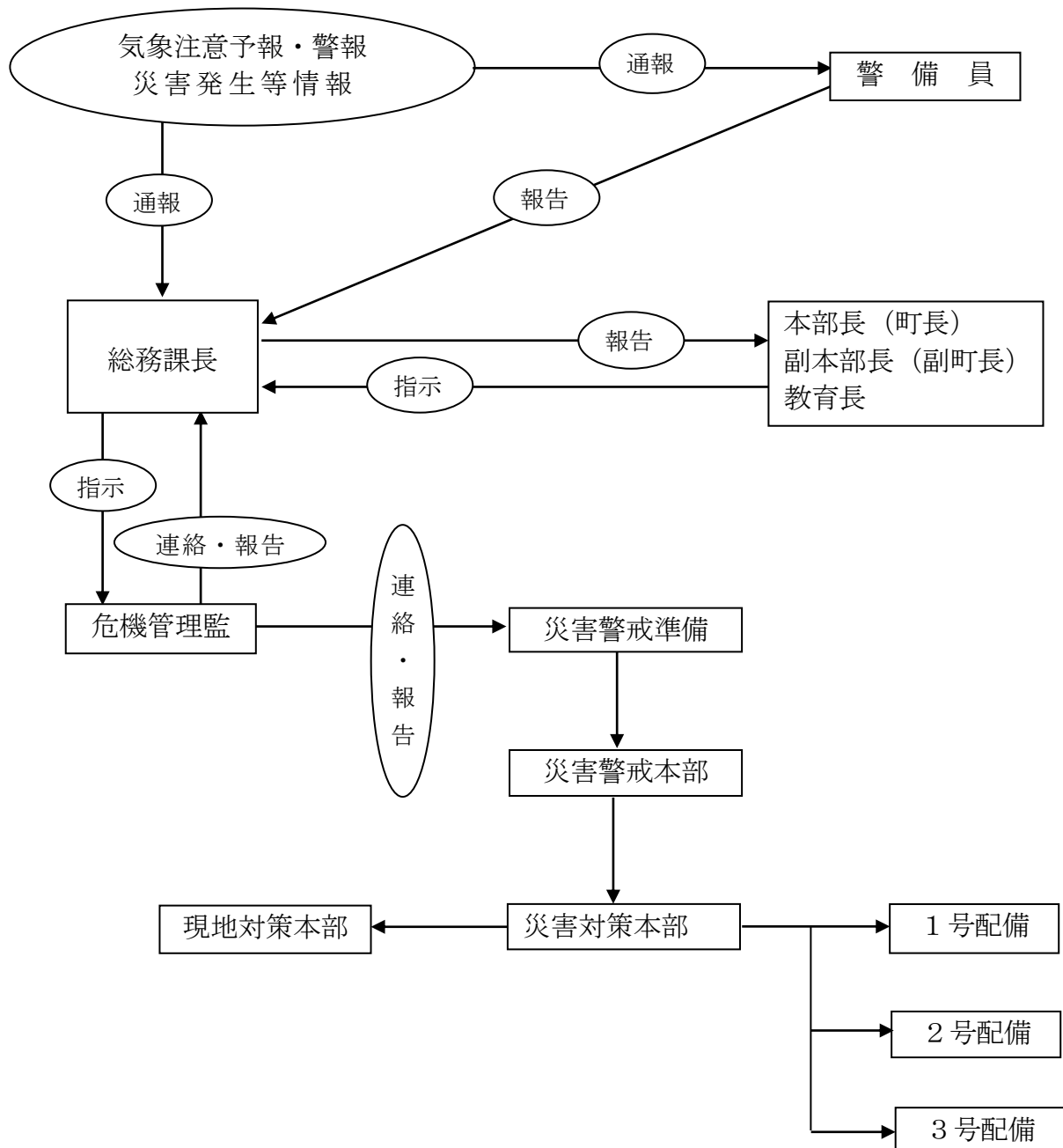
No.	名称	面積 (㎡)	階数		住所 2
			F	B	
159	船迫小学校校舎	4901.40	3		西船迫三丁目 1-3
160	船迫小学校校舎・体育館	2386.60	2		西船迫三丁目 1-3
161	船迫中学校校舎	4680.30	3		西船迫四丁目 1-2
162	船迫中学校体育館	1252.40	2		西船迫四丁目 1-2
163	古川工業株式会社船岡工場	4165.80	2		大字船岡字山田 1-27
164	ふるさと文化伝承館	1017.30	2		船岡西一丁目 6-26
165	フローラメモリアルホール柴田	2577.43	2		大字下名生字佐野 32 番地 1
166	ホームック柴田店	2999.20	1		大字中名生字佐野 34-4
167	ホテル原田 in さくら	4771.80	7		船岡中央一丁目 2-3
168	マルトモ(株)仙台工場	5365.00	2		大字槻木字萱ヶ崎 63-1
169	宮城県仙南総合プール	3562.60	3	1	大字本船迫字十八津入地内
170	みやぎ生活協同組合柴田センター	1023.00	1		大字下名生字剣塚 31-3
171	宮城日産自動車(株)柴田店	1056.49	1		西船迫二丁目 7-2、7-3
172	宮崎電線工業(株)仙台工場	4400.40	1		大字船岡字丸山崎 1
173	山崎製パン(株)女子寮	1460.90	4		槻木白幡二丁目 9-25
174	山崎製パン(株)仙台工場工場棟	20880.00	6		槻木白幡二丁目 9-1
175	山崎製パン(株)男子寮	1281.10	4		槻木白幡二丁目 9-24
176	有限会社玉崎屋貸倉庫	1057.00	2		大字下名生字八剣 132
177	ユーワ精巧株式会社	1383.10	2		西船迫二丁目 2-4
178	豊屋食品工業株式会社	5585.90	2		大字下名生字八剣 20
179	ヨークベニマル柴田店	3930.23	1		船岡新栄四丁目 6-26
180	陸上自衛隊 10 群本部隊舎	2949.70	4		大字船岡字大沼端 1-1
181	陸上自衛隊 150 外来隊舎	1056.00	2		大字船岡字大沼端 1-1
182	陸上自衛隊 229 隊舎	2819.20	3		大字船岡字大沼端 1-1
183	陸上自衛隊 233 体育館	1698.88	2		大字船岡字大沼端 1-1
184	陸上自衛隊 239 隊舎	4507.85	4		大字船岡字大沼端 1-1
185	陸上自衛隊 248 食厨棟	1878.80	2		大字船岡字大沼端 1-1
186	陸上自衛隊 58 整備工場	1000.00	2		大字船岡字大沼端 1-1
187	陸上自衛隊 89 本部隊舎	5756.40	3		大字船岡字大沼端 1-1
188	陸上自衛隊大沼宿舎 1 号棟	2215.00	5		大字船岡字大沼端 1-1
189	陸上自衛隊大沼宿舎 2 号棟	2212.96	5		大字船岡字大沼端 1-1
190	陸上自衛隊特別借受宿舎 A 棟	2149.44	5		大字船岡字並松 6-2 他
191	陸上自衛隊特別借受宿舎 B 棟	2149.44	5		大字船岡字並松 6-2 他
192	陸上自衛隊船岡 15 隊舎	3967.05	4		大字船岡字大沼端 1-1
193	陸上自衛隊自動車修理工場	2460.00	2		大字船岡字大沼端 1-1
194	陸上自衛隊整備実習棟	1184.00	2		大字船岡字大沼端 1-1
195	リハビリパークさくら	3733.10	3		船岡新栄六丁目 6-5
196	菱食東北物流事業所	5561.10	2		大字槻木字焼壇 2-1
197	(株)UEX 東北支店	2255.30	1		大字船岡字山田 1-39
198	(株)安藤仁七商店 1	1142.20	1		大字船岡字鍋倉 1-9

No.	名称	面積 (㎡)	階数		住所2
			F	B	
199	株安藤仁七商店2	1142.20	1		大字船岡字鍋倉1-9
200	株表蔵王国際ゴルフクラブ	4643.30	2		大字船迫字日光48
201	株表蔵王国際ゴルフクラブカート格納庫	1939.60	2		大字船迫字日光48
202	株東北電子エンジニアリングA棟	2642.90	2		大字中名生字神明堂1
203	株東北電子エンジニアリングB棟	10191.80	1		大字中名生字神明堂1
204	株東北電子エンジニアリングF棟	1499.95	1		大字中名生字神明堂1
205	株トーテック	1874.30	1		大字下名生字剣水35-2
206	株ニッケイ加工仙台工場A棟	4588.60	1		大字上名生字明神堂11-1
207	有長渕商店	1472.00	1		船岡東四丁目13-1
208	協同組合柴田ショッピングセンターマルコ	2995.00	2		槻木下町一丁目4-38
209	ヤマプラス仙台	1168.20			大字四日市場字通木71-10
210	ホテル一太郎	1139.60	4		船岡中央2丁目2-20

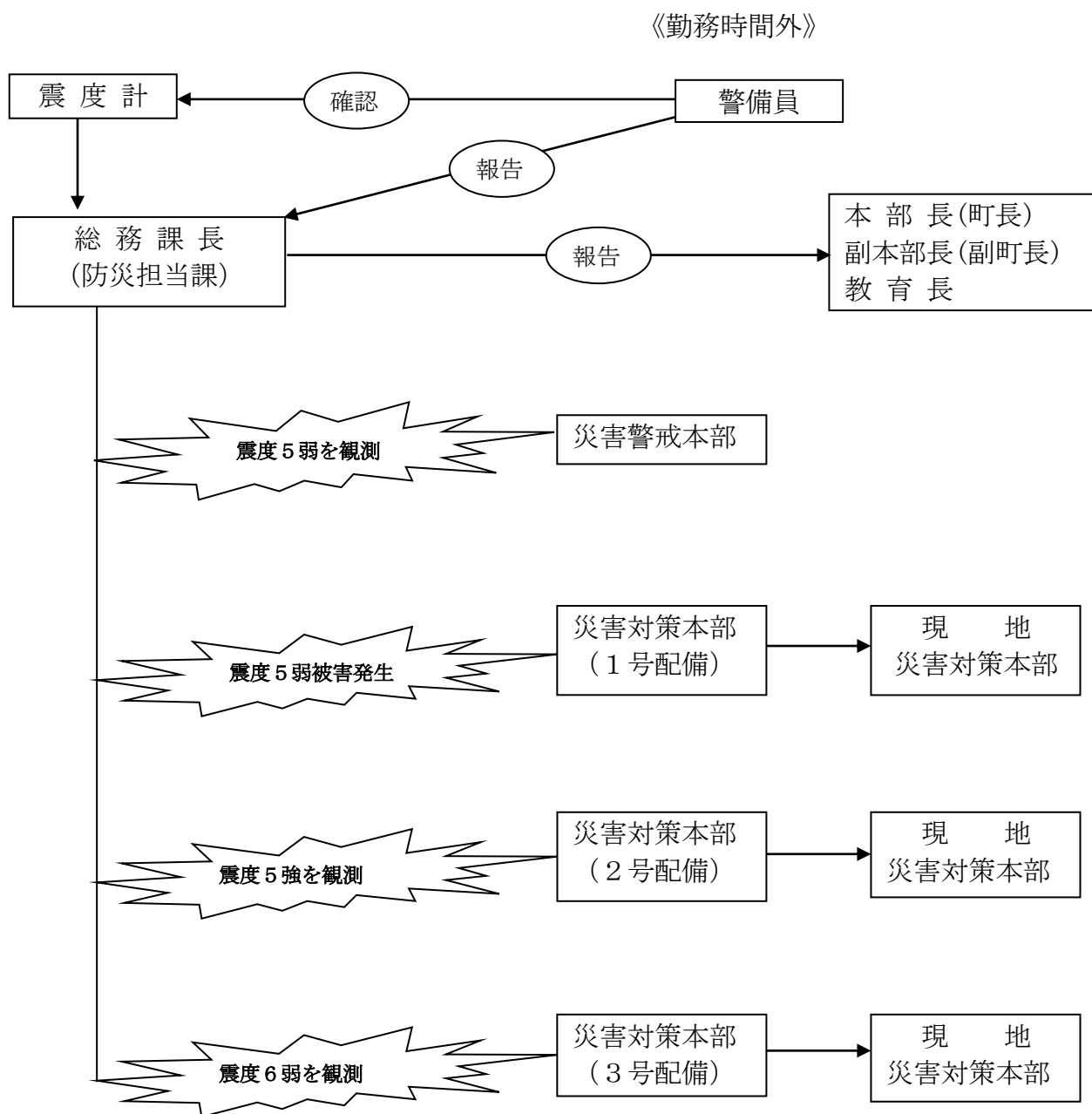
第4 災害警戒準備、災害警戒本部及び災害対策本部の流れ

1 災害警戒準備、災害警戒本部及び災害対策本部の流れ（風水害時）

《勤務時間外》



2 災害警戒本部及び災害対策本部の流れ（震災時）



第5 災害救助法

1 災害救助法施行細則

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人 増すごとに 加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
			冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の範囲内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊（焼）し、 自らの資力により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を行わな ければ居住することが困難で ある程度に住家が半壊（焼） した者	居室、炊事場及び便所等日常生活 に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000 円	災害発生の日から 1 月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半 壊（焼）又は床上浸水により 学用品を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校児童、 中学校生徒及び高等学校等生 徒	1 教科書及び教科書以外の教材 で教育委員会に届出又はその承 認を受けて使用している教材、又 は正規の授業で使用している教 材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当 たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から （教科書） 1 月以内 （文房具及び通学 用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象 にして実際に埋葬を実施する 者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 201,000 円以内 小人（12 歳未満） 160,800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、か つ、各般の事情によりすでに 死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計 上 2 災害発生後 3 日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者につい て、死体に関する処理（埋葬 を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障 害物が運びこまれているため 生活に支障をきたしている場 合で自力では除去することの できない者	1 世帯あたり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条 第 1 号から第 4 号までに規定 する者	災害救助法第 24 条第 1 項の規定 により救助に関する業務に従事さ せた都道府県知事の総括する都道 府県の常勤の職員で当該業務に従 事した者に相当するものの給与を 考慮して定める。	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2 被災世帯の算定基準

被災世帯の算定	全壊、全焼、流失等により滅失した世帯	
	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
	住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	住家の滅失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
		住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの
	住家の半壊・半焼	住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
		住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの
住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（住家の被害が上記に該当しない場合）	浸水がその住家の床上に達した程度のもの	
	土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。又、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第6 相互応援協定等

1 現在締結されている相互応援協定

平成28年3月31日現在

協定項目	協定年月日	協定機関
仙南2市6町消防相互応援協定書	昭和43年12月18日	白石市、角田市、蔵王町、村田町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町
宮城県広域消防相互応援協定書	平成4年4月1日	宮城県及び県内全消防本部
宮城県広域航空消防応援協定書	平成4年4月1日	宮城県、宮城県内3市9広域圏
福島・宮城・山形広域災害時相互応援協定書	平成9年1月16日	福島、宮城、山形県内 5広域圏 4市町村
北上市と柴田町の災害時相互応援に関する協定	平成9年11月6日	北上市、柴田町
日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」	平成11年6月30日	日本水道協会宮城県支部
宮城県内航空消防応援協定書	平成13年4月1日	宮城県、宮城県内3市9広域圏
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	平成13年10月26日	株式会社セブンイレブン・ジャパン
伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会の災害時における相互応援協定書	平成13年11月8日	北海道伊達市、福島県新地町、亶理町、山元町、柴田町
災害時における宮城県市町村相互応援協定書	平成16年7月26日	県内全市町村
災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定書	平成20年2月18日	株式会社ヤマザキ製パン仙台工場
大規模災害時における応急対策業務等の応援に関する協定書	平成20年4月3日	柴田町建設工事協議会
災害時における上下水道施設応急復旧業務の応援に関する協定書	平成21年3月30日	柴田町上下水道組合
大規模災害時における応急対策業務等の応援に関する協定書	平成21年3月30日	柴田町電友会
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	平成21年3月30日	㈱アクティオ
電力設備災害復旧に関する協定書	平成24年1月18日	東北電力㈱白石営業所
災害時における段ボール製品の提供に関する協定書	平成24年2月13日	セツカートン㈱
災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書	平成24年3月8日	柴田町石油納入組合
福祉避難所の設置運営等に関する協定書	平成24年7月17日	5事業者（8施設）
災害時における水道給水活動に関する協定書	平成24年7月18日	水人会

協定項目	協定年月日	協定機関
緊急物資の輸送に関する協定書	平成26年2月17日	宮城県トラック協会仙南支部
福祉避難所の設置運営等に関する協定書	平成26年4月1日	柴田町社会福祉協議会
災害時における応援協力に関する協定書	平成26年4月2日	フジ地中情報株式会社・株式会社マイシステム企業体
全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書	平成26年4月17日	全国さくらサミット加盟自治体 13市町
福祉避難所の設置運営等に関する協定書	平成26年7月1日	はらから福祉会
災害発生時における柴田町と柴田町内郵便局の相互協力に関する協定	平成27年7月31日	柴田町内郵便局
災害時における相互応援協定書	平成27年11月9日	愛知県東浦町

(1) 仙南2市6町消防相互応援協定書

第1条 消防組織法第32条に規定する市町消防の相互応援に関して、宮城県大河原地方県事務所内の2市6町は、次の条項により協定を締結する。(以下「協定市町」という。)

第2条 この協定は、火災または非常災害に際し、協定市町相互の消防力を活用して、災害地における被害を最小限度に防御するをもって目的とする。

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための応援隊の派遣
- (2) その他の災害防御のための応援隊の派遣
- (3) その他の災害に際し必要と認めた事項

第4条 前条に規定する応援の方法は、次の各号により行うものとする。

- (1) 前条第1号による応援の要請があったときは、協定市町はそれぞれの区域内の消防警備上に支障のない限度において応援隊を派遣するものとする。
- (2) 協定市町は、境界に近接した協定市町の地域の火災または火勢拡大し、もしくは拡大のおそれがありと応援消防機関が認めた場合は、前号の規定にかかわらず応援隊を派遣することができるものとする。
- (3) 前条第2号、第3号による要請があったときは、応援側の認定により相互に応援するものとする。ただし、災害が広範囲な地域にわたり発生した場合には、応援隊を派遣しないことができるものとする。

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、可能な方法により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援を要する種別
- (2) 被害状況
- (3) 応援場所
- (4) 応援を要する人員及び車輛、機械、資器材等の数量
- (5) その他の必要事項

第6条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援地の消防長または消防団長とする。ただし、火災応援のとき応援隊長は到着の報告をする時間的余裕がないと判断した場合は、独自の行動をすることができるものとする。
- (2) 指揮は、応援隊長に対して行うものとする。ただし、緊急を要し、その長に連絡しようとする指し命令の伝達が遅れ、機を失するおそれのある場合は、直接隊員に命令することができるものとする。

第7条 応援隊の長は現場到着、引揚げ及び消防活動の状況等を現地最高指揮者に報告するものとする。

第8条 応援に要した費用は、次の区分により負担する。

- (1) 応援に際し、受援地において発生した機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償の負担については、関係当事者間においてその都度協議のうえ決定するものとする。
- (2) 応援出動に要した隊員の諸手当及び被服等の損耗は、応援隊側の負担とする。
- (3) 応援が長時間にわたり、食糧を必要とする場合は、受援者側の負担とする。
- (4) 動力ポンプによる応援で長時間におよぶ場合の費用負担については、関係当事者間においてその都度協議のうえ決定するものとする。
- (5) 前各号以外の細部費用負担については、関係協定市町間において、その都度協議のうえ決定するものとする。

第9条 この協定実施について、必要な事項は、関係協定市町間において定めることができるものとする。

附則

- 1 この協定は、昭和44年1月1日から施行する。
- 2 本協定締結にともない、従来締結している関係協定市町間の消防相互応援協定は廃止する。

昭和43年12月18日

白石市長
角田市長
柴田町長
蔵王町長
村田町長
大河原町長
川崎町長
丸森町長

(2) 宮城県広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、その行政区域を超えて消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、県内において次の各号に掲げる大規模災害等が発生した場合に、消防相互応援により人命の救助と被害の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 地震、風水害
- (2) 山林地域での林野火災、大災害
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 石油コンビナート火災その他特殊火災
- (5) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な救急・救助事故
- (6) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- (4) この協定に基づく応援要請の他、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両及び資機材の種別・数量
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (6) 道路条件、気象状況
- (7) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとし、派遣を決定したときはできるだけ速やかに災害発生市町村等の長及び知事に通報するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が応援隊の長を通じて行うものとする。
ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに災害発生市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第7条 災害発生市町村等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長及び知事に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 燃料費
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 災害発生市町村等において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度関係する市町村等が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第9条 この協議事項の円滑な推進を図るため、市町村等で構成する連絡会議を設置し、必要な事項について別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定書を改廃する必要があるときは、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度市町村等間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため正本13通を作成し、市町村等の長及び立会人が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成4年4月1日から実施する。

仙台市		市長
名取市		市長
岩沼市		市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合	管理者	
亘理地区行政事務組合	管理者	
仙南地域広域行政事務組合	理事長	白石市長
栗原地域広域行政事務組合	管理者	
大崎地域広域行政事務組合	管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会	理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長	理事長
黒川地域行政事務組合	理事会	理事長
立会人		宮城県知事

(3) 宮城県広域航空消防応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害の軽減を図るため、宮城県の所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生し、防災ヘリコプターの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合
- (3) その他防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から、電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象の状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、宮城県防災ヘリコプター航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに災害発生市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 防災航空隊の指揮は、災害発生市町村等の消防機関の長が防災航空隊長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、宮城県広域消防相互応援協定第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、宮城県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度宮城県及び市町村等が協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成4年4月1日

宮城県	宮城県知事
仙台市	市長
名取市	市長
岩沼市	市長
石巻地区広域行政事務組合	管理者 石巻市長
塩釜地区消防事務組合	管理者
亘理地区行政事務組合	管理者
仙南地域広域行政事務組合	理事長 白石市長
栗原地域広域行政事務組合	管理者
大崎地域広域行政事務組合	管理者 古川市長
登米地域広域行政事務組合	理事会 理事長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理事長
黒川地域行政事務組合	理事会 理事長

(4) 福島・宮城・山形広域災害時相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福島地方広域圏（福島地方拠点都市地域）、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏及び置賜広域行政圏で構築する市町村において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急措置ができない場合に、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、広域圏内において物資等の相互応援に関し必要な事項について定めるものとする。

(広域圏連絡調整市町村)

第2条 応援業務を迅速かつ円滑に遂行し、かつ各広域圏並びに広域圏内構成市町村との総合調整等を行うため、各広域圏に連絡調整市町村をあらかじめ定めておくものとする。

(連絡責任者)

第3条 応援に関する責任者として、各広域圏の構成市町村に連絡責任者を置く。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需品、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第6条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町村が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として被災市町村の負担とする。

(連絡会議)

第8条 広域圏相互の情報交換のほか、この協定に基づく応援を円滑に行うため必要に応じて連絡

調整市町村による連絡会議を開催する。

(その他防災協定等との関係)

第9条 この相互応援協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な時候は、その都度協議するものとする。

上記協定の成立の証として、本協定書44通作成し、5広域圏構成44市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年1月16日

各広域圏構成市町村 署名 ⑩

構成市町村名

《福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）》

福島市、二本松市、桑折町、伊達市、国見町、川俣町
大玉村、本宮市

《仙南地域広域行政圏》

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町

《相馬地方広域市町村圏》

相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村

《亘理・名取広域行政圏》

名取市、岩沼市、亘理市、山元町

《置賜広域行政圏》

米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西市、白鷹町、飯豊町、小国町

(5) 北上市と柴田町の災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、いずれかの地域において地震等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、災害時の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4条に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請されたときは、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要する側の負担とする。ただし、被災の状況によっては、この限りでない。

2 応援を要請する側が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する側からの要請があった場合は、応援を要請された側が一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 北上市市民生活部長
- (2) 柴田町総務課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成9年11月6日から適用する。

この協定の成立を証するため、この本書2通を作成し、当事者記名押印して各自その1通を保有するものとする。

平成9年11月6日

北上市
北上市長

柴田町
柴田町長

(6) 日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」

(趣旨)

第1条 この計画は、宮城県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会宮城県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業者が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各会員内で対応不可能な災害が発生した場合は、県支部長の要請により、各会員は、被災事業者の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各会員を気仙沼、石巻、大崎、仙塩、仙南の5ブロック及び仙台市、栗原市、登米市の3市に分け、各ブロックから1会員を代表として選出し、これに仙台市、栗原市及び登米市を加えた8都市を「代表都市」とする。なお、組織図は別図のとおりとする。

2 県支部長都市及び代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課及び連絡担当責任者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業者から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたととき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたとときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたとときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業者（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

（県支部現地救援本部の設置）

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業者間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業者の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに担当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援活動）

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- ・ 応援給水
- ・ 応急復旧
- ・ 応急復旧用資機材の提供
- ・ 漏水調査
- ・ 工事業者の斡旋
- ・ 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の派遣）

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他の日用品のほか野外で宿営できるようテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業者名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用負担）

第11条 この計画に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業者が負担するものとする。

（情報の交換）

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市は、必要に応じ情報の交換を行うものとする。

(県営水道)

第13条 宮城県企業局の経営する用水供給事業が、第3条に定めるそれぞれのブロックにおいて被災し、会員の応援を必要とする場合は、この計画の定めるところによる。

(会員以外への協力)

第14条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第15条 この計画の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協議)

第16条 この計画に定めのない事項及びこの計画の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

1 この計画は、平成11年6月30日から適用する。

(日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会宮城県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」(平成8年5月28日議決)は、廃止する。

附則(平成16年5月27日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

附則(平成17年5月27日議決)

この計画は、議決の日から施行する。

(7) 宮城県内航空消防応援協定書

仙台市（以下「甲」という。）と名取市、岩沼市、仙南地域広域行政事務組合、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、亶理地区行政事務組合、登米地域広域行政事務組合及び黒川地域行政事務組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた災害の応援（以下「航空消防応援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(航空消防応援の要請対象)

第2条 航空消防応援の要請は、法第1条に規定する災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動にとって有効である場合に行うものとする。

(航空消防応援の実施要件)

第3条 航空消防応援は、宮城県広域航空消防応援協定（平成4年4月1日締結）に基づき、宮城県が所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）の応援要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 宮城県知事から防災ヘリコプターの応援要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターの活動のみでは、災害を防除することが困難であると認められる場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

(航空消防応援の出場条件)

第4条 第2条の規定にかかわらず、甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、消防ヘリコプターが活動中である場合
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さない場合
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活動できない場合
- (4) 消防ヘリコプターが対応できない活動の要請である場合

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、応援を要請する乙が甲に対し、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
- (2) 災害時にヘリコプターが離着陸をする場所（以下「離着陸場」という。）の所在地及び支援体制
- (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
- (4) その他必要な事項

2 甲の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡票（別紙様式）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

（航空消防応援の中断）

第6条 甲は、甲の区域内に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、応援を要請した乙と協議のうえ、航空消防応援を中断することができる。

（消防ヘリコプターに対する指揮）

第7条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターに対する指揮は、乙の消防機関の長又は消防機関の長が定める現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が、消防ヘリコプターに搭乗している甲の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、消防機関の長等による指揮の内容が、消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を消防機関の長等に通告することができる。

3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は、県内共通波（152.77MHz）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

（事前計画）

第8条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等
- (2) 消防ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法
- (3) 離着陸場への職員の派遣
- (4) 離着陸場の照明設備等
- (5) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置
- (6) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (7) その他必要と認める事項

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）

第9条 乙は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

（航空消防応援に要する経費の負担）

第10条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出場手当、旅費等応援に直接要する経費については、応援を受けた乙の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、応援を受けた乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入

する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(4) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度甲及び応援を要請した乙が協議し定めるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第 12 条 この協定を証するため、この協定書 13 通を作成し、甲、乙及び立会人が各自 1 通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この協定の締結により、平成 5 年 4 月 1 日に締結した「航空消防応援実施細目」は廃止する。

3 応援に要した経費については、第 10 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までの間は、なお「宮城県広域消防相互応援協定書」の例による。

平成 13 年 4 月 1 日

(甲) 仙台市	市 長
(乙) 名取市	市 長
岩沼市	市 長
石巻地区広域行政事務組合 管理者	石巻市長
塩釜地区消防事務組合	管 理 者
亘理地区行政事務組合	管 理 者
仙南地域広域行政事務組合	理 事 長
栗原地域広域行政事務組合	管 理 者
大崎地域広域行政事務組合 管理者	古川市長
登米地域広域行政事務組合 理事会	理 事 長
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	理 事 長
黒川地域行政事務組合 理事会	理 事 長
立会人	宮城県知事

別表（第5条第2項関係）

連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
消防局防災部指令課	仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号	加入電話(022)234-1151~1153 F A X (022)234-2364
		県防災行政無線(地上系、衛星系) (+044)-621-2360 F A X (+044)-621-2289

(8) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

仙南地域広域行政事務組合の構成市町である白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、及び丸森町（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙に相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める協力事項は、甲のいずれかの市町が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲のいずれかの市町が物資を必要とするときは、その市町は乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有または製造する物資の供給及び運搬
- (2) 要請した市町が必要とする物資の仕入及び運搬

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で積極的に応じるよう努めるものとする。

(物資の範囲)

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表第1に掲げる物資
- (2) その他要請した市町が指定する物資

(要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請は、別記様式の注文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭（電話または電信を含む。）で要請することができる。

- 2 前項ただし書きの場合においては、要請後速やかに注文書を提出するものとする。
- 3 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため別表第2のとおり連絡窓口を定め、連絡体制に支障を来さぬよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は、要請した市町と乙とが協議のうえ決定するものとする。

- 2 乙は、前項の引渡し場所に物資を搬送し、要請した市町の職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の経費については、要請した市町が負担する。

(経費の請求)

第9条 乙は、物資の供給及び運搬を実施したときは、前条に規定する経費を要請した市町の長に請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 要請した市町は、前条に基づき経費の支払請求があったときは、当該市町の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第11条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正価格とし、要請した市町と乙が協議のうえ決定するものとする。

(情報の伝達、交換等)

第12条 甲は、災害時において、住民に対し物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰防止等を図るため、協力して住民に迅速的確な生活情報の提供に努めるものとする。

(物資の安定供給)

第13条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰防止と安定供給に努め、甲は、これに積極的に協力するものとする。

(保有物資の照会)

第14条 甲は、必要に応じて乙に対し保有物資及び数量の照会ができるものとし、乙は、甲から照会があったときはこれに応じるものとする。

(防災訓練等の参加協力)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、乙は、甲が実施する防災訓練等に業務に支障のない範囲で、当該要請に基づき、訓練の参加について協力するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲または乙が文書をもって終了を通知したとき、若しくは乙が別表第1に掲げる物資のすべてを取り扱わなくなったときに、効力を失う。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定

めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 10 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 13 年 10 月 26 日

甲 白石市長
角田市長
蔵王町長
七ヶ宿町長
大河原町長
村田町長
柴田町長
川崎町長
丸森町長

乙 東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長

別表第1 (第5条関係)

災害時応急生活物資

区分		品目
食料品	主食	米、パン、めん類、粉ミルク、授乳食、弁当、おにぎり、レトルト食品（ご飯）、インスタントヌードル
	副食	肉、野菜、魚、缶詰、惣菜
	調味料等	味噌、醤油、ソース、塩、砂糖、化学調味料、バター、マーガリン、ジャム
	その他	果物
飲料品		ミネラルウォーター（ペットボトル）ウーロン茶、緑茶など（ペットボトル）牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料など
生活物資	寝具類	毛布、寝具、寝袋
	衣料品	下着、靴下、防寒具、雨具
	日用品等	哺乳ビン、紙おむつ、生理用品、石鹸、洗剤、シャンプー、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、洗面用具、裁縫セット、掃除用具、使い捨てコップ、食器、割箸、ポリバケツ、ポリタンク、電池、懐中電灯、粘着テープ、ビニールシート、ブルーシート、使い捨てカイロ、マスク、アルミホイル、ラップ
	学用品等	文房具、シューズ
	燃料等	卓上ガスコンロ・ボンベ・灯油

別表第2（第6条関係）

連絡窓口

	市町名	担当部・課名	所在地	電話番号 F A X 番号
甲	白石市	民生部生活環境課	〒989-0292 白石市大手町1番1号	電話 0224-22-1314 F A X 0224-22-1316
	角田市	総務部総務課	〒981-1505 角田市角田字大坊41	電話 0224-63-2111 F A X 0224-62-4829
	蔵王町	総務課	〒989-0821 刈田郡蔵王町円田字西浦北10	電話 0224-33-2211 F A X 0224-33-4159
	七ヶ宿町	総務課	〒989-0512 刈田郡七ヶ宿町字関126	電話 0224-37-2111 F A X 0224-37-2468
	大河原町	町民生活課	〒989-1295 柴田郡大河原町字新南19	電話 0224-53-2114 F A X 0224-53-3818
	村田町	総務課	〒989-1392 柴田郡村田町村田字迫6	電話 0224-83-2111 F A X 0224-83-5740
	柴田町	総務課	〒989-1692 柴田郡柴田町船岡中央2-3-45	電話 0224-55-2111 F A X 0224-55-4172
	川崎町	総務課	〒989-1501 柴田郡川崎町前川字裏丁175-1	電話 0224-84-2860 F A X 0224-84-6789
	丸森町	保険福祉課	〒981-2192 伊具郡丸森町字鳥屋120	電話 0224-72-3013 F A X 0224-72-3040
乙	株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 総務本部渉外部		〒105-0011 東京都港区芝公園四丁目1番4号	電話 03-3459-3734 F A X 03-3438-3724

別記様式（第6条関係）

注文書

年 月 日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

要請市（町）長

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品名	規格	数量	単位	引渡し場所	備考

納入希望日時	年 月 日 時			
注文担当部・課				
注文担当者	職		氏名	

(9) 伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会の災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会構成市町である伊達市、亘理町、新地町、山元町、柴田町において、地震等による大規模災害が発生し、被災した市町(以下「被災市町」という。)独自では十分な応急措置ができない場合に、構成市町において物資等の相互応援に関し必要事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- (2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、被災市町以外の市町に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要請する生活必需品、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を必要とする期間

(自主応援)

第4条 被災市町以外の市町は、被災市町の被害が極めて甚大で連絡が取れない場合又は被災市町が応援を要請するいとまがないと認められる場合は、要請を待たないで必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条の要請があったものとみなすものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条各号に掲げる応援に要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市町が負担する。

- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度、被災市町と応援をした市町で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町が既に締結している協定を妨げるものではない。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議するものとする。

上記協定の証として、本協定書5通を作成し、5市町がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成13年11月8日

伊達藩「ふるさと姉妹都市・歴史友好都市」連絡協議会

伊達市長

亘理町長

新地町長

山元町長

柴田町長

(10) 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調整するものとする。

3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。

4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。

5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。

3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。

4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。

2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。

3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交流)

第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする

平成16年7月26日

宮城県知事

宮城県市長会会長

宮城県町村会会長

(11) 災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、山崎製パン株式会社仙台工場（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力して住民生活の安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等の協力に関する事項を定めるものとする。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲より要請を受けた数量を全て確保できない場合においては、確保できる数量で納入するものとする。

3 乙が被災し操業停止になった場合は、甲乙協議のうえ対応する。

（物資供給の要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないように常に点検、改善に努めるものとする。

（物資の運搬等）

第5条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 物資の引渡し場所は、甲と乙がその都度協議して決定するものとする。

（費 用）

第6条 乙が供給した商品の対価の費用については、甲が負担するものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

2 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

（細 目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年2月18日

甲 柴田町長

乙 山崎製パン株式会社仙台工場
工場長

災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定（以下「協定」という。）第8条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続き)

第2条 協定第4条に定める甲の乙に対する要請文書は、応急生活物資供給要請書（様式1）による。

- 2 甲から乙への要請等の経路は、別表1のとおりとする。
- 3 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 4 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(物資の確保)

第3条 乙は、災害時に必要な物資として、菓子パン類、飲み物の物資を中心に確保に努めるものとする。

(物資の納入、引取り)

第4条 乙は、甲が指定する場所に物資を納入する場合、物資の種類、数量等を記載した納品書を納品場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取り人に送付する。

- 2 前項の納品書を受領した職員又は引取り人は、物資の種類、数量等を確認の上、物資を引き取るものとする。

(費用、請求・支払い)

第5条 協定第6条に規定する費用は、乙の得意先に対する卸価格とする。

- 2 乙は、前項の費用を毎月末日に締切り、甲に請求し、甲は、これを翌月15日までに乙の指定する口座に振込むものとする。ただし、甲に特別な事情があった場合には、乙は、甲との協議に応ずるものとする。

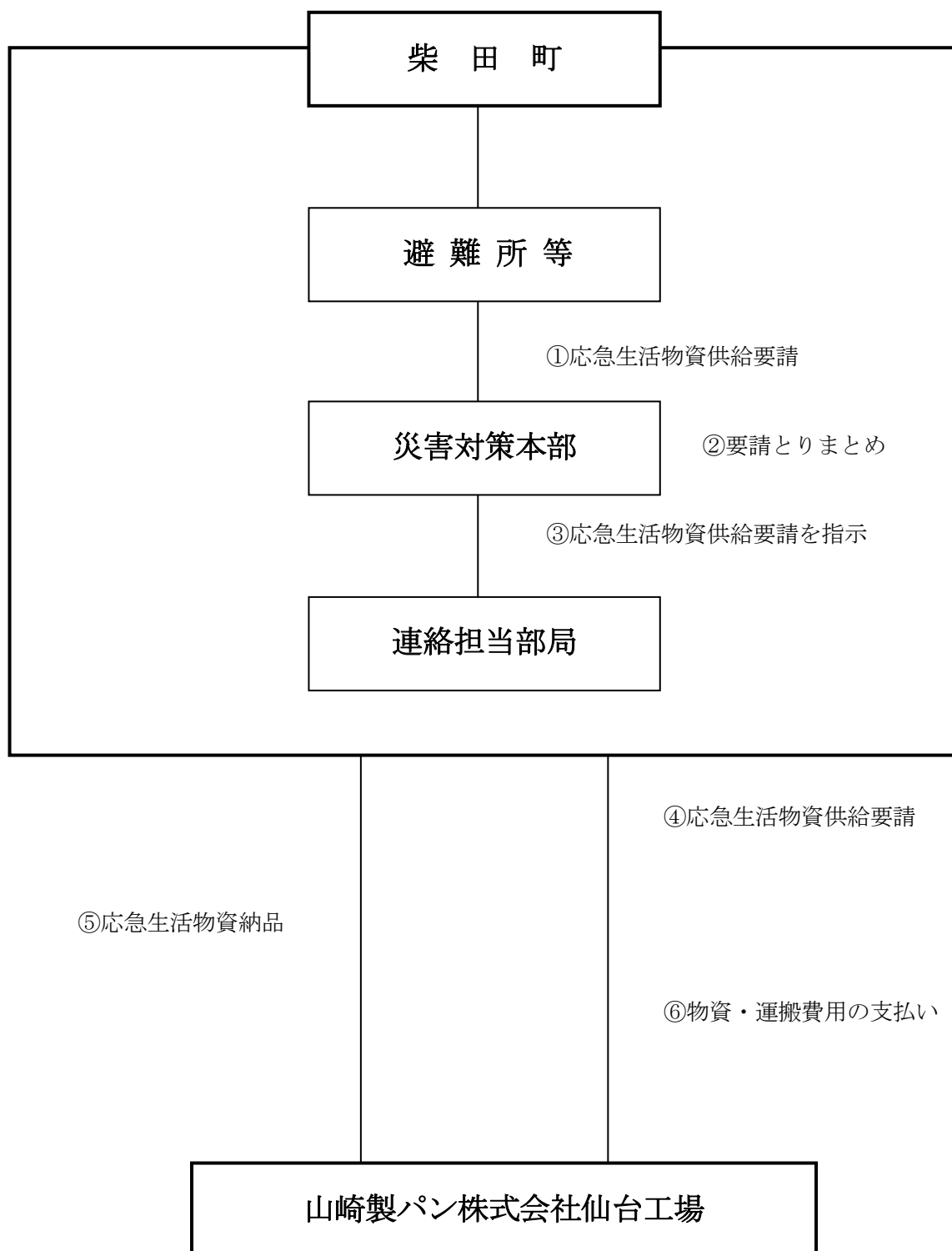
(協議)

第6条 協定第7条に規定する協議は、年1回以上行うものとする。

- 2 協議は、別表1に示す経路の見直し、品目の見直し等を中心に、その他必要な事項について行うこととする。

(別表1)

災害時における応急生活物資の要請等経路



実施細目第2条第2項関連

(様式1)

平成 年 月 日

山崎製パン株式会社仙台工場

.....課.....様
(FAX 0224-56-3969)

柴田町長 ㊟

応急生活物資供給要請書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定第4条第1項の規定に基づき、次のとおり生活物資の供給を要請いたします。

納品場所 名称：
住所：
電話番号：
納品場所担当者：
要請物資・数量：

品名	数量	備考

実施細目第2条第1項関係

(12) 大規模災害時における応急対策業務等の応援に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、柴田町建設工事協議会（以下「乙」という。）は、柴田町内に大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）における、災害応急対策業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が行う応急対策業務等に対し、乙が町民の安全・安心と災害発生後の迅速な災害復旧を図るため、積極的に応援することを目的とする。

(応援事項)

第2条 乙は、次の各号に掲げる項目について、甲に応援活動するものとする。

- (1) 大規模災害における建築物、その他工作物の破壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業。
- (2) 大規模災害における建築物、その他工作物の破壊、倒壊及び損壊に伴う緊急道路交通確保のための障害物の除去作業。
- (3) 大規模災害における建築物、その他工作物の破壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助及び緊急道路確保に伴う資機材の提供。
- (4) その他甲が必要と認める緊急応急作業。

(応援活動の派遣)

第3条 乙は、前条の規定により甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた人員及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(応援活動の要請手続き)

第4条 甲は、大規模災害時においてこの協定書に基づき応援活動を要請するときは、乙に対して、書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

(指揮命令)

第5条 応援活動に係る指揮命令及び応援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請に基づき乙が応援活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

(損害による経費負担)

第7条 第2条の規定による業務の遂行により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて協定に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第9条 乙は、応援活動中に入手した大規模災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(細則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のための必要な事項は、大規模災害時における応急対策等応援活動に関する協定書実施細則に定める。

(協議)

第11条 この協議に定めのない事項について、疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからからも意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月3日

甲 柴田町長

乙 柴田町建設工事協議会
代表

大規模災害時における応急対策業務等の応援に関する協定書実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における応急対策業務等の応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続き)

第2条 協定第4条に定める甲の乙に対する要請文書は、応急対策業務等応援要請書（様式1）による。

2 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする（別紙1）。

3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(資機材の確保)

第3条 乙は、大規模災害時に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(応急対策業務等の応援活動報告)

第4条 乙は、協定書第4条の定めるところにより、応急対策業務等の応援に会員を派遣したときは、業務終了後速やかに「応急対策業務等実施報告書」（様式2）を、甲に報告するものとする。

(経費の請求)

第5条 協定第6条に規定する費用については、「応急対策業務等費用請求書」（様式3）により、甲に請求するものとする。

(支 払)

第6条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

(協 議)

第7条 この協定実施細則に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(様式1)

平成 年 月 日

柴田町建設工事協議会代表 殿

柴田町長.....

応急対策業務等応援要請書

大規模災害時における応急対策業務等の応援に関する協定第4条の規定に基づき、
下記のとおり応援復旧活動を要請いたします。

記

災害発生場所	
応急対策要請期間	
災害の状況	
応急対策業務内容	
必要とする資機材	
必要とする職種別人員	
現場責任者	
その他	

(様式3)

応急対策業務等費用請求書

平成 年 月 日

柴田町長 (殿) あて

住所
氏名

印

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける
災害時における応急対策業務等応援活動に対する費用額として
(費用請求明細書 別紙のとおり)

(13) 災害時における上下水道施設応急復旧業務等の応援に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、柴田町上下水道組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、上下水道施設の速やかな応急復旧業務等の応援（以下「復旧応援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲と乙が緊密な協力のもとに住民生活の安定を図るため、上下水道施設の速やかな復旧応援活動の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(復旧応援活動の要請)

第2条 甲は、災害等の発生により復旧応援活動が必要であると認めたときは、乙に対し復旧応援活動の要請をすることができる。

(復旧応援活動の派遣)

第3条 乙は、前条の規定により甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた車両及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(復旧応援活動の要請手続き)

第4条 甲の乙に対する要請は、文書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、あらかじめ災害時における連絡担当者を定め、災害が発生したときは速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

3 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(復旧応援活動の内容)

第5条 甲が乙に要請を行う復旧応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(指揮及び応援要員)

第6条 復旧応援活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

2 乙の応援要員は、甲の指示に従って復旧活動に従事する。

(復旧応援活動の記録)

第7条 乙は、応援活動を行ったときは、甲の指定する書式に必要な事項を記録し、速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定書に基づく応援復旧活動に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

- (1) 復旧活動用車両、資機材の借上費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 復旧活動に使用した乙及び乙の会員が保有する資機材費
- (4) その他復旧活動に伴い発生する経費

2 復旧応援活動に要する費用は、乙が復旧活動に参加した乙の会員を集約のうえ、一括にて甲に請求を執り行うものとする。

3 復旧応援活動に要する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

4 費用の請求及び支払いに関する時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用弁償)

第9条 応援復旧活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金は、災害救助法の規定を参考に甲、乙協議して定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 柴田町中央二丁目3番45号
柴田町長



乙 柴田町大字船岡字大住町1-6
柴田町上下水道組合
組合長



(14) 大規模災害時における応急対策業務等の応援に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、柴田町電友会（以下「乙」という。）は、柴田町内に大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）における、災害応急対策業務等の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が行う応急対策業務等に対し、乙が町民の安全・安心と災害発生後の迅速な災害復旧を図るため、積極的に応援することを目的とする。

(応援事項)

第2条 乙は、次の各号に掲げる項目について、甲に応援活動するものとする。

- (1) 大規模災害における公共施設、その他工作物の電気設備の応急復旧に関する業務。
- (2) 大規模災害における公共施設、その他工作物の電気設備の応急復旧に伴う資機材の提供。
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業。

(応援活動の派遣)

第3条 乙は、前条の規定により甲から応援要請を受けたときは、直ちに必要な応援体制を整え、応援内容に応じた人員及び必要な資機材等を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(応援活動の要請手続き)

第4条 甲は、大規模災害においてこの協定書に基づき応援活動を要請するときは、乙に対して、書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。

(指揮命令)

第5条 応援活動に係る指揮命令及び応援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請に基づき乙が応援活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

(損害による経費負担)

第7条 第2条の規定による業務の遂行により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて協定に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第9条 乙は、応援活動中に入手した大規模災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のための必要な事項は、大規模災害時における応急対策等応援活動に関する協定書実施細則に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 柴田町中央二丁目3番45号
宮城県柴田町
柴田町長

乙 柴田町船岡
柴田町電友会
代 表

(15) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定める災害をいう。）発生時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙の保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

- 第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する移動トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。
- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(提供等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有機材を甲に優先的に提供するものとする。

(引渡し)

- 第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 2 乙は、甲が指定する場所に物資を納入する場合、機材の種類、数量等を記載した納品書を、引渡場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取り人に手渡すものとする。
- 3 機材等の運搬は、乙が行うものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が提供したレンタル機材の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協議)

第7条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 柴田町中央二丁目3番45号
宮城県柴田町
柴田町長

乙 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7F
株式会社アクティオ
代表取締役

災害にレンタル機材等の提供に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続き)

第2条 協定第2条に定める甲の乙に対する要請文書は、レンタル機材提供要請書（様式1）によるものとする。

- 2 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の指名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。（別紙1）
- 3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(機材等の確保)

第3条 乙は、災害時に必要な機材として、下記の機材の確保に努めるものとする。

- (1) 移動トイレ
- (2) 発電機
- (3) 照明機材
- (4) その他レンタル機材

(費用、請求・支払い)

第4条 協定第5条に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、機材の提供及び運搬終了後、甲と乙が協議の上決定するものとする。

- 2 費用の請求及び支払いに関する時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(協議)

第5条 この協定実施細目に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(別紙1)

柴田町・株式会社アクティオ連絡網

柴田町

【平常時】

担当部署	総務課	電話：55-2111	FAX：55-4172
担当者名	危機管理監	防災班職員	防災班職員

【災害時】

災害対策本部の電話番号	0224-55-2111	衛星電話	090-3120-8106
		FAX 番号	55-4172
災害対策本部設置場所	柴田町船岡中央2丁目3番45号 柴田町役場 特別会議室		
災害対策本部担当者	係	氏名	携帯電話番号
	情報連絡担当	危機管理監	080-1831-9026
		防災班職員	080-8786-5076
	機材調達担当	防災班職員	080-6026-8406

株式会社アクティオ

住所	岩沼市阿武隈二丁目196-1						
部署	岩沼営業所	TEL	0223-24-6561	FAX	0223-24-6581		
連絡責任者	土屋 実	携帯番号	090-7202-7728				
災害対策本部設置場所	東北支店：仙台市青葉区本町 1-13-22 仙台松村ビル3F		電話番号 (災害時)	TEL	022-217-1811	FAX	022-217-1812
担当者不在時の担当	中島 允誉 (岩沼営業所)		携帯電話番号	080-5729-1860			

※変更の際もこの用紙を使用。

※個人情報が含まれるため、取扱いに注意のこと。

(様式1)

平成 年 月 日

株式会社アクティオ

東北統括支店長.....様
(FAX - -)

柴田町長.....

応急レンタル機材等提供要請書

災害時における応急レンタル機材提供協力等に関する協定第2条第項の規定に基づき、次のとおり機材の提供を要請いたします。

引渡場所:.....

名 称:.....

住 所:.....

電話番号:.....

引渡場所担当者:.....

提供要請機材:別紙一覧のとおり.....

実施細目第2条第1項関係

要請レンタル機材一覧

(柴田町)

品名	数量	備考

【特記事項】

実施細目第2条第1項関係

(16) 電力設備災害復旧に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社白石営業所（以下「乙」という。）とは、甲の所有する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 本協定は、宮城県内において大地震など大規模災害が発生し、広域的停電に陥った場合、甲の所有する施設を電力設備に係る災害復旧を目的として緊急的に乙が利用できること、および実際に乙が利用する際の手続きが、円滑に行われることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が所有し本協定で取り扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

(適用条件)

第3条 本協定は、大地震などにより乙の施設に大規模な被害が発生し、甲に対して乙から対象施設の利用申し出があり、甲が利用を承諾した場合に適用する。また、甲は乙から利用申し出を受けた場合に、格別の事情が無い限りこれを承諾する。

(用途指定)

第4条 乙は、対象施設を大地震など大規模災害発生時における、災害復旧応援隊の集合場所・待機場所・復旧資材の仮置き場および宿泊場所など災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外には使用しない。

(料金その他の費用負担)

第5条 乙は、対象施設の利用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の使用料の実費相当額を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告に基づき、甲乙双方誠意をもって協議する。

2 乙が、対象施設を利用した後、踏み荒らし等でグランド等の整備が必要となった場合は、乙の責任において現状復帰を基本とする。

(損害賠償)

第6条 乙が、対象施設を利用中に甲の施設を破損した場合は、乙はその損害を賠償する。ただし、天災など乙の責めに因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(利用の終了)

第7条 乙は、第4条に定める用途での利用が終了したときは、その旨を甲に連絡する。

(本協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の一ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

(協議)

第9条 本協定について疑義を生じたとき、並びに本協定に定めのない事項については、甲乙互いに誠意をもって協議のうえ解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙互いに記名捺印のうえ、双方でその1通を保有する。

平成24年1月18日

甲 柴田町船岡中央二丁目3-45
柴田町長

印

乙 白石市字半沢屋敷前138-1
東北電力株式会社白石営業所
所長

印

別表（第2条関係）

施設名	所在地
柴田町地域福祉センター隣接用地	柴田町東船迫2丁目17 (6,427 m ²)
柴田町農村環境改善センター	柴田町大字入間田字外馬場110 (78,054 m ²)

(17) 災害時における段ボール製品の提供に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定める災害をいう。）発生時における段ボール製品の提供に関し、次のとおり協議を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙の保有する段ボール製品を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害時において段ボール製品を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する段ボールシート、段ボールケース、段ボール製簡易ベッド、その他乙の取扱製品（以下、「段ボール製品等」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善を求めるものとする。

(提供等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、段ボール製品等を甲に優先的に提供するものとする。

(引渡し)

第4条 段ボール製品等の提供に係る品目、数量及び引渡場所は、甲が協力要請書（様式第1号）により指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該段ボール製品等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 乙は、甲が指定する場所に段ボール製品等を納入する場合、品目、数量等を記載した協力報告書（様式第2号）を、引渡場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取り人に手渡すものとする。

3 段ボール製品等の運搬は、乙が行うものとする。

(段ボール製品等の価格)

第5条 第2条に規定する要請により乙が供給した段ボール製品等の価格は、災害時等の直前の販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

2 乙は、第2条に規定する段ボール製品等の品目及び価格については、年1回以上甲に報告するものとする。ただし、段ボール製品等の種類及び価格について変動がない場合は電話による報告に代えることができる。

(費用の負担)

第6条 乙が提供した段ボール製品等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協 議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

(細 目)

第9条 この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙著名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月13日

甲 柴田町船岡中央2丁目3番45号
宮城県柴田町
柴田町長

印

乙 大阪市西淀川区御幣島2丁目15番28号
みてじまグリーンビル 5F
セツトーカン株式会社
代表取締役社長

印

(18) 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書

災害時における燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油をいう。以下同じ）の優先的かつ安定的な供給を行うために、柴田町（以下「甲」という。）と柴田町石油納入組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料等を、町内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

(協力)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を依頼する場合は、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

3 甲は、乙に緊急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（第1号様式）により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

4 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、第2項の規定による甲からの緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の協力の依頼があったときは、これを優先的に協力するものとする。

5 乙は、第3項の規定による甲からの応急対策用資器材の燃料等の供給の依頼があったときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

(費用負担)

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(請求及び支払)

第4条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときには、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(災害補償)

第5条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成24年3月8日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときには、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 3月 8日

甲 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

宮城県柴田町

代表者 町長



乙 宮城県柴田郡柴田町槻木東2丁目1番43号

柴田町石油納入組合

代表者 組合長



(19) 福祉避難所の設置運営等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 臥牛三敬会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所等の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町内で災害救助法が適用された災害（以下「災害」という。）が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と見込まれた場合の設置、運営に関する協力の要請及び手続きを定めるものとする。

(指定する施設等)

第2条 この協定により福祉避難所として指定する乙の運営する施設は、別紙のとおりとする。

2 乙は、福祉避難所の連絡調整に当たり、あらかじめ連絡調整部署又は職名を定めておくものとする。

(支援対象者)

第3条 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害時要援護者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害・介護程度の状態により町指定避難所での生活が困難な者
- (2) 福祉施設等への入所をしていない者

ただし、入所している福祉施設等が被災し、当該福祉施設等から避難を余儀なくされた者は除く

- (3) 医療機関への入院を要さない者

2 前項に定める者のほか、福祉避難所に入所又は利用する対象者の介護者1名の入所又は利用を認めることができるものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所の開設を必要と認めたときは、乙に対し、別表に掲げる福祉避難所開設時の受入れ態勢について協議の上、対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り応じるよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第5条 甲は、福祉避難所の受け入れ協議が整ったときは、福祉避難所の開設について乙に通知するものとする。

(手続き)

第6条 甲は、第4条の規定により受入れを要請するときは、あらかじめ次の事項を確認した上で、様式1に定める書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 介護者同伴の有無

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、専用の自動車を必要とする場合など、乙が可能な限りで協力するものとする。

3 前項の、乙の移送中における事故に関しての責任は、乙の重大な過失による場合を除き、甲の責任とする。この場合の責任は、自賠責保険及び任意保険の範囲を超えたものに限るものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担をするものとする。ただし、法による入所扱いとなる場合は、法の定めるところにより負担を分担するものとする。

(1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 対象者の飲食料及び介護用品等

(3) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

2 その他不測の経費については、その都度甲乙協議して決定する。

3 乙は、福祉避難所の開設運営の費用について、書面をもって甲に請求するものとし、甲は請求があったときは、内容を精査の上速やかに支払うものとする。

(物資調達及びボランティア等の確保)

第9条 甲は、飲食料、介護用品及び日常生活用品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙からの要請があったときは、円滑な福祉避難所の運営のため、ボランティア等の確保に努めるものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は、前2項の規定に関わらず、乙の保有する物資や人的資源を活用して可能な支援に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協議に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月17日

甲 柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長



乙 〒981-1522
宮城県角田市佐倉字町裏一番63
社会福祉法人 臥牛三敬会
理事長



避難所として指定する施設

経営	施設所在地	施設名称	代表者	連絡先
社会福祉法人 臥牛三敬会	槻木西3-16-27	地域活動支援センター もみのき	理事長	63-1481

(20) 福祉避難所の設置運営等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）とみやぎ県南医療生活協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所等の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町内で災害救助法が適用された災害（以下「災害」という。）が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と見込まれた場合の設置、運営に関する協力の要請及び手続きを定めるものとする。

(指定する施設等)

第2条 この協定により福祉避難所として指定する乙の運営する施設は、別紙のとおりとする。

2 乙は、福祉避難所の連絡調整に当たり、あらかじめ連絡調整部署又は職名を定めておくものとする。

(支援対象者)

第3条 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害時要援護者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害・介護程度の状態により町指定避難所での生活が困難な者
- (2) 福祉施設等への入所をしていない者

ただし、入所している福祉施設等が被災し、当該福祉施設等から避難を余儀なくされた者は除く

- (3) 医療機関への入院を要さない者

2 前項に定める者のほか、福祉避難所に入所又は利用する対象者の介護者1名の入所又は利用を認めることができるものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所の開設を必要と認めたときは、乙に対し、別表に掲げる福祉避難所開設時の受入れ態勢について協議の上、対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り応じるよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第5条 甲は、福祉避難所の受け入れ協議が整ったときは、福祉避難所の開設について乙に通知するものとする。

(手続き)

第6条 甲は、第4条の規定により受入れを要請するときは、あらかじめ次の事項を確認した上で、様式1に定める書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 介護者同伴の有無

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、専用の自動車が必要とする場合など、乙が可能な限りで協力するものとする。

3 前項の、乙の移送中における事故に関しての責任は、乙の重大な過失による場合を除き、甲の責任とする。この場合の責任は、自賠責保険及び任意保険の範囲を超えたものに限るものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担をするものとする。ただし、法による入所扱いとなる場合は、法の定めるところにより負担を分担するものとする。

(1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 対象者の飲食料及び介護用品等

(3) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

2 その他不測の経費については、その都度甲乙協議して決定する。

3 乙は、福祉避難所の開設運営の費用について、書面をもって甲に請求するものとし、甲は請求があったときは、内容を精査の上速やかに支払うものとする。

(物資調達及びボランティア等の確保)

第9条 甲は、飲食料、介護用品及び日常生活用品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙からの要請があったときは、円滑な福祉避難所の運営のため、ボランティア等の確保に努めるものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は、前2項の規定に関わらず、乙の保有する物資や人的資源を活用して可能な支援に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協議に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月17日

甲 柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長



乙 〒989-1607
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄四丁目4番地1
みやぎ県南医療生活協同組合
理事長



TEL 0224-57-2310 FAX 0224-57-1090

避難所として指定する施設

経営	施設所在地	施設名称	代表者	連絡先
みやぎ県南医療生活協同組合	船岡新栄4-4-3	しばた協同デイサービス センターあおぞら	理事長	58-1577

(21) 福祉避難所の設置運営等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人常盤福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所等の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町内で災害救助法が適用された災害（以下「災害」という。）が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と見込まれた場合の設置、運営に関する協力の要請及び手続きを定めるものとする。

(指定する施設等)

第2条 この協定により福祉避難所として指定する乙の運営する施設は、別紙のとおりとする。

2 乙は、福祉避難所の連絡調整に当たり、あらかじめ連絡調整部署又は職名を定めておくものとする。

(支援対象者)

第3条 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害時要援護者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害・介護程度の状態により町指定避難所での生活が困難な者
- (2) 福祉施設等への入所をしていない者

ただし、入所している福祉施設等が被災し、当該福祉施設等から避難を余儀なくされた者は除く

- (3) 医療機関への入院を要さない者

2 前項に定める者のほか、福祉避難所に入所又は利用する対象者の介護者1名の入所又は利用を認めることができるものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所の開設を必要と認めたときは、乙に対し、別表に掲げる福祉避難所開設時の受入れ態勢について協議の上、対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り応じるよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第5条 甲は、福祉避難所の受け入れ協議が整ったときは、福祉避難所の開設について乙に通知するものとする。

(手続き)

第6条 甲は、第4条の規定により受入れを要請するときは、あらかじめ次の事項を確認した上で、様式1に定める書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 介護者同伴の有無

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、専用の自動車を必要とする場合など、乙が可能な限りで協力するものとする。

3 前項の、乙の移送中における事故に関しての責任は、乙の重大な過失による場合を除き、甲の責任とする。この場合の責任は、自賠責保険及び任意保険の範囲を超えたものに限るものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担をするものとする。ただし、法による入所扱いとなる場合は、法の定めるところにより負担を分担するものとする。

(1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 対象者の飲食料及び介護用品等

(3) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

2 その他不測の経費については、その都度甲乙協議して決定する。

3 乙は、福祉避難所の開設運営の費用について、書面をもって甲に請求するものとし、甲は請求があったときは、内容を精査の上速やかに支払うものとする。

(物資調達及びボランティア等の確保)

第9条 甲は、飲食料、介護用品及び日常生活用品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙からの要請があったときは、円滑な福祉避難所の運営のため、ボランティア等の確保に努めるものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は、前2項の規定に関わらず、乙の保有する物資や人的資源を活用して可能な支援に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協議に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月17日

甲 柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長



乙 宮城県柴田郡柴田町大字船岡字迫28番1
社会福祉法人常盤福社会
理事長



避難所として指定する施設

経営	施設所在地	施設名称	代表者	連絡先
社会福祉法人常盤福祉会	柴田町大字船岡字迫 28-1	特別養護老人ホーム 常盤園	理事長	55-1421
社会福祉法人常盤福祉会	柴田町大字海老穴字丸山 40-2	特別養護老人ホーム 第二常盤園	理事長	56-5761
社会福祉法人常盤福祉会	柴田町槻木上町 1-1-32	多機能型ケアホーム つきのき	理事長	56-6661
社会福祉法人常盤福祉会	柴田町北船岡 2-16-6	多機能型ケアホーム ふなおか	理事長	54-5181

(22) 福祉避難所の設置運営等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と医療法人 杏林会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所等の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町内で災害救助法が適用された災害（以下「災害」という。）が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と見込まれた場合の設置、運営に関する協力の要請及び手続きを定めるものとする。

(指定する施設等)

第2条 この協定により福祉避難所として指定する乙の運営する施設は、別紙のとおりとする。

2 乙は、福祉避難所の連絡調整に当たり、あらかじめ連絡調整部署又は職名を定めておくものとする。

(支援対象者)

第3条 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害時要援護者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害・介護程度の状態により町指定避難所での生活が困難な者
- (2) 福祉施設等への入所をしていない者

ただし、入所している福祉施設等が被災し、当該福祉施設等から避難を余儀なくされた者は除く

- (3) 医療機関への入院を要さない者

2 前項に定める者のほか、福祉避難所に入所又は利用する対象者の介護者1名の入所又は利用を認めることができるものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所の開設を必要と認めたときは、乙に対し、別表に掲げる福祉避難所開設時の受入れ態勢について協議の上、対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り応じるよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第5条 甲は、福祉避難所の受け入れ協議が整ったときは、福祉避難所の開設について乙に通知するものとする。

(手続き)

第6条 甲は、第4条の規定により受入れを要請するときは、あらかじめ次の事項を確認した上で、様式1に定める書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 介護者同伴の有無

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、専用の自動車を必要とする場合など、乙が可能な限りで協力するものとする。

3 前項の、乙の移送中における事故に関しての責任は、乙の重大な過失による場合を除き、甲の責任とする。この場合の責任は、自賠責保険及び任意保険の範囲を超えたものに限るものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担をするものとする。ただし、法による入所扱いとなる場合は、法の定めるところにより負担を分担するものとする。

(1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 対象者の飲食料及び介護用品等

(3) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

2 その他不測の経費については、その都度甲乙協議して決定する。

3 乙は、福祉避難所の開設運営の費用について、書面をもって甲に請求するものとし、甲は請求があったときは、内容を精査の上速やかに支払うものとする。

(物資調達及びボランティア等の確保)

第9条 甲は、飲食料、介護用品及び日常生活用品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙からの要請があったときは、円滑な福祉避難所の運営のため、ボランティア等の確保に努めるものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は、前2項の規定に関わらず、乙の保有する物資や人的資源を活用して可能な支援に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協議に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月17日

甲 柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長



乙 柴田町船岡新栄6-6-5
理事長



避難所として指定する施設

経営	施設所在地	施設名称	代表者	連絡先
医療法人 杏林会	柴田町船岡新栄 6-6-5	介護老人保健施設 リハビリパークさくら	理事長	58-3300

(23) 福祉避難所の設置運営等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 福寿会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所等の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町内で災害救助法が適用された災害（以下「災害」という。）が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と見込まれた場合の設置、運営に関する協力の要請及び手続きを定めるものとする。

(指定する施設等)

第2条 この協定により福祉避難所として指定する乙の運営する施設は、別紙のとおりとする。

2 乙は、福祉避難所の連絡調整に当たり、あらかじめ連絡調整部署又は職名を定めておくものとする。

(支援対象者)

第3条 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害時要援護者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害・介護程度の状態により町指定避難所での生活が困難な者
- (2) 福祉施設等への入所をしていない者

ただし、入所している福祉施設等が被災し、当該福祉施設等から避難を余儀なくされた者は除く

- (3) 医療機関への入院を要さない者

2 前項に定める者のほか、福祉避難所に入所又は利用する対象者の介護者1名の入所又は利用を認めることができるものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所の開設を必要と認めたときは、乙に対し、別表に掲げる福祉避難所開設時の受入れ態勢について協議の上、対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り応じるよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第5条 甲は、福祉避難所の受け入れ協議が整ったときは、福祉避難所の開設について乙に通知するものとする。

(手続き)

第6条 甲は、第4条の規定により受入れを要請するときは、あらかじめ次の事項を確認した上で、様式1に定める書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 介護者同伴の有無

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、専用の自動車が必要とする場合など、乙が可能な限りで協力するものとする。

3 前項の、乙の移送中における事故に関しての責任は、乙の重大な過失による場合を除き、甲の責任とする。この場合の責任は、自賠責保険及び任意保険の範囲を超えたものに限るものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担をするものとする。ただし、法による入所扱いとなる場合は、法の定めるところにより負担を分担するものとする。

(1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 対象者の飲食料及び介護用品等

(3) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

2 その他不測の経費については、その都度甲乙協議して決定する。

3 乙は、福祉避難所の開設運営の費用について、書面をもって甲に請求するものとし、甲は請求があったときは、内容を精査の上速やかに支払うものとする。

(物資調達及びボランティア等の確保)

第9条 甲は、飲食料、介護用品及び日常生活用品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙からの要請があったときは、円滑な福祉避難所の運営のため、ボランティア等の確保に努めるものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は、前2項の規定に関わらず、乙の保有する物資や人的資源を活用して可能な支援に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協議に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月17日

甲 柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長



乙 宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字沢田39番地
社会福祉法人 福寿会
理事長



避難所として指定する施設

経営	施設所在地	施設名称	代表者	連絡先
社会福祉法人 福寿会	柴田町大字本船 迫字沢田 39	障害者支援施設旭園	理事長	56-4160

(24) 災害時等における水道給水活動に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と柴田町水道OBで構成する組織水研究会（以下「乙」という。）は、災害や事故に伴い発生する全町断水時等の給水活動の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲が依頼する業務は、次に掲げるものとする。

- （1）給水所における給水車両等への給水作業
- （2）給水所における給水待機車両の誘導及び安全確保
- （3）前各号に掲げる附帯業務

（要請）

第2条 甲は、前条に定める協力の要請をするときは、文書・電話等により業務内容を明示して行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（連絡体制）

第3条 乙は、給水活動ができる者を定め、連絡体制表（以下「名簿等」という。）を甲に提出するものとする。

2 乙は、名簿等に変更が生じたときは、その都度甲に通知するものとする。

（費用負担）

第4条 給水活動は無償の奉仕活動とし、食事等の準備は従事者自らが手配するものとする。

2 甲は、乙の給水活動従事者を対象とするボランティア保険への加入手続きを行うとともに、その費用は甲が負担する。

（従事場所及び期間）

第5条 給水活動の時間及び期間は、甲が指定する時間及び期間までとする。

2 従事場所は、次のとおりとする。

- （1）山田沢配水場
- （2）船迫中学校

（有効期間）


第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。


（協議）

第7条 この協議に定めのない事項又は疑義が生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 24 年 7 月 18 日

甲 宮城県柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 3 番 45 号
柴田町水道事業管理者
柴田町長 

乙 宮城県柴田郡柴田町
水和会 会長 

連絡体制表

代表者名	
電話番号	

緊急時連絡先	氏名	電話番号

従事場所 山田沢配水場 船迫中学校

	従事者名	従事日	従事時間
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(25) 緊急物資の輸送に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部（以下「乙」という。）は、緊急物資の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、柴田町地域防災計画に基づき、災害等が発生した場合において、甲から乙に対して行う生活救援物資等緊急物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めたときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(実施)

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条の規定により、乙が実施した緊急輸送に要した費用については、甲が負担する。

2 前項の費用の算出については、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した緊急物資輸送車両（以下「輸送車両」という。）が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙はすみやかに当該車両を交換して、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対しすみやかにその状況を報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、緊急輸送中に、乙の責めに帰すべき事由により緊急輸送に従事した者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(補償)

第8条 第3条の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(車両状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めた場合は、乙または乙に加盟する会員等が保有する車両及び数量等の状況について、乙に報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては柴田町総務課長、乙においては公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部事務長とする。

(被災都道府県の救援)

第11条 甲が、被災した都道府県への緊急輸送を行う場合においても、乙はこの協定の趣旨に準じて実施するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。


ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら意思表示がないときには、更に有効期間満了の日の翌日から1年間の協定を延長するものとし、以後この例による。


(協議)

第13条 この協定に定めのない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成26年2月17日

甲 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町
柴田町長 

乙 宮城県名取市堀内字南竹188-3
公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部
支部長 

(26) 福祉避難所の設置運営等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所等の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町内で災害救助法が適用された災害（以下「災害」という。）が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と見込まれた場合の設置、運営に関する協力の要請及び手続きを定めるものとする。

(指定する施設等)

第2条 この協定により福祉避難所として指定する乙の運営する施設は、別紙のとおりとする。

2 乙は、福祉避難所の連絡調整に当たり、あらかじめ連絡調整部署又は職名を定めておくものとする。

(支援対象者)

第3条 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害時要援護者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害・介護程度の状態により町指定避難所での生活が困難な者
- (2) 福祉施設等への入所をしていない者

ただし、入所している福祉施設等が被災し、当該福祉施設等から避難を余儀なくされた者は除く

- (3) 医療機関への入院を要さない者

2 前項に定める者のほか、福祉避難所に入所又は利用する対象者の介護者1名の入所又は利用を認めることができるものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所の開設を必要と認めたときは、乙に対し、別表に掲げる福祉避難所開設時の受入れ態勢について協議の上、対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り応じるよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第5条 甲は、福祉避難所の受け入れ協議が整ったときは、福祉避難所の開設について乙に通知するものとする。

(手続き)

第6条 甲は、第4条の規定により受入れを要請するときは、あらかじめ次の事項を確認した上で、様式1に定める書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 介護者同伴の有無

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、専用の自動車を必要とする場合など、乙が可能な限りで協力するものとする。

3 前項の、乙の移送中における事故に関しての責任は、乙の重大な過失による場合を除き、甲の責任とする。この場合の責任は、自賠責保険及び任意保険の範囲を超えたものに限るものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担をするものとする。ただし、法による入所扱いとなる場合は、法の定めるところにより負担を分担するものとする。

(1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 対象者の飲食料及び介護用品等

(3) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

2 その他不測の経費については、その都度甲乙協議して決定する。

3 乙は、福祉避難所の開設運営の費用について、書面をもって甲に請求するものとし、甲は請求があったときは、内容を精査の上速やかに支払うものとする。

(物資調達及びボランティア等の確保)

第9条 甲は、飲食料、介護用品及び日常生活用品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙からの要請があったときは、円滑な福祉避難所の運営のため、ボランティア等の確保に努めるものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は、前2項の規定に関わらず、乙の保有する物資や人的資源を活用して可能な支援に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)


第12条 この協議に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。


(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年4月1日

甲 柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長 

乙 柴田町大字船岡字中島68番地
柴田町社会福祉協議会
会長 

福祉避難所として指定する施設

施設の名称	地域活動支援センター もみのき		
施設の所在地	柴田町槻木西3丁目16-27		
電話番号	0224-56-1023	F A X	0224-56-1023
Eメールアドレス			
連絡調整部署 (又は職名)	社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会 会長		
特記事項	受入可能区分： <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input checked="" type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> その他		

福祉避難所開設時の受入れ態勢

収納室名
受入可能人数
施設スタッフ・福祉避難所運営スタッフの確保
受け入れ可能な利用区分 入所扱い・日中一時預かり・緊急宿泊
収容に係る介助用品などの準備状況（ベッド数、寝具など含む）
緊急宿泊の場合の介護者同伴の可否又は要否
ボランティアスタッフ希望の有無

福祉避難所対象者情報

		利用 の別	入所 ・ 日中一時預かり ・ 緊急宿泊
ふりがな 対象者氏名		生年 月日	
対象者住所		電話 番号	
配慮を 要する 事項	介護認定 ()	病気の状況・配慮のポイントなど	
	障害 (身体= 療育=)		
	ひとり暮らし ()		

身元引受者			
氏名	続柄	電話番号	
住所			
介護者 (対象者の避難に帯同するもの)			
氏名	続柄	電話番号	
住所			
利用期間 (予定)	年 月 日～	年 月 日	
【その他確認事項】			

(27) 災害時における応援協力に関する協定書

柴田町水道事業 柴田町長（以下「甲」という。）と、フジ地中情報株式会社・株式会社マイシステム共同企業体 代表者（以下「乙」という。）とは、甲の給水区域内において災害が発生した場合、応急対策を円滑に遂行するための応援活動について、次のとおり協定を締結する。

(応援活動の内容)

第1条 応援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 需要者対応並びに災害情報の受付及び発信
- (2) 応急給水作業における補助及び支援
- (3) 漏水調査作業
- (4) その他水道施設等の復旧に関し必要な業務

(応援要請の手続等)

第2条 甲は、乙に応援要請をするときは、災害時応援要請書（別紙様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請し、その後災害時応援要請書を提出することができる。

2 乙は町内において震度5以上を記録した場合は、要請の有無に係わらず応援体制を整えるものとする。

(応援の実施)

第3条 乙は、甲から応援要請された場合は、速やかに応ずるものとする。

2 乙は甲の指揮のもとに、応援活動を実施するものとする。

(応援活動の報告)

第4条 乙は応援活動を行ったときには、甲の指定する様式に必要事項を記載し、活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 乙の応援に要した経費は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に定める応援の手続きを確実に円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策を円滑に遂行するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(訓練)

第8条 乙は甲の要請があった場合は、甲の行う災害訓練に参加するものとする。ただし、甲は訓練に要する経費は原則として負担しないものとする。

(その他)


第9条 この協議の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)


第10条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成26年4月2日

甲 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3-45
柴田町水道事業
柴田町長 

乙 宮城県仙台市泉区八乙女1丁目1番地の13
フジ地中情報株式会社・株式会社マイシステム
共同企業体代表者

フジ地中情報株式会社東北支店
支店長 

(別紙様式)

災害時応援要請書

年 月 日

フジ地中情報(株)・(株)マイシステム共同企業体
代表 フジ情報(株)東北支店

殿

柴田町水道事業
柴田町長

災害対策に関する応援要請について

このことについて、災害応援協定第2条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 被災状況

2. 柴田町連絡担当者

	職・氏名	電話番号	FAX番号	携帯電話番号	電子メールアドレス
連絡担当 責任者					
副連絡担当 責任者					

3. 参集日時・場所

①日 時 月 日 () 時 分

②場 所 _____

4. 応援活動に必要な人員、資機材、物資及び応援見込み期間

①人 員 名 _____

②資機材 _____

③物 資 _____

④期 間 _____

5. その他特記事項

災害時作業指示及び報告書

作業指示月日		時 間		指示者(職・氏名)		連 絡 先		備 考	
月 日		時 分				0224-55-2119			
指示内容		<input type="checkbox"/> 需要者対応 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 漏水調査 <input type="checkbox"/> その他()							
注意事項									
報告日時		月 日() 時 分		作業事業体名					
作業従事者		1		2		3		4	
		5		6		7		8	
作業場所									
作業時間		時 分 ~ 時 分							
使用車両		<input type="checkbox"/> 公用車(車両 No.) <input type="checkbox"/> リース車(車両 No.) <input type="checkbox"/> その他(車両 No.)							
作業実施内容		1		2		3		4	
需 要 者 対 応	対応人数								
	対応内容								
応 急 給 水	給水人数								
	給水量								
	給水個所								
漏 水 調 査	漏水個所								
	漏水内容								
そ の 他	内容								
応急給水の場合 補給場所と回数		<input type="checkbox"/> 配水場(山田沢 回 船迫中 回) <input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> その他() 合計 回							
特記事項									

(28) 全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

さくらサミット加盟自治体（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請により被災市町を応援する協定市町（以下「応援市町」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって被災市町からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町との協議により、応援市町が負担することで合意した場合は、この限りでない。

(応援の自主出動)

第6条 被災市町以外の協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

- 2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市町以外の協定市町は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治療後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市町が負うものとする。

- 2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、協定市町それぞれが各1通を保有するものとする。

平成 26 年 4 月 17 日

北海道	新ひだか町長	印
秋田県	仙北市長	印
宮城県	柴田町長	印
福島県	富岡町長	印
群馬県	前橋市長	印
埼玉県	幸手市長	印
新潟県	五泉市長	印
岐阜県	本巣市長	印
奈良県	吉野町長	印
島根県	雲南市長	印
長崎県	大村市長	印
宮崎県	日南市長	印
茨城県	日立市長	印

(29) 福祉避難所の設置運営等に関する協定書

柴田町（以下「甲」という。）と、社会福祉法人はらから福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所等の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、柴田町内で災害救助法が適用された災害（以下「災害」という。）が発生した場合で、福祉避難所の開設が必要と見込まれた場合の設置、運営に関する協力の要請及び手続きを定めるものとする。

(指定する施設等)

第2条 この協定により福祉避難所として指定する乙の運営する施設は、別紙のとおりとする。

2 乙は、福祉避難所の連絡調整に当たり、あらかじめ連絡調整部署又は職名を定めておくものとする。

(支援対象者)

第3条 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、災害時要援護者のうち次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害・介護程度の状態により町指定避難所での生活が困難な者
- (2) 福祉施設等への入所をしていない者

ただし、入所している福祉施設等が被災し、当該福祉施設等から避難を余儀なくされた者は除く

- (3) 医療機関への入院を要さない者

2 前項に定める者のほか、福祉避難所に入所又は利用する対象者の介護者1名の入所又は利用を認めることができるものとする。

(受入れの要請)

第4条 甲は、災害時において、福祉避難所の開設を必要と認めたときは、乙に対し、別表に掲げる福祉避難所開設時の受入れ態勢について協議の上、対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り応じるよう努めるものとする。

(福祉避難所の開設)

第5条 甲は、福祉避難所の受け入れ協議が整ったときは、福祉避難所の開設について乙に通知するものとする。

(手続き)

第6条 甲は、第4条の規定により受入れを要請するときは、あらかじめ次の事項を確認した上で、様式1に定める書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先
- (3) 介護者同伴の有無

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、専用の自動車を必要とする場合など、乙が可能な限りで協力するものとする。

3 前項の、乙の移送中における事故に関しての責任は、乙の重大な過失による場合を除き、甲の責任とする。この場合の責任は、自賠責保険及び任意保険の範囲を超えたものに限るものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて費用負担をするものとする。ただし、法による入所扱いとなる場合は、法の定めるところにより負担を分担するものとする。

(1) 施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 対象者の飲食料及び介護用品等

(3) 施設にて管理している生活必需品等の物品の費用

2 その他不測の経費については、その都度甲乙協議して決定する。

3 乙は、福祉避難所の開設運営の費用について、書面をもって甲に請求するものとし、甲は請求があったときは、内容を精査の上速やかに支払うものとする。

(物資調達及びボランティア等の確保)

第9条 甲は、飲食料、介護用品及び日常生活用品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙からの要請があったときは、円滑な福祉避難所の運営のため、ボランティア等の確保に努めるものとする。

3 緊急を要する場合は、乙は、前2項の規定に関わらず、乙の保有する物資や人的資源を活用して可能な支援に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協議に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年7月1日

甲 柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長



乙 宮城県柴田郡柴田町船岡中央1-2-23
社会福祉法人 はらから福祉会
理事長



福祉避難所として指定する施設

施設の名称	はらから地域生活支援センター		
施設の所在地	柴田町船岡中央 1-2-23		
電話番号	58-3443	F A X	54-4112
Eメールアドレス			
連絡調整部署 (又は職名)	法人本部 総務部		
特記事項	受入可能区分： <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> その他		

福祉避難所開設時の受入れ態勢

収納室名	多目的ホール
受入可能人数	
施設スタッフ・福祉避難所運営スタッフの確保	
受け入れ可能な利用区分	入所扱い・日中一時預かり・緊急宿泊
収容に係る介助用品などの準備状況 (ベッド数、寝具など含む)	
緊急宿泊の場合の介護者同伴の可否又は要否	
ボランティアスタッフ希望の有無	

福祉避難所対象者情報

		利用 の別	入所 ・ 日中一時預かり ・ 緊急宿泊
ふりがな 対象者氏名		生年 月日	
対象者住所		電話 番号	
配慮を 要する 事項	介護認定 ()	病気の状況・配慮のポイントなど	
	障害 (身体= 療育=)		
	ひとり暮らし ()		

身元引受者			
氏名	続柄	電話番号	
住所			
介護者 (対象者の避難に帯同するもの)			
氏名	続柄	電話番号	
住所			
利用期間 (予定)	年	月	日～ 年 月 日
【その他確認事項】			

(30) 災害発生時における柴田町と柴田町内郵便局の相互協力に関する協定

宮城県柴田町（以下「甲」という。）と柴田町内郵便局（以下「乙」という。なお、郵便局一覧は別紙のとおり。）は、柴田町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、柴田町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）（別添2、別添3）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、柴田町総務課長、乙においては、柴田町郵便局長があたるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年7月31日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月31日

甲 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45
柴田町長

乙 柴田町内郵便局
代表 日本郵便株式会社 柴田郵便局長

柴田町内郵便局及び集配業務担当郵便局一覧

郵便局名	住所
柴田郵便局	宮城県柴田郡柴田町船岡中央 1 丁目 10-19
槻木郵便局	宮城県柴田郡柴田町槻木上町 3 丁目 8-18
船迫郵便局	宮城県柴田郡柴田町西船迫 1 丁目 8-61
大河原郵便局	宮城県柴田郡大河原町新南 35- 1

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

- 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
 （※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 柴田町役場 総務課 電話：0224-55-2111

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

_____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 柴田郵便局 電話：0224-55-2350

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〔 〒 _____ 〕

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〔 〒 _____ 〕

- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

(31) 災害時における相互応援協定書

災害時における相互応援に関し、宮城県柴田郡柴田町と愛知県知多郡東浦町（以下「協定町」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定町の区域内において、災害が発生した場合に、相互に応援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害並びに協定町の国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらを提供するために必要な資機材の提供
- (2) 被災者等の救出、救護、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材又は物資の提供
- (3) 被災者等の救出、救護、医療、防疫等に係る活動に必要な職員等の派遣
- (4) 応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (5) 被災者の一時受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等で連絡し、その後速やかに別紙様式を提出するものとする。

- (1) 災害の種類及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、品目及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員等の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、一時避難を希望する被災者の人数及び期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(緊急の場合の応援)

第5条 協定町は、応援の要請を受けた場合は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定町は、応援の要請がない場合にあつても、収集した情報等から緊急に応援出勤をすることが必要であると認められる場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定町は、災害の発生に備え、災害時における協定町の連絡を円滑にするため、あらかじめ連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

(情報等の交換)

第7条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第8条 応援活動に従事する職員等(以下「応援職員等」という。)は、被災地の指揮者の指揮に従い行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として応援を受ける町の負担とする。

2 応援職員等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行う町の負担とする。

3 応援職員等が、応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中において生じたものについては、応援を受ける町が賠償の責めを負い、応援を受ける町への往復の途中において生じたものについては、応援を行う町が賠償の責めを負うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する費用の負担は、協議町が協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月9日

宮城県柴田郡柴田町
柴田町長



愛知県知多郡東浦町
東浦町長



第 号
年 月 日

(応援団体の長) 様

(被災団体の長)

応援要請書

「災害時における相互応援協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 災害の種類及び被害の状況

種類	地震災害 津波災害 風水害 その他 ()			
人的被害	(1) 死者	(2) 行方不明者	(3) 重傷者	(4) 軽傷者
	人	人	人	人
住家被害	(1) 全壊	(2) 半壊	(3) 一部破損	(4) その他
	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	課	係
担当者職氏名		
電話・ FAX番号等	電話	()
	携帯電話	()
	FAX	()
	メール	

2 資機材・物資等

品目（種類・規格等）	数量

3 職員等

職種	人数	業務内容

4 一時避難者

人数	期間
	年 月 日 ～ 年 月 日

5 応援場所及び経路

場 所	
陸 路	
空 路	
水 路	

6 応援の期間

（自） _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ （至） _____ 年 _____ 月 _____ 日

7 その他の応援要請事項

--

2 災害派遣要請書、災害派遣部隊の撤収

【様式-1】自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

柴田町長 ⑩

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣を依頼します。

1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

【様式-2】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

柴田町長

㊟

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

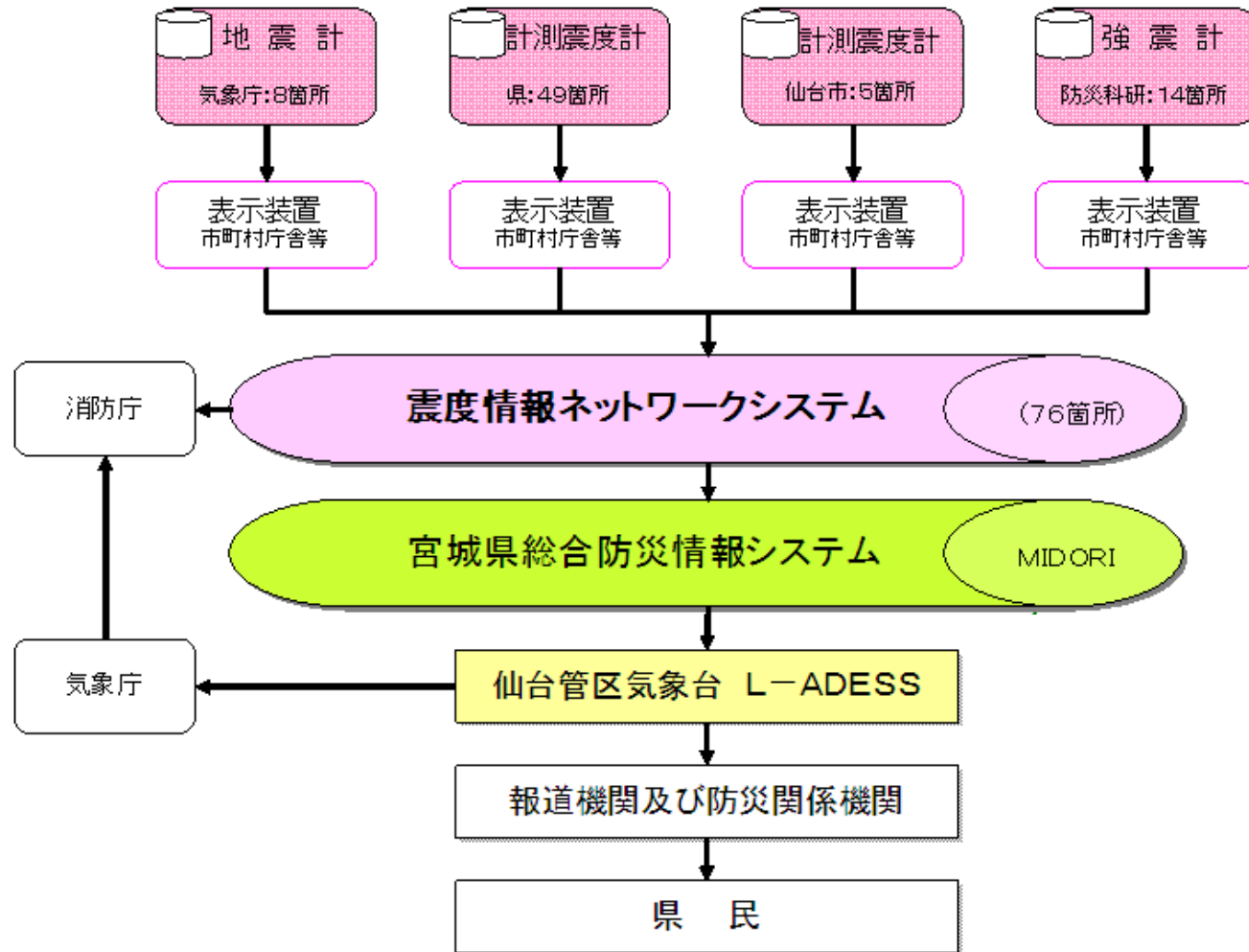
記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

1 震度情報ネットワークシステム概要図



2 住民等への災害広報

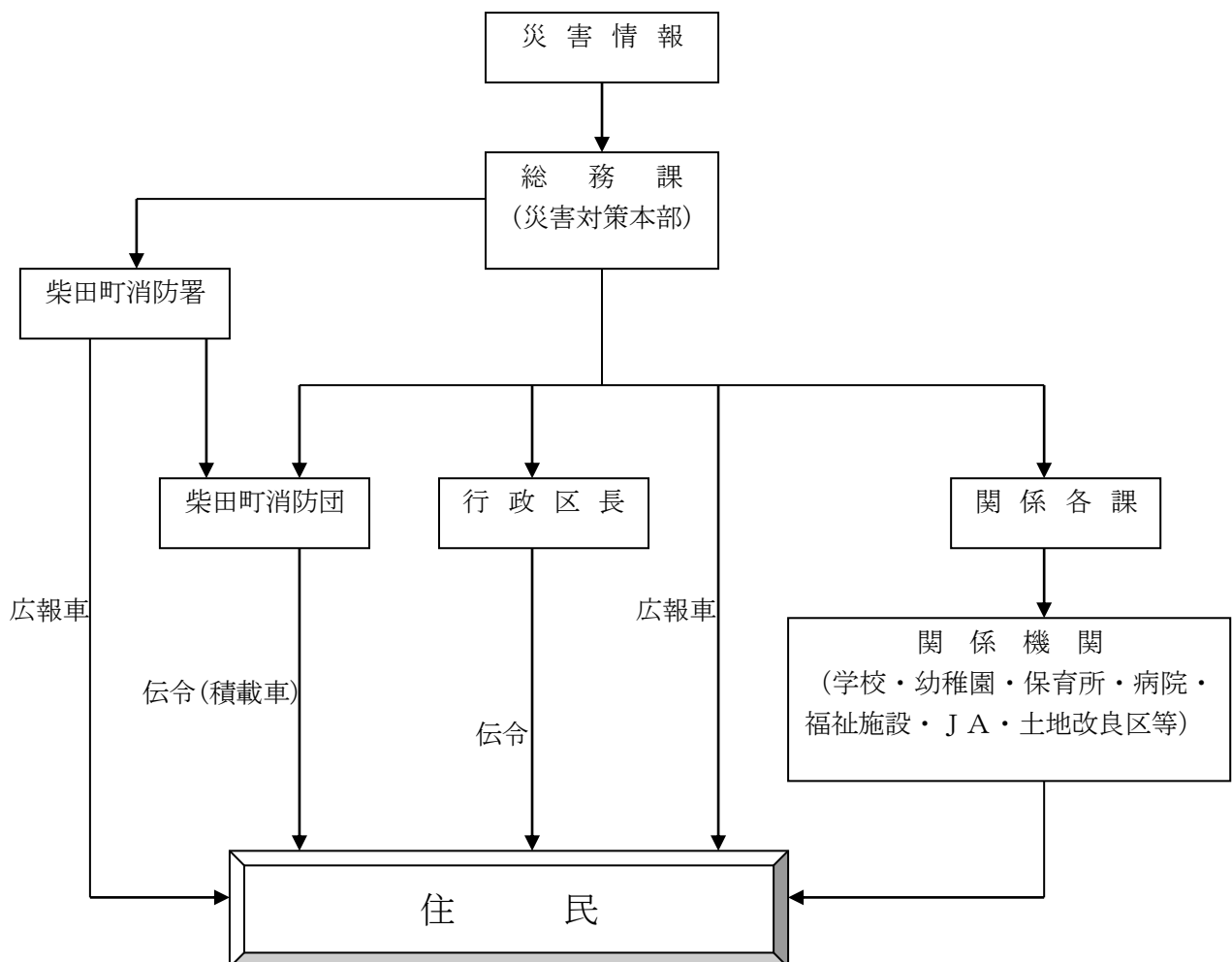
(1) 町長が行う災害広報

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
住民担当	まちづくり政策課長	情報政策班	広報車 インターネット・パソコン通信等
	総務課長	防災班	防災行政無線、屋外拡声装置 サイレン、消防車、エリアメール等
報道機関担当	総務課長	防災班	電話、文書
防災関係機関担当	総務課長	防災班	電話（有線・無線）、防災行政無線

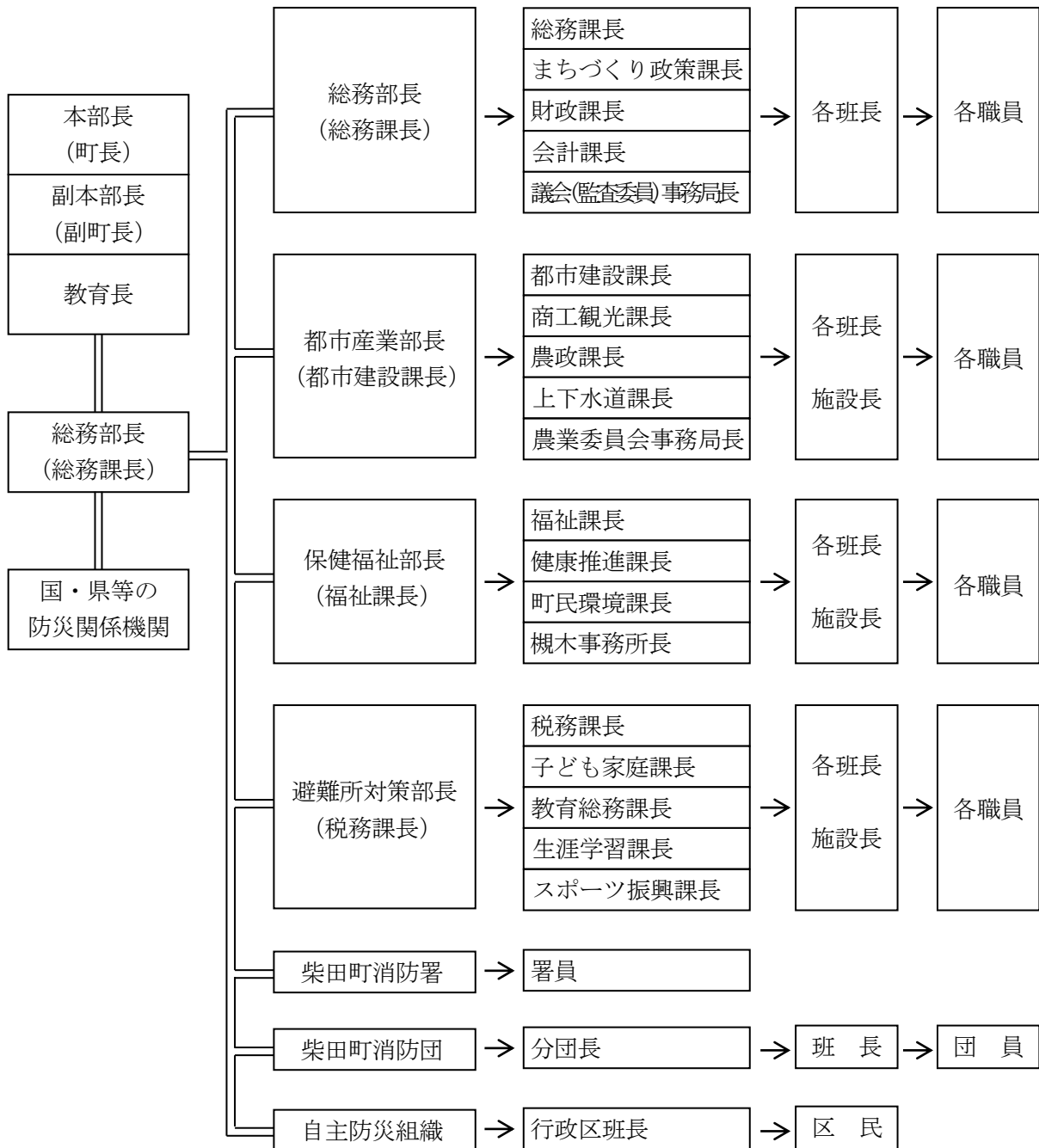
(2) 防災関係機関

機関名	電話番号	連絡責任者
大河原警察署	53-2211	総務課長
仙南地域広域行政事務組合柴田消防署	55-2012	
東北電力(株)白石営業所	0224-25-2124	

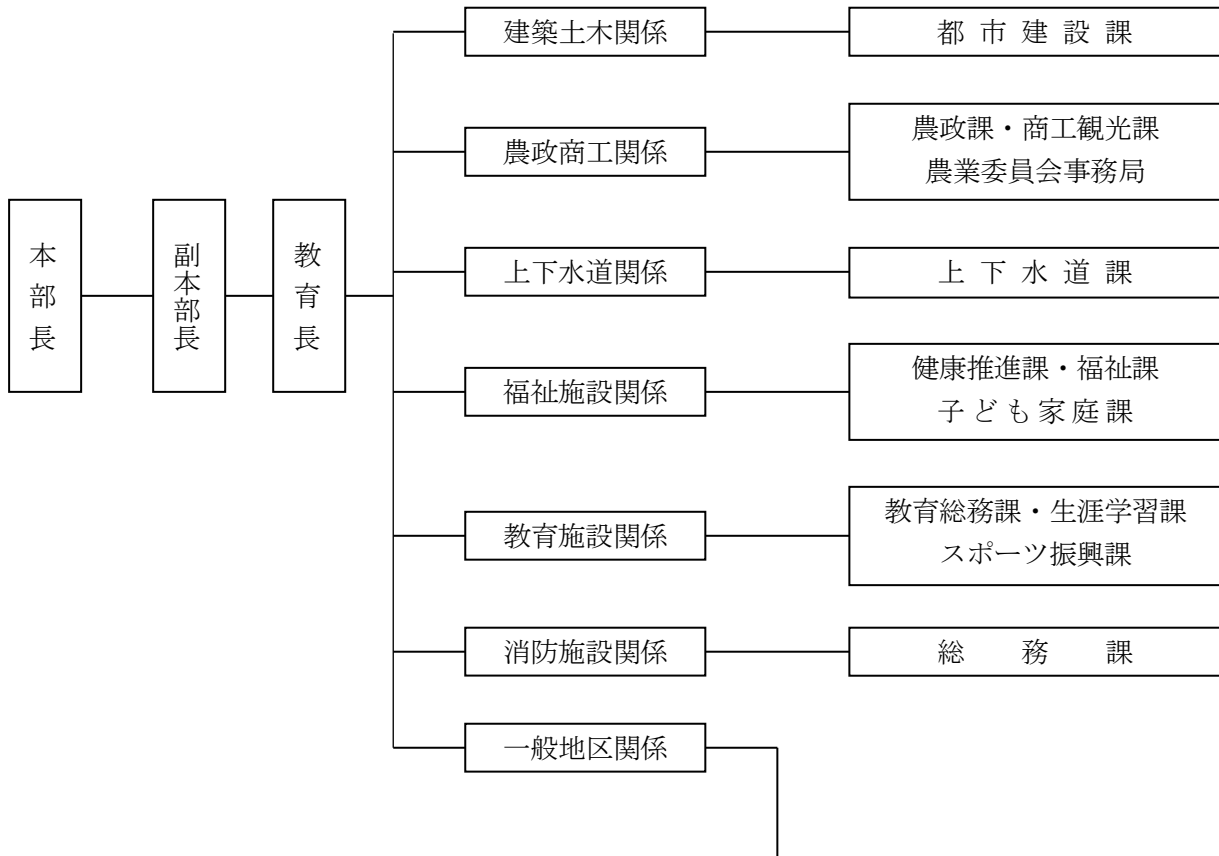
3 住民への情報伝達の流れ



4 組織連絡体制



5 一般地区の被害調査班編成



班	調査担当行政区						担当課名
	1	2	30				
1	1	2	30				財政課
2	3	4	5				商工観光課
3	6 A	6 B	7 A	7 B			まちづくり政策課
4	8	9 A	9 B				税務課
5	10	29 A	29 B	29 C	29 D		税務課・議会事務局
6	11 A	11 B	11 C	11 D	12 A	12 B	町民環境課
7	14	15	16				町民環境課・健康推進課・福祉課
8	13	17 A	17 B				健康推進課・福祉課
9	18 A	18 B	19	20			槻木事務所・会計課
10	21	22	23	24			子ども家庭課
11	25	26	27	28			教育総務課・生涯学習課・スポーツ振興課

※ 一般地区の調査班編成は、1班2名体制とする。

※ 被害調査にあたる場合は、最初に行政区長（自主防災組織）と連絡を取り、情報を収集後に地区内の調査を行うこと。（行政区長宅は、担当者が事前に把握のこと。）

※ 2次調査は、災害状況に応じて別途編成する。

6 担当課及び関係機関の連絡先

担当課	連絡機関名	電話番号
総務課	宮城県危機対策課	022-211-2375
	陸上自衛隊船岡駐屯地第2施設団	55-2301
	大河原地方振興事務所	53-3111
	仙南広域消防本部	52-1050
	仙南広域消防本部柴田消防署	55-2012
	東日本電信電話(株)宮城支店	0120-444-113
	東北電力(株)白石営業所	0120-175-366
まちづくり政策課	大河原警察署	53-2211
	大河原警察署柴田交番	55-1240
	大河原警察署槻木駐在所	56-1204
都市建設課	大河原土木事務所	53-3111
	仙台河川国道事務所	022-248-4131
	仙台河川国道事務所岩沼出張所	0223-22-2801
	仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所	0223-22-3039
農政課・商工観光課	大河原地方振興事務所	53-3111
健康推進課・福祉課	仙南保健福祉事務所	53-3111
	柴田町社会福祉協議会	58-1771
町民環境課	仙南保健福祉事務所(仙南保健所)	53-3111
	仙南地域広域行政事務組合大河原衛生センター	52-2759
	仙南地域広域行政事務組合柴田衛生センター	56-3734
教育総務課	大河原教育事務所	53-3111

7 市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法第53条第1項（被害状況等の報告）及び消防組織法第22条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

(1) この要領に基づく被害状況報告は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

ロ 災害対策本部を設置したもの

ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

ニ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

(例示)

・崖くずれ、地すべり、土石流、雪崩、河川の溢水、破堤、高潮又は津波等により人的被害又は住家被害を生じたもの

・道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの

・地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合

・火山の噴火により人的被害若しくは住家被害を生じ、又は生ずるおそれのあるもの

ホ その他特に報告の指示があったもの

(2) 上記のうちイ～ニに係るものについては、県からの報告の指示の有無にかかわらず自主的に報告するものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として防災行政無線ファクシミリにより地方県事務所を経由（仙台市に係るものを除く。）して消防防災課へ報告するものとする。（夜間、祝祭日等で、特に指示があった場合は、直接消防防災課へ報告するものとする）。

なお、送信時間の短縮等のため、報告に係るファクシミリ送り状の添付は省略するものとする。

イ 災害情報（人的被害情報）

災害の当初の段階で被害状況が十分把握出来ていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について市町村及び消防本部は、自主的に様式第1号により即時報告するものとする。

なお、人的被害が生じた場合には、被害者の詳細等について判明次第、様式第1号の2により即時報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとし、被害額については省略できるものとする（おおむね1日1回程度）。

なお、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況について確定報告するものとする（おおむね災害が発生してから2週間以内）。

注）被害状況報告〔即報・確定〕において、施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除くものとする。

また、仙台市については、様式第3号に準じた住家被害等の区別明細を添付するものとする。

(2) 宮城県総合防災情報システム防災端末機による被害状況の入力は、県消防防災課からの指示により行うこととする。

(3) (2)の指示を行う場合において、県消防防災課は、次の各号の内容を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 即報・確定報の別

ハ 報告時点

ニ 入力時間帯

ホ その他必要な事項

(4) (2)の規定において、被害状況入力画面での入力項目に関する用語の意義については、本要領7被害状況報告（様式第2号）記入要領に準じて取り扱うものとする。

(5) 仙台市については、人的被害・住家被害・非住家被害については、区毎に入力するものとし、それ以外の項目については仙台市一括で入力するものとする。

5 災害情報（様式第1号）記入要領

(1) 「災害の状況」には、災害が発生した（発生するおそれのある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家被害に重点を置くこと。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して講じた措置について具体的に記入するものとする。特に災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部を設置した場合には名称及び設置時間、災害対策基本法第60条に基づく住民に対しての避難の勧告・指示を行った場合には、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、対象世帯数、人員、原因及び避難施設について記入すること。

なお、住民の自主避難があった場合には、区分欄に自主と表示し、同様に記入するものとする。

6 人的被害情報（様式第1号の2）記入要領

(1) 「災害の状況」には、人的被害の発生した具体的場所、発生日時、発生状況、原因等について記入するものとする。

(2) 「被害者の詳細」には、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、及び住所について記入するものとする。

(3) 「備考」には、被害者の収容先その他の事項について記入するものとする。

7 被害状況報告（様式第2号）記入要領

(1) 人的被害

イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負ったものが確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療を要する見込みのものとする。

(2) 住家被害

イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

ホ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

へ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

ト 「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあつて、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

チ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入るものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半

壊の被害を受けたものとする。

(4) その他

- イ 「田の流失等」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
- ロ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ハ 「畑の流失等」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- ニ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- ホ 「病院」とは、医療法（昭和28年法律第20号）第1条に規定する病院及び診療所とする。
- ヘ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- ト 「通行不能」とは、冠水及び路肩決壊等により全面通行止めとなった道路の箇所数とし、（ ）内には、報告時点における復旧済箇所数を記入するものとする。
- チ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- リ 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ヌ 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- ル 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定により同法が準用される天然の河岸とする。
- ヲ 「下水道」とは、下水道法（昭和34年法律第79号）に定める下水道とする。
- ワ 「公園」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき設置された公園とする。
- カ 「清掃施設」とは、ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
- ヨ 「崖くずれ」とは、崖地の崩壊により人的、物的（住家・公共建物等）被害の発生した箇所数とする。
- タ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- レ 「船舶」とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、流失し所在が不明になったもの、及び修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ソ 「地下鉄」とは、冠水等で地下鉄の運行が不能となった箇所数とする。
- ツ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水した戸数とする。
- ネ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ナ 「地下鉄」、「水道」及び「ガス」について、それぞれ運行不能箇所数、断水戸数及び供給停止戸数の被害の最大値を記入するものとし、（ ）内には、報告時点における復旧済箇所数（戸数）を記入するものとする。
- ラ 「り災世帯数」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- ム 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ウ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
「建物」とは、社会通念上の家屋（土地に定着した構築物で、屋根及び周壁を有するもの）をいい、危険物に該当するものを除いたものとする。

ノ 「危険物」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所、貯蔵所及び取扱所とする。

オ 「その他」とは、建物及び危険物以外のものとする。

(5) 被害額

イ 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

ロ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

ハ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。

ニ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

ホ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

ヘ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

ト 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

チ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。

リ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

ヌ この要領において「被害額」とは、原則として、施設等被害については、その施設等の復旧額または再取得価額とする。

また、生産物等については、時価又は損失（減収）評価額とする。

(6) その他

イ 「災害対策本部設置状況」については、災害対策基本法第 23 条に基づく災害対策本部を設置した場合に名称、設置日時及び廃止日時を記入するものとする。

ロ 「その他公共施設の区分名称等」とは、「その他公共施設」に被害額を計上した場合、例えば、児童福祉施設、水道施設等の被災施設の区分、具体的名称等を記入するものとする。

ハ 「消防機関の活動状況」については、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況について記入するものとする。

ニ 「避難状況」については、災害対策基本法第 60 条に基づき市町村長が避難勧告・指示をした場合に、その区分（勧告・指示）、発令日時、対象地区名、世帯数、人数、原因、避難施設及び解除日時について記入するものとする。

なお、住民の自主避難があった場合にも、区分欄に自主と表示して同様に記入するものとする。

ホ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

ヘ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

ト 「災害の概況」については、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）、災害の経

過、今後の見通し等を記入するものとする。

チ 「その他」については、その他特記事項を記入するものとする。

リ 様式第1号、様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

災害概況即報

発生日時	月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住 家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	名称				
		設置日時				

(様式第2号)

被害状況報告 (即報 第 報・確定)

災害名				区 分		単 位	被 害	
報告時点	月 日 時 現在			田	流失等	ha		
市町村名					畑	冠水	ha	
課係名				畑		流失等	ha	
報告者名					畑	冠水	ha	
区分		単 位	被 害	文教施設		箇所		
人的被害	死 者		人	病 院		箇所		
	行方不明者		人	道 路		箇所		
	負傷者	重傷		人	橋りょう		箇所	
		軽傷		人	河 川		箇所	
					港 湾		箇所	
住家被害	全 壊		棟	砂 防		箇所		
			世帯			箇所		
			人			箇所		
	半 壊		棟	清掃施設		箇所		
			世帯			箇所		
			人			箇所		
	一 部 破 損		棟	崖くずれ		箇所		
			世帯			箇所		
			人			箇所		
	床 上 浸 水		棟	鉄道不通		箇所		
			世帯			箇所		
			人			箇所		
	床 下 浸 水		棟	被害船舶		隻		
			世帯			戸		
			人			戸		
非住家		棟	り災世帯数					
		棟			り災者数			
		棟					建 物	件
公共建物(全・半壊)	棟	火災発生		危 険 物			件	
その他(全・半壊)	棟			そ の 他		件		

注1 施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

注2 被害額については、即報段階では省略できるものとする。

区分		単位	被害	災害対策本部等の設置状況		
公立文教施設		千円		名称		
農林水産業施設		千円		設置	月	日 時 分
公共土木施設		千円		廃止	月	日 時 分
その他の公共施設		千円		その他の公共施設等の区分名称等		
小 計		千円				
そ の 他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
その他		千円				
小 計		千円		消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人	
被 害 の 詳 細	人的被害の状況					
	被害区分	氏 名	性別	年齢	住 所	
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況						

8 防災行政無線の状況

種別	呼出名称	局数	配置先		出力	免許番号	免許更新 年月日
基地局	ぼうさい しばた	1	総務課	基地局	10W	東基第 6592 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた		総務課	司令制御器			
	ぼうさい しばた		建設課	司令制御器			
	ぼうさい しばた		上下水道課	司令制御器			
	ぼうさい しばた		上下水道課 (浄水場)	司令制御器			
移動局	ぼうさい しばた 1	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 66323 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 2	1	水道事業所	携 帯	1 W	東移第 66324 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 3	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 66325 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 4	1	消防団 第 1 分団第 4 班	携 帯	5 W	東移第 10074067 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 5	1	消防団 第 1 分団第 16 班	携 帯	5 W	東移第 10074082 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 6	1	総務課	可搬型	10W	東移第 10107132 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 10	1	水道事業所 (宮城 46 ね 2743)	車 載		東移第 66328 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 11	1	水道事業所 (宮城 41 あ 2425)	車 載		東移第 66329 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 12	1	水道事業所	携 帯	1 W	東移第 66330 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 13	1	水道事業所 (宮城 500 め 9362)	車 載	5 W	東移第 66331 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 14	1	水道事業所 (宮城 41 そ 4875)	車 載	5 W	東移第 66332 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 15	1	水道事業所 (宮城 41 そ 4591)	車 載	5 W	東移第 74429 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 16	1	総務課 (宮城 800 た 563)	車 載	10W	東移第 10000077 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 17	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 10000129 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 18	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 721856 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 19	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 721854 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 20	1	水道事業所 (宮城 41 て 2463)	車 載	10W	東移第 721855 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 21	1	建設課 (宮城 46 の 3683)	車 載	10W	東移第 765796 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 22	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 10032976 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 23	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 10032977 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 24	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 10032978 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 25	1	消防団 第 2 分団第 9 班 (剣)	携 帯	5 W	東移第 10074065 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 26	1	消防団 第 1 分団第 1 班	携 帯	5 W	東移第 10074064 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 27	1	消防団 第 1 分団第 2 班	携 帯	5 W	東移第 10074065 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 28	1	消防団 第 1 分団第 3 班	携 帯	5 W	東移第 10074066 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 29	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 10074067 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 30	1	消防団 第 1 分団第 5 班	携 帯	5 W	東移第 10074068 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 31	1	消防団 第 1 分団第 6 班	携 帯	5 W	東移第 10074069 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 32	1	消防団 第 1 分団第 24 班	携 帯	5 W	東移第 10074070 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 33	1	消防団 第 1 分団第 7 班新	携 帯	5 W	東移第 10074071 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 34	1	消防団 第 1 分団第 7 班上	携 帯	5 W	東移第 10074072 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 35	1	消防団 第 1 分団第 8 班	携 帯	5 W	東移第 10074073 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 36	1	消防団 第 1 分団第 9 班	携 帯	5 W	東移第 10074074 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 37	1	消防団 第 1 分団第 10 班	携 帯	5 W	東移第 10074075 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 38	1	消防団 第 1 分団第 11 班	携 帯	5 W	東移第 10074076 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 39	1	消防団 第 1 分団第 12・13 班	携 帯	5 W	東移第 10074077 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 40	1	消防団 第 1 分団第 14 班三	携 帯	5 W	東移第 10074078 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 41	1	消防団 第 1 分団第 14 班海	携 帯	5 W	東移第 10074079 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 42	1	消防団 第 1 分団第 15 班沖	携 帯	5 W	東移第 10074080 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 43	1	消防団 第 1 分団第 1 班山	携 帯	5 W	東移第 10074081 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 44	1	総務課	携 帯	5 W	東移第 10074082 号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 45	1	消防団 第 1 分団第 17 班	携 帯	5 W	東移第 10074083 号	H25. 2. 28

種別	呼出名称	局数	配置先	出力	免許番号	免許更新 年月日	
	ぼうさい しばた 46	1	消防団 第1分団第18班	携 帯	5W	東移第10074084号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 47	1	消防団 第1分団第19班	携 帯	5W	東移第10074085号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 48	1	消防団 第1分団第20班	携 帯	5W	東移第10074086号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 49	1	消防団 第1分団第21班	携 帯	5W	東移第10074087号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 50	1	消防団 第1分団第22班西	携 帯	5W	東移第10074088号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 51	1	消防団 第1分団第22班本	携 帯	5W	東移第10074089号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 52	1	消防団 第1分団第23班	携 帯	5W	東移第10074090号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 53	1	槻木事務所	携 帯	5W	東移第10074091号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 54	1	柴田消防署	携 帯	5W	東移第10074092号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 55	1	水道事業所	携 帯	5W	東移第10079771号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 56	1	水道事業所	携 帯	5W	東移第10079772号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 57	1	水道事業所	携 帯	5W	東移第10079773号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 58	1	スポーツ振興室へ (H23.12.20)	携 帯	5W	東移第10085682号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 59	1	農村環境改善センター	携 帯	5W	東移第10085683号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 60	1	船岡生涯学習センター	携 帯	5W	東移第10085684号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 61	1	船迫生涯学習センター	携 帯	5W	東移第10085685号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 62	1	槻木生涯学習センター	携 帯	5W	東移第10085686号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 63	1	西住公民館	携 帯	5W	東移第10085687号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 64	1	総務課	携 帯	5W	東移第10110751号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 65	1	総務課	携 帯	5W	東移第10110752号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 66	1	総務課	携 帯	5W	東移第10110753号	H25. 2. 28
	ぼうさい しばた 67	1	消防団 佐藤団長	携 帯	5W	東移第10118631号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 68	1	消防団 畑山副団長	携 帯	5W	東移第10118632号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 69	1	消防団 百々副団長	携 帯	5W	東移第10118633号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 70	1	消防団 第1分団長	携 帯	5W	東移第10118634号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 71	1	消防団 第2分団長	携 帯	5W	東移第10118635号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 72	1	消防団 第3分団長	携 帯	5W	東移第10118636号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 73	1	消防団 第4分団長	携 帯	5W	東移第10118637号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 74	1	消防団 第5分団長	携 帯	5W	東移第10118638号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 75	1	消防団 第6分団長	携 帯	5W	東移第10118639号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 101	1	行政区長 1区	携 帯	5W	東移第10116794号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 102	1	行政区長 2区	携 帯	5W	東移第10116795号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 103	1	行政区長 3区	携 帯	5W	東移第10116796号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 104	1	行政区長 4区	携 帯	5W	東移第10116797号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 105	1	行政区長 5区	携 帯	5W	東移第10116798号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 106	1	行政区長 6A区	携 帯	5W	東移第10116799号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 107	1	行政区長 6B区	携 帯	5W	東移第10116800号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 108	1	行政区長 7A区	携 帯	5W	東移第10116801号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 109	1	行政区長 7B区	携 帯	5W	東移第10116802号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 110	1	行政区長 8区	携 帯	5W	東移第10116803号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 111	1	行政区長 9A区	携 帯	5W	東移第10116804号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 112	1	行政区長 9B区	携 帯	5W	東移第10116805号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 113	1	行政区長 10区	携 帯	5W	東移第10116806号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 114	1	行政区長 11A区	携 帯	5W	東移第10116807号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 115	1	行政区長 11B区	携 帯	5W	東移第10116808号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 116	1	行政区長 11C区	携 帯	5W	東移第10116809号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 117	1	行政区長 11D区	携 帯	5W	東移第10116810号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 118	1	行政区長 12A区	携 帯	5W	東移第10116811号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 119	1	行政区長 12B区	携 帯	5W	東移第10116812号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 120	1	行政区長 29A区	携 帯	5W	東移第10116813号	H28. 2. 28

種別	呼出名称	局数	配置先		出力	免許番号	免許更新 年月日	
	ぼうさい しばた 121	1	行政区長	29B区	携 帯	5W	東移第 10116814 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 122	1	行政区長	29C区	携 帯	5W	東移第 10116815 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 123	1	行政区長	29D区	携 帯	5W	東移第 10116816 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 124	1	行政区長	30区	携 帯	5W	東移第 10116817 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 125	1	行政区長	13区	携 帯	5W	東移第 10116818 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 126	1	行政区長	14区	携 帯	5W	東移第 10116819 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 127	1	行政区長	15区	携 帯	5W	東移第 10116820 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 128	1	行政区長	16区	携 帯	5W	東移第 10116821 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 129	1	行政区長	17A区	携 帯	5W	東移第 10116822 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 130	1	行政区長	17B区	携 帯	5W	東移第 10116823 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 131	1	行政区長	18A区	携 帯	5W	東移第 10116824 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 132	1	行政区長	18B区	携 帯	5W	東移第 10116825 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 133	1	行政区長	19区	携 帯	5W	東移第 10116826 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 134	1	行政区長	20区	携 帯	5W	東移第 10116827 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 135	1	行政区長	21区	携 帯	5W	東移第 10116828 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 136	1	行政区長	22区	携 帯	5W	東移第 10116829 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 137	1	行政区長	23区	携 帯	5W	東移第 10116830 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 138	1	行政区長	24区	携 帯	5W	東移第 10116831 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 139	1	行政区長	25区	携 帯	5W	東移第 10116832 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 140	1	行政区長	26区	携 帯	5W	東移第 10116833 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 141	1	行政区長	27区	携 帯	5W	東移第 10116834 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 142	1	行政区長	28区	携 帯	5W	東移第 10116835 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 143	1	行政区長	6 A副区	携 帯	5W	東移第 10116840 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 144	1	行政区長	29A副区	携 帯	5W	東移第 10116841 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 145	1	行政区長	29B副区	携 帯	5W	東移第 10116842 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 146	1	行政区長	29C副区	携 帯	5W	東移第 10116843 号	H28. 2. 28
	ぼうさい しばた 147	1	行政区長	30副区	携 帯	5W	東移第 10116844 号	H28. 2. 28

9 防災行政無線局設備(デジタル移動系) 番号表

設置箇所	局名称 (9文字以内)	ふりがな (5文字以内)	呼出 番号	グループ番号 (所属グループ)	局の区別	備品登録番号	備考
役場	役場	やくば	100		半固定局	平成24年度 000049-0001	
町教育委員会	町教育委員会	まちきょう	201	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0001	
船岡小学校	船岡小学校	ふなおかし	202	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0002	
槻木小学校	槻木小学校	つきのきし	203	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0003	
柴田小学校	柴田小学校	しばたしよ	204	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0004	
船迫小学校	船迫小学校	ふなばさま	205	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0005	
西住小学校	西住小学校	にしずみし	206	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0006	
東船岡小学校	東船岡小学校	ひがしふな	207	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0007	
船岡中学校	船岡中学校	ふなおかし	208	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0008	
槻木中学校	槻木中学校	つきのきち	209	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0009	
船迫中学校	船迫中学校	ふなばさま	210	F00 F01 F03	携帯型	平成24年度 000050-0010	
槻木生涯学習センター	槻木生涯学習センター	つきのきし	211	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0011	
農村環境改善センター	農村環境改善センター	のうそんか	212	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0012	
船岡生涯学習センター	船岡生涯学習センター	ふなおかし	213	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0013	
西住公民館	西住公民館	にしずみこ	214	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0014	
船迫生涯学習センター	船迫生涯学習センター	ふなばさま	215	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0015	
しばたの郷土館	しばたの郷土館	しばたのき	216	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0016	
船岡体育館	槻木体育館	つきのきた	217	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0017	
槻木事務所	第1区集会所	だいいっく	218	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0018	
柴田消防署	剣水集会所	けんすいし	219	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0019	
総務課	白幡集会所	しらはたし	220	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0020	
総務課	上川名構造改善センター	かみかわな	221	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0021	
総務課	葉坂構造改善センター	はざかこう	222	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0022	
総務課	船迫集会所	ふなばさま	223	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0023	
総務課	入間田中央集会所	いりまだち	224	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0024	
総務課	富沢集会所	とみざわし	225	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0025	
上下水道課	第29A区集会所	だいにじゅ	226	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0026	
柴田高等学校	柴田高等学校	しばたこう	227	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0027	
大河原商業高等学校	大河原商業高等学校	おおがわら	228	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0028	
仙台大学	仙台大学	せんだいだ	229	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0029	
都市建設課	船岡城址公園	ふなおかし	230	F00 F01	携帯型	平成24年度 000050-0030	

10 防災行政無線局設備(デジタル移動系) グループ表

市町村コード：04323

グループ番号	名称	ふりがな
F00	移動一斉	いどういつ
F01	携帯G	けいたい
F02	車載G	しゃさい
F03	教育委員会	きょういく

第8 危険物施設等の状況

1 液化石油ガス供給所及び充填所・販売所

(1) 液化石油ガス供給所及び充填所

(平成28年2月現在)

名称	所在地	電話番号	貯蔵量	備考
仙南ガス株式会社	柴田町西船迫2丁目5-27	55-4141	20 t	供給所
仙台ミツイ株式会社	柴田町大字下名生字八剣84	54-3031	4,700 m ³	充填所

(2) LPG販売所

	名称	住所	電話番号
1	カメイ株式会社仙南営業所	柴田町大字中名生字佐野22-3	55-1595
2	㈱エネサンス東北	柴田町大字船岡字川端129	55-2821
3	仙南ガス株式会社	柴田町西船迫二丁目5番地27	55-4141
4	つたや商店	柴田町槻木東二丁目1-43	56-1805
5	株式会社丸油	柴田町船岡中央一丁目7番18号	55-1233
6	合名会社 太田庸善商店	柴田町船岡中央三丁目17番27号	55-4111
7	ENEOS グローブエナジー(株)仙南営業所	柴田町大字下名生字八剣84	54-3031
8	大沼商店	柴田町槻木上町二丁目2番1号	56-1203
9	平間信七商店	柴田町船岡東二丁目3-24	55-2260
10	半田ガス有限公司	柴田町北船岡二丁目7-26	54-2412
11	株式会社鶴見屋商店大河原営業所	柴田町大字船岡字大塚24-3	52-2734
12	株式会社白石ハウビング	柴田町大字船岡字若葉町4-15	55-1457
13	ユニオン有限公司	柴田町大字槻木字余目山15番地35	56-3017
14	柴田ガス供給株式会社	柴田町大字船岡字川端129	57-1515

2 危険物施設

(1) 危険物施設

(平成28年2月現在)

製造所	危険物貯蔵所								危険物取扱所				合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	販売取扱所	小計	
1	29	11	42	2	1	2	17	105	21	31	0	52	157

(2) 施設名

No.	名 称	設 置 場 所	区 分	施設数
1	安藤石油(株)	大字船岡字若葉町1番地の1	給油取扱所	1
2	アサヒキャスト(株)	大字船岡字山田1の6	屋外タンク貯蔵所	1
3	大沼商店	槻木上町2丁目2番1号	給油取扱所	1
4	(株)表蔵王国際ゴルフクラブ	大字船迫字日光48番地	地下タンク貯蔵所	1
			簡易タンク貯蔵所	1
5	兼松ペトロ(株)	船岡新栄4丁目6-16	給油取扱所	1
6	カメイ(株)	大字中名生字佐野22-3	一般取扱所	1
			移動タンク貯蔵所	2
			地下タンク貯蔵所	1
7	学校給食センター	西船迫1丁目1-12	地下タンク貯蔵所	1
8	北日本電線(株)	大字船岡字山田1番地4	一般取扱所	1
			屋内貯蔵所	3
			地下タンク貯蔵所	2
9	北日本電線株式会社(槻木)	大字葉坂字白坂54-1	地下タンク貯蔵所	1
10	(株)栗村産業運送	大字中名生字熊野41番地	給油取扱所	1
11	ヒルズ県南総合プール	大字本船迫字十八津入地内	一般取扱所	1
			地下タンク貯蔵所	1
12	県立船岡支援学校	船岡南2丁目3-1	地下タンク貯蔵所	1
13	コスモ石油(湊商事)	大字船岡字東原前191番,191番2	給油取扱所	1
14	(株)コメリ	槻木上町3丁目16-11	一般取扱所	1
15	五間掘排水機場	大字下名生字大畑172	地下タンク貯蔵所	1
16	宇都宮化成工業(株)	大字船岡字滝沢1番地の6	屋外貯蔵所	1
			屋外タンク貯蔵所	2
			屋内貯蔵所	3
17	サンアイパック(株)仙台工場	大字下名生字八剣125番地	屋内貯蔵所	2
			地下タンク貯蔵所	1
18	イオン船岡店	西船迫2丁目1番地の15	地下タンク貯蔵所	1
19	佐竹塗装工業所	船岡中央2丁目11番17号	屋内貯蔵所	1
20	三名生排水機場	大字下名生字剣塚103-2他	地下タンク貯蔵所	1
21	昭和電線ケーブルシステム(株)仙台事業所	大字船岡字鍋倉字1番地	屋外貯蔵所	1
			屋内タンク貯蔵所	1
			屋外タンク貯蔵所	2
			屋内貯蔵所	2
22	(株)ジェイエイ仙南サービス	西船迫1丁目10番地の3	給油取扱所	1
			地下タンク貯蔵所	2
			一般取扱所	1
23	(株)白石ハウビング	大字船岡字若葉町4番15号	一般取扱所	1
			移動タンク貯蔵所	3
			地下タンク貯蔵所	1
24	昭和シェル石油(株)	大字船岡字新生町29-5	給油取扱所	1

No.	名 称	設 置 場 所	区 分	施設数
25	柴田小学校	大字葉坂字鍛冶内 30	一般取扱所	1
26	柴田町役場	船岡中央 2 丁目 3-45	地下タンク貯蔵所	1
27	柴田衛生センター	大字成田字待江 151	地下タンク貯蔵所	1
28	柴田高等学校	大字本船迫字十八津入 7 の 3	地下タンク貯蔵所	1
29	仙台大学	船岡南 2 丁目 2 番 18 号	地下タンク貯蔵所	5
30	仙南ガス(株)	西船迫 2 丁目 5-27	一般取扱所	1
			移動タンク貯蔵所	2
31	三菱商事石油(株)	船岡南 1 丁目 9 番 1 号	給油取扱所	1
32	(株)センナンエネルギー	大字船岡字東原町 129、130	一般取扱所	1
			地下タンク貯蔵所	1
			給油取扱所	1
33	仙台森紙業(株)柴田事業所	大字中名生字神明堂 1 番地	一般取扱所	1
			地下タンク貯蔵所	1
34	(株)仙南自動車学院	大字本船迫字塚田 17 番地	給油取扱所	1
35	(株)ダイシン	大字本船迫字立石 1-13	一般取扱所	1
36	太陽の村	大字本船迫字上野 4-1	地下タンク貯蔵所	1
37	つたや油店	槻木東 2 丁目 1-43	給油取扱所	1
			移動タンク貯蔵所	1
38	(株)鶴見屋商店	大字船岡字大塚 24-3	給油取扱所	1
			一般取扱所	1
			移動タンク貯蔵所	2
39	槻木小学校	大字槻木駅西 2 丁目 14 番地の 1	一般取扱所	1
40	槻木生涯学習センター	槻木下町 3 丁目 1-60	地下タンク貯蔵所	1
41	リコーインダストリー(株)	大字中名生字神明堂 3 番地の 1	一般取扱所	7
			製造所	1
			屋外タンク貯蔵所	4
			屋内貯蔵所	8
			地下タンク貯蔵所	3
42	(株)エネサンス東北	大字船岡字川端 128 番地	一般取扱所	1
			移動タンク貯蔵所	1
			地下タンク貯蔵所	1
43	(株)五洋電子仙台工場	大字中名生字神明堂 1 番地の 1	屋内タンク貯蔵所	1
			屋内貯蔵所	1
44	ENEOS グローブエナジー (株)南東北支社仙南営業所	大字下名生字八剣 84	移動タンク貯蔵所	2
			地下タンク貯蔵所	1
			一般取扱所	1
45	東北三和鋼器(株)	大字船岡字山田 1-7	屋内貯蔵所	2
46	東北大江工業(株)	大字船岡字大森 1 番地の 1	屋内貯蔵所	2
47	東北積水樹脂(株)	大字四日市場字二本木 86-1	地下タンク貯蔵所	1
48	(有)富樫運輸	大字船岡字山田 1-36	給油取扱所	1
49	東北新潟運輸(株)	大字下名生字上納 192	給油取扱所	1

No.	名 称	設 置 場 所	区 分	施設数
50	(株)ニッケイ加工	大字上名生字明神堂 11-1	屋内貯蔵所	1
51	東船岡小学校	大字上名生字中川 93 番地 1	一般取扱所	1
52	船迫小学校	西船迫 3 丁目 1 番 3 号	一般取扱所	1
53	船迫中学校	西船迫 4 丁目 1-2	一般取扱所	1
54	朋和産業(株)	大字下名生字剣水 32	一般取扱所	1
			屋内貯蔵所	1
			地下タンク貯蔵所	1
55	(株)ホテル原田 in さくら	船岡中央 1 丁目 2-3	地下タンク貯蔵所	1
56	(株)丸油	船岡中央 1 丁目 7 番 18 号	給油取扱所	1
			移動タンク貯蔵所	3
		大字船岡字上大原 22 番地	一般取扱所	1
57	マルトモ(株)	槻木字萱ヶ崎 63 番地 1	屋内貯蔵所	1
			屋外タンク貯蔵所	1
			地下タンク貯蔵所	1
58	みやぎ生活協同組合	東船迫 2 丁目 17 番地	移動タンク貯蔵所	3
59	ミタニ東京(株)	大字船岡字新生町 13-9	給油取扱所	1
60	メガペトロ(株)	大字中名生字佐野 34 番 4	給油取扱所	1
61	山崎製パン(株)仙台工場	槻木白幡 2 丁目 9 番 1 号	給油取扱所	1
			一般取扱所	1
			地下タンク貯蔵所	2
62	山寿商店	槻木白幡 3 丁目 2 番 1 号	給油取扱所	1
		槻木白幡 3 丁目 236-4	移動タンク貯蔵所	1
63	吉田石油店	槻木上町 1 丁目 1 番 41 号	給油取扱所	1
		槻木下町 2 丁目 3 番 12 号	一般取扱所	1
64	四日市場排水機場	大字四日市場字二本木 60-2	地下タンク貯蔵所	1
			一般取扱所	1
65	陸上自衛隊船岡駐屯地	大字船岡字大沼端 1-1	給油取扱所	2
			一般取扱所	2
			屋外タンク貯蔵所	2
			屋内貯蔵所	3
			地下タンク貯蔵所	3
66	リハビリパークさくら	船岡新栄 6 丁目 6 番地 5	地下タンク貯蔵所	1
67	みやぎ仙南農業協同組合	西船迫 1 丁目 16 番地の 3	地下タンク貯蔵所	1

第9 避難場所等

1 避難所・避難場所一覧

番号	名称	電話番号	所在地	災害種別			避難所			避難場所		避難対象地区
				土砂 災害時	水害 時	震災 時	対象 施設	延床面 積 (㎡)	収容 人数	土地面積 (建築面積除く) (㎡)	収容 人数	
①	農村環境改善センター	56-4777	入間田字外の馬場 220	○	○	○	全館	1,266	290	8,929	1,190	柴田小学校区
2	柴田小学校	56-1430	葉坂字鍛冶内 30			○	体育館	900	210	8,536	730	
③	槻木生涯学習センター	56-1997	槻木下町 3 丁目 1-60	○		○	全館	2,556	590	1,045	130	槻木小学校区
4	槻木小学校	56-1029	槻木駅西 2 丁目 14-1	○		○	体育館	1,193	180	18,127	1,550	
5	槻木体育館	56-4367	槻木下町 2 丁目 6-19	○		○	体育館	1,035	240	1,997	260	
6	槻木中学校	56-1331	槻木東 2 丁目 3-1	○		○	体育館	1,396	320	13,085	1,960	
⑦	船迫生涯学習センター	57-2011	西船迫 3 丁目 3-104	○	○	○	全館	1,434	330	5,743	760	船迫小学校区
8	船迫中学校	54-1225	西船迫 4 丁目 1-2	○	○	○	体育館	1,237	280	18,757	2,310	
9	船迫小学校	55-5394	西船迫 3 丁目 1-3		○	○	体育館	1,137	260	9,095	1,070	
10	柴田高等学校	56-3801	本船迫字十八津入 7-3	○	○	○	体育館	2,380	300	2,380 (体育館)	300	
11	船迫こどもセンター	55-5541	船岡字若葉町 10-16	○	○	○	全館	716	160	722	90	

※1 この避難所・避難場所は2次避難所・避難場所とし、1次避難所・避難場所は各地区にて指定した場所とする。

※2 ○数字の避難所は、大規模災害時における第2次避難の優先避難所とする。

※3 柴田高校学校、大河原商業高等学校、仙台大学については、他の避難所に被災者が収容しきれない場合開設するものとする。

※4 避難所の収容人数の算定基準。建物延べ面積 $\times 0.7 \div 3 \text{ m}^2$ (柴田高等学校、大河原商業高等学校、仙台大学を除く)。

※5 避難場所の収容人数の算定基準。土地面積 $\times 0.4 \div 3 \text{ m}^2$ (船岡城址公園を除く)。

※6 水害の場合は西住児童館が避難所となる。

番号	名称	電話番号	所在地	災害種別			避難所			避難場所		避難対象地区
				土砂 災害時	水害 時	震災 時	対象 施設	延床面 積 (㎡)	収容 人数	土地面積 (建築面積除く) (㎡)	収容 人数	
12	船岡小学校	55-1064	船岡東1丁目2-60	○	○	○	体育館	1,274	290	9,502	1,590	船岡小学校区
⑬	船岡体育館	55-1544	船岡南2丁目2-34	○	○	○	体育館	1,233	280	4,459	590	
14	船岡中学校	55-1162	船岡字七作26	○	○	○	体育館	1,847	430	21,120	1,960	
15	仙台大学	55-1121	船岡南2丁目2-18	○	○	○	体育館	1,508	500	2,380 (体育館)	500	
16	しばたの郷土館	55-0707	船岡西1丁目6-26	○	○	○	全館	2,297	530	3,144	410	
⑰	船岡生涯学習センター	59-2520	中名生字西宮前49	○		○	全館	1,184	270	3,103	410	東船岡小学校
18	東船岡小学校	55-1811	上名生字下中川93-1	○		○	体育館	1,119	260	13,767	1,500	
19	西住小学校	53-3227	船岡字大住町16-1	○		○	体育館	829	190	12,932	1,720	西住小学校区
⑳	西住公民館 ^{※6}	52-4101	船岡字大住町13-1	○		○	全館	752	170	1,176	150	
21	西住児童館	52-3703	船岡字清住町10-2	○	○	○	全館	284	60	418	50	
22	大河原商業高等学校	52-1064	大河原大谷字西原前154-6	○	○	○	体育館	1,648	300	1,648 (体育館)	300	
23	船岡城址公園		船岡字館山18-8	○	○	○	—	—	—	288,728	5,000	広域避難場所
24	船岡中央公園		船岡東2丁目56	○	○	○	—	—	—	4,262	560	広域避難場所
25	総合運動場	57-2514	上名生字明神堂26-1	○		○	—	—	—	37,561	5,000	広域避難場所
26	生涯教育総合運動場		入間田字蛇檀1-1	○	○	○	—	—	—	11,349	1,510	広域避難場所
27	並松運動場		船岡字並松6-1	○	○	○	—	—	—	15,137	2,010	広域避難場所
28	葛岡山公園		槻木西1丁目319-1	○	○	○	—	—	—	22,925	3,050	広域避難場所
29	葛岡公園		槻木西1丁目302-1	○	○	○	—	—	—	2,881	380	広域避難場所
30	西船迫公園		西船迫3丁目1-2	○	○	○	—	—	—	9,454	1,260	広域避難場所
31	富上農村公園		富沢字青木町6-2	○		○	—	—	—	7,988	1,060	広域避難場所
32	成田農村公園		成田字寺田107	○	○	○	—	—	—	2,900	380	広域避難場所

- ※1 この避難所・避難場所は2次避難所・避難場所とし、1次避難所・避難場所は各地区にて指定した場所とする。
- ※2 ○数字の避難所は、大規模災害時における第2次避難の優先避難所とする。
- ※3 柴田高校学校、大河原商業高等学校、仙台大学については、他の避難所に被災者が収容しきれない場合開設するものとする。
- ※4 避難所の収容人数の算定基準。建物延べ面積 $\times 0.7 \div 3 \text{ m}^2$ (柴田高等学校、大河原商業高等学校、仙台大学を除く)。
- ※5 避難場所の収容人数の算定基準。土地面積 $\times 0.4 \div 3 \text{ m}^2$ (船岡城址公園を除く)。
- ※6 水害の場合は西住児童館が避難所となる。

2 救護所の設置場所

番号	名 称	所在地	電話番号	備 考
1	農村環境改善センター	入間田字外の馬場 220	56-4777	和室あり
2	槻木生涯学習センター	槻木下町 3 丁目 1-60	56-1997	和室あり
3	船迫生涯学習センター	西船迫 3 丁目 3-104	57-2011	和室あり
4	船岡生涯学習センター	中名生字西宮前 49	59-2520	和室あり
5	船岡小学校	船岡東 1 丁目 2-60	55-1064	保健室あり
6	西住小学校	船岡字大住町 16-1	53-3227	保健室あり

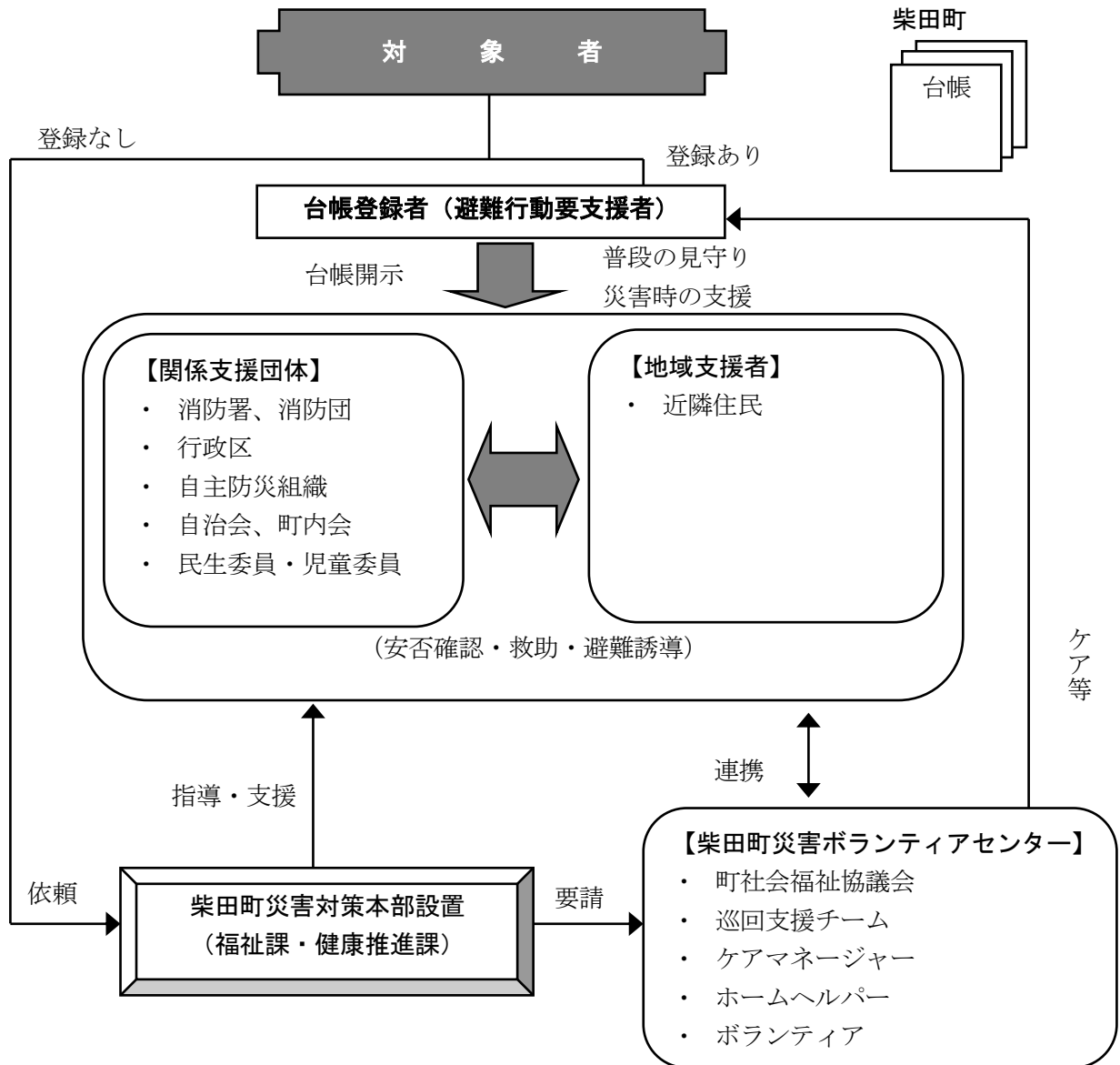
第 10 要配慮者対策

1 浸水区域内の要配慮者利用施設

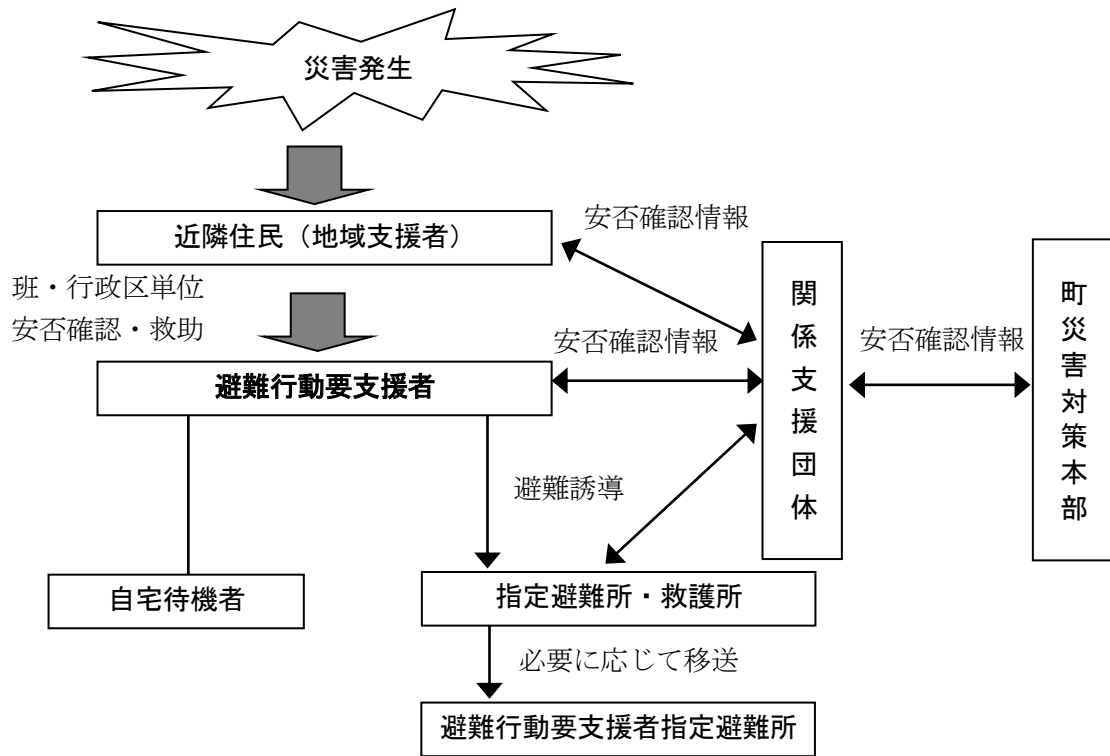
施設の種類	施設の名称・所在		電話番号
指定介護老人福祉施設	名称	特別養護老人ホーム常盤園	55-1411
	所在	柴田町大字船岡字迫 28-1	
	名称	特別養護老人ホーム第二常盤園	56-5761
	所在	柴田町大字海老穴字丸山 40 番地 2	
短期入所生活介護施設	名称	特別養護老人ホーム常盤園	55-1411
	所在	柴田町大字船岡字迫 28-1	54-5181
	名称	多機能型地域ケアホームふなおか	
	所在	柴田町北船岡 2 丁目 16-6	
	名称	老人保健施設リハビリパークさくら	58-3300
	所在	柴田町船岡新栄 6 丁目 6 番地 5	
グループホーム	名称	グループホームゆう柴田	58-2812
	所在	柴田町剣崎 2 丁目 4-3	
	名称	グループホームもみの木	58-3240
	所在	柴田町船岡東 2 丁目 8-5	
	名称	グループホームつくし	55-3940
	所在	柴田町船岡東 2-2-23	
	名称	グループホーム多機能型地域ケアホームつきのき	56-6661
	所在	柴田町槻木上町 1 丁目 1-32	
名称	グループホームふなおか	57-2801	
所在	柴田町北船岡 2 丁目 17-22		
通所介護施設	名称	柴田町デイサービスセンターさくら苑	55-0922
	所在	柴田町大字船岡字迫 28-3	
	名称	柴田町デイサービスセンターまごころホーム	58-1811
	所在	柴田町大字船岡字中島 68 (地域福祉センター内)	
	名称	デイサービスたんぽぽ	58-3677
	所在	柴田町船岡東 1 丁目 2-1	
	名称	しばた協同デイサービスセンターあおぞら	58-1577
	所在	柴田町船岡新栄 4 丁目 4-3	
	名称	しばた協同デイサービスセンターあおぞら槻木	86-3915
	所在	柴田町槻木白幡 2 丁目 4-1	
	名称	多機能型地域ケアホームつきのき	56-6661
	所在	柴田町槻木上町 1 丁目 1-32	
名称	ケアホームふなおかデイサービス	54-5181	
所在	柴田北船岡 2 丁目 16-6		

施設の種類	施設の名称・所在		電話番号
通所介護施設	名称	ジャパンケア柴田	55-3523
	所在	柴田町船岡南1丁目1-17	
	名称	健康増進&入浴りはすば	55-2770
	所在	柴田町北船岡3丁目5-14	
	名称	みどりの杜デイサービスセンター東船岡	54-3717
	所在	柴田町船岡新栄4-6-5	
	名称	茶話本舗デイサービス 柴田亭	59-3601
	所在	柴田町船岡土手内2丁目6-10	
名称	リハビリデイサービスぼうむ	86-5471	
所在	柴田町大字下名生字剣塚42番地3		
保 育 所	名称	槻木保育所	56-1322
	所在	柴田町槻木下町2丁目6-31	
幼 稚 園	名称	たんぽぽ幼稚園	56-1239
	所在	柴田町槻木西2丁目8-6	
児 童 館	名称	三名生児童館	55-1470
	所在	柴田町大字中名生字宮前56	
病 院 ・ 医 院	名称	乾医院	56-1451
	所在	柴田町槻木下町3丁目1-20	
	名称	玉淵医院	56-1012
	所在	柴田町槻木上町1丁目1-58	
	名称	大沼胃腸科外科産婦人科医院	56-1441
	所在	柴田町槻木上町3丁目1-10	
	名称	みやぎ県南医療生活協同しばた協同クリニック	57-2301
	所在	柴田町船岡新栄4丁目4-1	
	名称	仙南中央病院	54-1210
	所在	柴田町北船岡1丁目2-1	
	名称	高沢外科胃腸科	57-1231
所在	柴田町西船迫3丁目5-1		
名称	宮上クリニック	55-4103	
所在	柴田町西船迫2丁目7-1		

2 避難行動要支援者への支援体制



3 災害発生時の対応



第 11 医療機関等

1 町内の医療機関

(1) 病院・診療所

	施設名	所在地	診療科目	電話番号	病床数
1	仙南中央病院	柴田町北船岡1丁目2-1	内科・精神科	54-1210	185
2	船岡今野病院	柴田町船岡中央2丁目5-16	内科・泌尿器科	54-1034	30
3	仙南クリニック	柴田町西船迫3丁目3-88	内科・精神科・神経内科・小児科	55-1555	
4	高沢外科・内科・胃腸科	柴田町西船迫3丁目5-1	消化器科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・こう門科	57-1231	
5	宮上クリニック	柴田町西船迫2丁目7-1	内科・小児科・産婦人科・産院・麻酔科	55-4103	11
6	みやぎ県南医療生活協同 しばた協同クリニック	柴田町船岡新栄4丁目4-1	内科・消化器科・循環器科	57-2301	
7	毛利産婦人科医院	柴田町船岡西1丁目9-28	産婦人科・産院	55-3509	11
8	村川医院	柴田町船岡中央2丁目9-16	内科・消化器科	54-2316	
9	太田内科	柴田町船岡中央3丁目3-34	内科・呼吸器科・胃腸科・循環器科	55-1702	
10	佐藤内科クリニック	柴田町船岡東3丁目5-29	内科・神経内科・呼吸器科・消化器科・循環器科	54-3755	
11	八木沼眼科クリニック	柴田町船岡東2丁目8-39	眼科	54-1472	
12	永沼整形外科	柴田町船岡東2丁目9-34	外科・整形外科	54-2244	
13	乾医院	柴田町槻木下町3丁目1-20	内科・外科・整形外科・泌尿器科・こう門外科	56-1451	
14	槻木皮膚科クリニック	柴田町槻木上町1丁目1-58	皮膚科	56-4111	
15	玉淵医院	柴田町槻木上町1丁目1-58	内科	56-1012	
16	大沼胃腸科内科外科医院	柴田町槻木上町3丁目1-10	内科・胃腸内科・外科・婦人科・整形外科・循環器内科	56-1441	
17	ふなばさま医院	柴田町本船迫字上町26-32	内科・消化器科	58-2220	
18	しばた耳鼻咽喉科クリニック	柴田町船岡新栄3丁目42-5	耳鼻咽喉科	55-3334	
19	やすだ耳鼻咽喉科・アレルギー クリニック	柴田町槻木駅西1丁目4-7	アレルギー・耳鼻咽喉科	86-3329	
20	おおぬま小児科	柴田町槻木上町1丁目1-51	小児科	87-7561	

(2) 歯科

	施設名	所在地	診療科目	電話番号	摘要
1	川口歯科医院	柴田町西船迫 1-8-64	歯科	55-5493	
2	和野歯科医院	柴田町西船迫 2-2-31	歯科	55-5126	
3	玉野井歯科医院	柴田町船岡上大原 20-6	歯科	57-1711	
4	船岡中央歯科医院	柴田町船岡中央 2丁目 3-2	歯科	55-0970	
5	歯科ヒライ	柴田町船岡東 2丁目 8-22	歯科	55-4025	
6	大友歯科医院	柴田町船岡東 2丁目 4-19	歯科	57-2120	
7	よしだ歯科医院	柴田町船岡南 1丁目 9-11	歯科	57-1918	
8	菊池歯科医院	柴田町大字船岡字七作 11-1	歯科・小児歯科	57-2950	
9	内田歯科医院	柴田町大字船岡字若葉町 12-1	歯科	57-1818	
10	飯淵歯科医院	柴田町槻木下町 1丁目 1-60	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	56-1026	
11	乾歯科医院	柴田町槻木下町 3丁目 1-20	歯科・小児歯科	56-2766	
12	さとう歯科医院	柴田町槻木上町 3丁目 13-8	歯科	56-5112	
13	こや歯科医院	柴田町船岡新栄 3丁目 43-15	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	54-5005	
14	おたべ歯科	柴田町槻木白幡 2丁目 3-32	歯科・小児歯科	56-1853	

2 町内の医薬品等の調達先

	店 舗 名	所在地	電話番号
1	あおば薬局	柴田町北船岡1丁目-39-1	58-2670
2	株式会社銀座薬局	柴田町船岡中央2丁目12-22	54-2201
3	かみまち薬局	柴田町槻木上町3丁目6-26	58-7830
4	こうめ薬局	柴田町西船迫2丁目6-3	59-2777
5	グリーン調剤薬局	柴田町船岡東2丁目8-40	59-2812
6	柴田薬局	柴田町槻木下町2丁目8番1号	56-3715
7	しんえい薬局	柴田町船岡新栄3丁目42-28	54-2889
8	すずらん薬局	柴田町船岡中央2丁目5-15	57-1322
9	泰平堂薬局	柴田町槻木上町2丁目1-5	56-1018
10	調剤薬局船岡店	柴田町船岡東3丁目6番7号	55-2776
11	槻木中央薬局	柴田町槻木上町1丁目1番55号	56-3169
12	つばさ薬局船岡店	柴田町船岡新栄4丁目3-15	58-1065
13	トミザワ薬局船迫店	柴田町大字本船迫字上町26-31	58-1211
14	ひまわり薬局	柴田町船岡東2丁目7-15	87-8430
15	船岡調剤薬局	柴田町船岡中央3丁目3-32	58-1189
16	もみのき薬局	柴田町船岡中央2丁目9-21	54-3837
17	こひつじ薬局	柴田町槻木上町1丁目18-1	86-4189
18	つきのき駅前薬局	柴田町槻木駅西1丁目4-11	58-7410
19	船迫調剤薬局	柴田町西船迫2丁目2-13	55-4193

第 12 消防関係

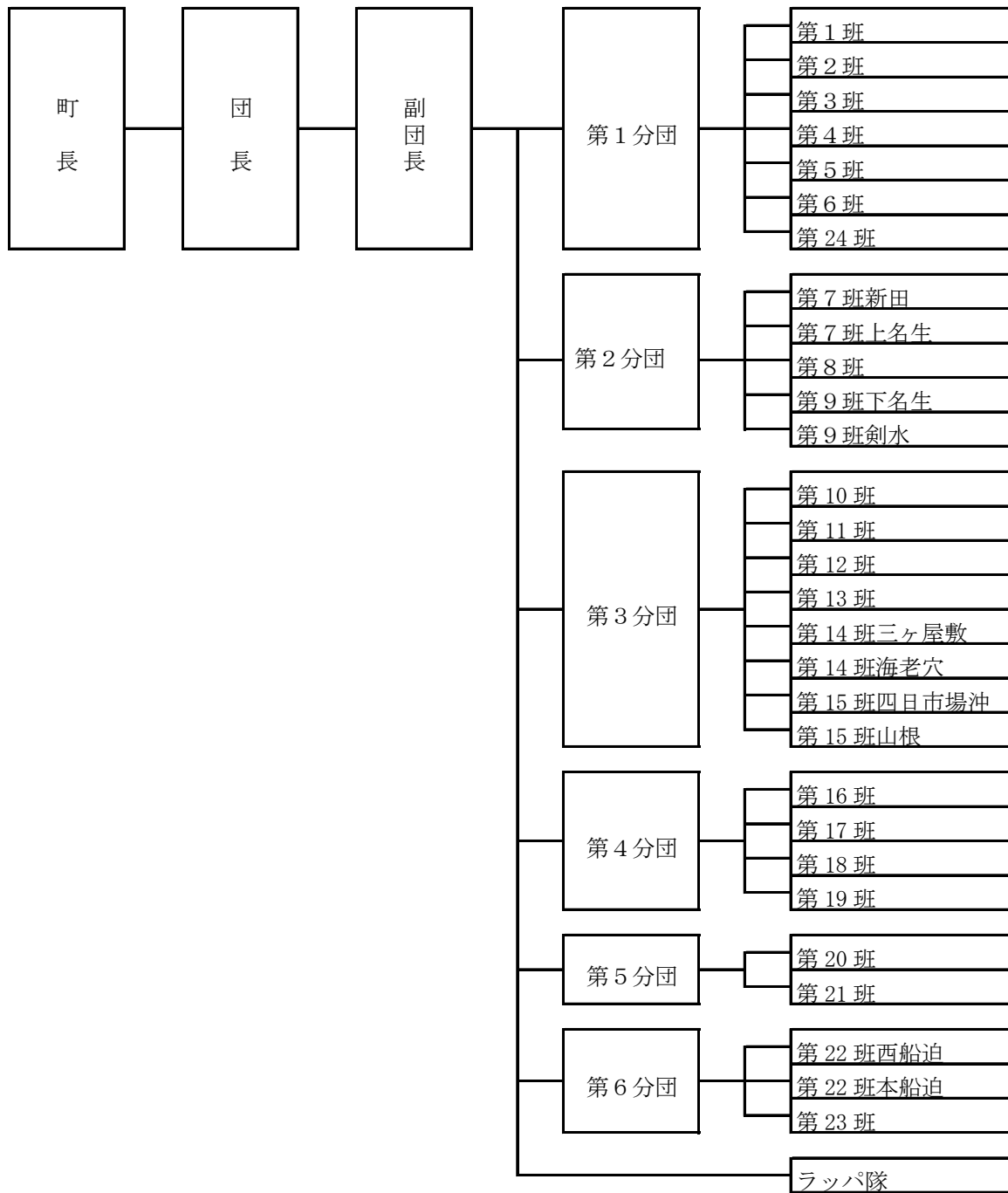
1 消防力の現況

(1) 消防力の現況

平成 28 年 3 月末

区分	区域	普通ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	査察車	搬送車	救急車	指揮車	防火水槽	消火栓	プール
柴田消防署	町内全域	2	1		1	1	1	1			
柴田町消防団	第 1 分団	0		7					32	187	3
	第 2 分団			5					20	51	1
	第 3 分団	1		6					29	119	2
	第 4 分団			4					28	12	1
	第 5 分団			2					10	14	1
	第 6 分団			3					14	69	2
	消防団計		1		26					133	452

(2) 消防団の組織



第13 消防クラブ等の状況

1 婦人防火クラブの状況

平成27年5月現在

行政区	クラブ名	設立年月日	会員数	摘要
21、22 23、24	入間田婦人防火クラブ	S37. 3. 20	220	
20	富沢婦人防火クラブ	S39. 4. 5	82	
25	葉坂婦人防火クラブ	S39. 4. 7	74	
16	槻木下町婦人防火クラブ	S40. 2. 3	290	
28	28区船迫婦人防火クラブ	S40. 4. 10	408	
14	槻木上町婦人防火クラブ	S40. 6. 30	21	
18A	四日市場沖婦人防火クラブ	S40. 12. 10	28	
13	白幡婦人防火クラブ	S41. 2. 15	573	
29A	第29A区婦人防火クラブ	S41. 4. 26	400	
18B	四日市場山根婦人防火クラブ	S46. 4. 23	126	
19	上川名婦人防火クラブ	S46. 11. 18	37	
11A	第11A区婦人防火クラブ	S48. 11. 18	298	
12A	中名生婦人防火クラブ	S48. 11. 18	48	
12B	下名生婦人防火クラブ	S48. 11. 18	146	
15	第15区婦人防火クラブ	S52. 5. 30	309	
17B	第17B区婦人防火クラブ	S52. 5. 31	555	
17A	葛岡婦人防火クラブ	S53. 6. 1	450	
27	海老穴婦人防火クラブ	S57. 4. 1	29	
26	成田婦人防火クラブ	S58. 3. 20	74	
11B	第11B区婦人防火クラブ	S58. 5. 28	168	
2	第2区婦人防火クラブ	S58. 8. 5	287	
5	第5区婦人防火クラブ	S59. 3. 4	97	
30	第30区婦人防火クラブ	S59. 4. 8	650	
9A	第9A区婦人防火クラブ	S59. 9. 9	295	
29C	西船迫婦人防火クラブ	S60. 2. 17	755	
4	第4区婦人防火クラブ	S62. 3. 28	395	
1	第1区婦人防火クラブ	S62. 8. 30	167	
3	第3区婦人防火クラブ	S62. 10. 17	273	
6A	第6A区婦人防火クラブ	H4. 5. 27	300	
8	第8区婦人防火クラブ	H4. 6. 28	250	
7A	第7A区婦人防火クラブ	H5. 3. 7	153	
7B	第7B区婦人防火クラブ	H5. 5. 9	108	
9B	第9B区婦人防火クラブ	H7. 5. 7	77	
29B	北船岡婦人防火クラブ	H11. 3. 28	490	
29D	第29D区婦人防火クラブ	H11. 4. 29	527	

行政区	クラブ名	設立年月日	会員数	摘要
12B	第12B区婦人防火クラブ	H11. 7. 18	560	
11C	第11C区婦人防火クラブ	H15. 5. 10	390	
10	第10区婦人防火クラブ	H18. 9. 1	450	
11D	第11D区婦人防火クラブ	H23. 5. 13	250	
		会員数合計	10,810	

2 幼年消防クラブの状況

クラブ員数：3歳児以上（平成27年4月1日現在）

番号	クラブ名	クラブ員数	結成年月日	電話番号	摘要
1	たんぽぽ幼稚園幼年消防クラブ	86名	H1. 6. 15	56-1239	私立
2	柴田町立第一幼稚園幼年消防クラブ	60名	H3. 11. 22	55-1136	公立
3	浄心幼稚園幼年消防クラブ	208名	H5. 6. 26	54-3632	私立
4	熊野幼稚園幼年消防クラブ	202名	H6. 3. 1	55-5051	私立
5	柴田町立船迫保育所幼年消防クラブ	76名	H7. 2. 18	57-1387	公立
6	柴田町立槻木保育所幼年消防クラブ	86名	H7. 11. 1	56-1332	公立
7	柴田町立船岡保育所幼年消防クラブ	93名	H8. 11. 30	55-1253	公立
8	第二たんぽぽ幼稚園幼年消防クラブ	45名	H26. 6. 18	51-9190	私立

第14 輸送関係

1 町所有車両

平成27年7月15日現在

所有課	保管場所	車種等	台数	摘要
財政課	役場駐車場	軽貨物（バン）	8	
		軽貨物（トラック）	1	
		普通乗用	2	
		普通乗用（ワゴン）	2	
		小型乗用	3	
		小型貨物（バン）	1	
		マイクロバス	2	
総務課	役場駐車場	小型貨物（バン）	1	防災パト車
まちづくり 推進課	役場駐車場	小型乗用	2	交通パト車、防犯パト車
町民環境課	役場駐車場	軽貨物（トラック）	1	
		小型貨物（ダンプ）	1	
		小型貨物（リフト車）	1	キャブオーバー
健康推進課	役場駐車場	軽乗用	1	
		軽貨物（バン）	1	
		小型貨物（バン）	1	
都市建設課	役場駐車場	軽貨物（バン）	2	
		小型貨物（バン）	3	
	車両センター	小型貨物（バン）	1	
		小型貨物（ダンプ）	1	
		普通貨物（ダンプ）	3	
		特殊車両	2	グレーダー、ホイールローダー
農政課	役場駐車場	小型貨物（トラック）	1	
		小型貨物（バン）	1	
上下水道課	役場駐車場	軽貨物（バン）	3	
		小型乗用	2	
		小型貨物（バン）	1	
		特殊車両	1	給水車
教育総務課	給食センター	軽貨物（バン）	1	
生涯学習課	船岡生涯学習センター	軽貨物（バン）	1	
	槻木生涯学習センター	軽貨物（バン）	1	
	船迫生涯学習センター	軽貨物（バン）	1	
	しばたの郷土館	軽貨物（バン）	1	
スポーツ振興課		軽貨物（バン）	1	
合 計			55	

2 宮城県トラック協会仙南支部柴田町事業所一覧

平成 27 年 4 月現在

NO	事業所名	所在地	電話番号
1	(株)栗村産業運送	柴田町大字中名生字熊野 41	55-4938
2	三愛ロジスティクス(株)東北物流課	柴田町大字中名生字神明堂 1-1	54-1707
3	柴田小型運送(有)	柴田町槻木新町 1 丁目 4-3	56-1507
4	(有)富樫運輸	柴田町大字船岡字山田 1-5	54-3630
5	宗運(株)	柴田町槻木下町 2 丁目 2-24	56-1970
6	(株)ロジス・ワークス仙台事業所	柴田町大字船岡字鍋倉 1	53-1121
7	(有)岡崎建材	柴田町大字四日市場字原前 29-1	56-1585
8	カメイ物流サービス(株)仙南営業所	大河原町東原町 13-1	53-1121
9	高橋機工(株)	柴田町大字下名生字須川前 69-9	55-4550
10	(有)能田総業	柴田町松ヶ越 2 丁目 10-10	56-2844
11	ヒタチ(株)仙台ハブセンター	柴田町槻木上町 2 丁目 8-13	58-7702

3 臨時ヘリポート一覧

発着地点	位置	所在地	面積 (m)
白石川河川敷	河川敷	船迫字土平地内	100×100
槻木小学校	校庭	槻木駅西 2 丁目 14-1	50×100
阿武隈川運動場	河川敷	槻木字上川前 202	100×100
柴田町総合運動場	グラウンド	上名生字明神堂 26-1	200×200
生涯教育総合運動場	グラウンド	入間田字蛇壇 1-1	100×150

第 15 建設業者

1 建設業者一覧（柴田町建設工事協議会）

構成員名称	所在地	電 話	F A X	摘 要
(株) 松浦組	船岡中央 3 丁目 1-5	54-2032	57-1099	
(株) 竹有土木	船岡西 2 丁目 4-14	55-1481	57-1991	
(有) 加藤土建	船岡東 1 丁目 8-6	54-3970	54-1450	
白幡工務店	槻木白幡 1 丁目 7-28	56-1626	56-3746	
(株) 星工務店	入間田字京才内 54	56-3397	56-2885	
(有) 尾形建設	船岡西 2 丁目 147-2	55-2918	55-5704	
(有) 富沢石材建設	富沢字薬師 98	56-3343	56-3343	
伊藤建設工業 (株)	船岡中央 3 丁目 8-37	54-2216	57-1465	
(株) 四保工務店	船岡東 3 丁目 1-13	54-2340	54-3634	
九敏建設 (株)	槻木字中原 225-2	58-7330	58-7331	

第 16 災害時死体一時保存場所等

1 災害時死体一時保存場所及び埋葬予定場所

名称	所在地	電話番号	災害時死体	
			一時保存場所	埋葬予定場所
葉坂寺	大字葉坂字寺前 59	56-3964	○	○
大光院	西船迫 1 丁目 12-12	54-2524	○	○
恵林寺	船岡西 2 丁目 1-1	54-2416	○	○
常光寺	大字富沢字井戸神 21	56-3356	○	○
東禅寺	槻木白幡 5 丁目 4-1	56-1754	○	○
円龍寺	大字入間田字寺 35	56-3469	○	○
長照院	大字成田字寺入 6	56-3913	○	○
名川寺	大字四日市場字川名沢 4	56-1985	○	○
徳成寺	大字中名生字宮前 125	55-1794	○	○
能化寺	大字上川名梅沢 88	56-2064	○	○
大光寺	船岡南 1 丁目 1-7	55-1173	○	○
蓮華寺	船岡東 1 丁目 2-82	55-2081	○	○
町営墓地	松ヶ越 1 丁目地内	町民環境課 55-2113		○

2 火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料
柴田斎苑	村田町沼辺字粕沢 22	仙南地域広域 行政事務組合	52-3624	7 人/日	灯油

第 17 廃棄物（ごみ・し尿処理等）

1 廃棄物処理施設

施設名	所在地	処理内容	電話番号
大河原衛生センター	大河原町大谷字鷺沼入 39-72	可燃ごみ	0224-52-2759
柴田衛生センター	柴田町大字成田字待江 151	し尿 浄化槽汚泥	0224-56-3734
仙南リサイクルセンター	蔵王町大字平沢字新並 124-104	不燃ごみ 資源ごみ	0224-33-2225
仙南最終処分場	白石市鷹巣字黒岩下 7-1	埋立て	0224-24-2131

第 18 学校施設

1 学校施設の状況

平成 27 年 5 月 1 日現在

学校名	所在地	電話番号	普通教室	特別教室	教員数	児童・生徒数	屋内運動場施設面積㎡	応急時の収容可能人員
船岡小学校	船岡東 1 丁目 2-60	55-1064	24	9	36	608	1,274	290
東船岡小学校	大字上名生字中川 93-1	55-1811	13	6	20	323	1,119	260
槻木小学校	槻木駅西 2 丁目 14-1	56-1029	24	9	29	529	1,193	180
柴田小学校	大字葉坂字鍛冶内 30	56-1430	6	5	11	54	900	210
船迫小学校	西船迫 3 丁目 1-3	55-5394	22	8	24	377	1,137	260
西住小学校	船岡字大住町 16-1	53-3227	8	6	12	111	829	190
船岡中学校	船岡字七作 26	55-1162	21	11	30	478	1,847	430
槻木中学校	槻木東 2 丁目 3-1	56-1331	13	14	26	323	1,396	320
船迫中学校	西船迫 4 丁目 1-2	54-1225	14	10	19	206	1,237	280

2 社会教育施設の状況

施設名	所在地	電話番号	施設概況	応急時収容可能人員数
船岡生涯学習センター	大字中名生西宮前 49	59-2520	R C - 2 F	270
槻木生涯学習センター	槻木下町三丁目 1-60	56-1997	R C - 2 F	590
船迫生涯学習センター	西船迫三丁目 3-104	57-2011	R C - 2 F	330
農村環境改善センター	大字入間田字外の馬場 220	56-4777	R C - 2 F	290
船岡体育館	船岡南二丁目 2-34	55-1544	R C (一部鉄骨造)	280
槻木体育館	槻木下町二丁目 6-19	56-4367	S (一部 2 F 造)	240

3 学校施設の代替施設

学校名	児童・生徒数 (人)	予定施設名	収容能力 (人)
船岡小学校	608	船岡生涯学習センター 船岡体育館	550
東船岡小学校	323		
船岡中学校	478		
槻木小学校	529	槻木生涯学習センター 農村環境改善センター 槻木体育館	1,120
柴田小学校	54		
槻木中学校	323		
船迫小学校	377	船迫生涯学習センター	330
船迫中学校	206		
西住小学校	111	西住公民館	80

4 特別防火査察対象文化財一覽

所在地		対象文化財名称
大光院	船岡南1丁目1-7	鉄造阿弥陀如来座像 絹本着色両界曼荼羅図
円龍寺	大字入間田字寺35	木造薬師如来立像 木造十二神将像
富沢岩崎	大字富沢字岩崎地内	磨崖仏群、阿弥陀如来大仏

第 19 水防関連

1 水防区域の状況

(1) 水防区域

番号	河川名	危険区域			予想される被害	危険対象となる雨量(mm/hr)
		地区名	右左岸の別	延長(m)		
1	阿武隈川	下名生・中名生 ・槻木町地区	左岸	1,000	・堤防決壊堤防決壊 ・冠水及び出水による床上浸水 ・田畑の冠水	100~200
2	白石川	沿岸地区一帯	両岸	6,000		
3	槻木五間堀	沿岸地区一帯	両岸	3,000	・出水による田畑の冠水	70~100
4	大江堀川	沿岸地区一帯	両岸	2,000		

(2) その他の区域

番号	河川名	危険区域			予想される被害	危険対象となる雨量(mm/hr)
		地区名	右左岸の別	延長(m)		
1	船岡五間堀	沿岸地区一帯	両岸	2,500	・堤防決壊、出水による田畑の冠水	50~80
2	大江堀			600		
3	三名生堀			1,500		
4	平堀			1,800		
5	千間堀			800		
6	館前堀			1,800		
7	上名生堀			3,500		
8	三本木堀			2,000		
9	関根堀			2,000		
10	五合田堀			1,000		
11	白坂堀			800		

2 重要水防箇所の状況

(1) 国管理箇所

河川名	地区名及び左右岸名	評定種別及び図面番号	平成 27 年度評定				平成 28 年度評定				対策水防工法名	変更理由等	水防警報対象観測所	関連市町村	出張所
			堤防 (m)		工作物 (箇所)		堤防 (m)		工作物 (箇所)						
			A	B	A	B	A	B	A	B					
阿武隈川下流	入間野左岸	法崩れすべり S 8		10			10				積土のう工		江尻	柴田町	岩沼出張所
	入間野左岸	法崩れすべり S 9		123			123				積土のう工	槻木大橋条件護岸上流が未対応	江尻	柴田町	
	下名生左岸	堤防断面 10		322			322				シート張工 木流し工		江尻	柴田町	
	下名生左岸	堤防断面 11		1,109			1,109				シート張工 木流し工		江尻	柴田町	

(2) 県管理箇所

水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	平成 20 年度評定		予想される危険	対策水防工法名	関連工事	事務所名	担当水防団	
					評価種別	堤防						
						A (m)						B (m)
阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町船岡土手内 3-1	水衝		150	洗堀	木流し	災害復旧	大河原土木	柴田町水防団第 1 分団
阿武隈川	白石川	右	有堤	柴田町船岡土手内 3-2	水衝	250		洗堀	木流し	災害復旧	"	柴田町水防団第 1 分団

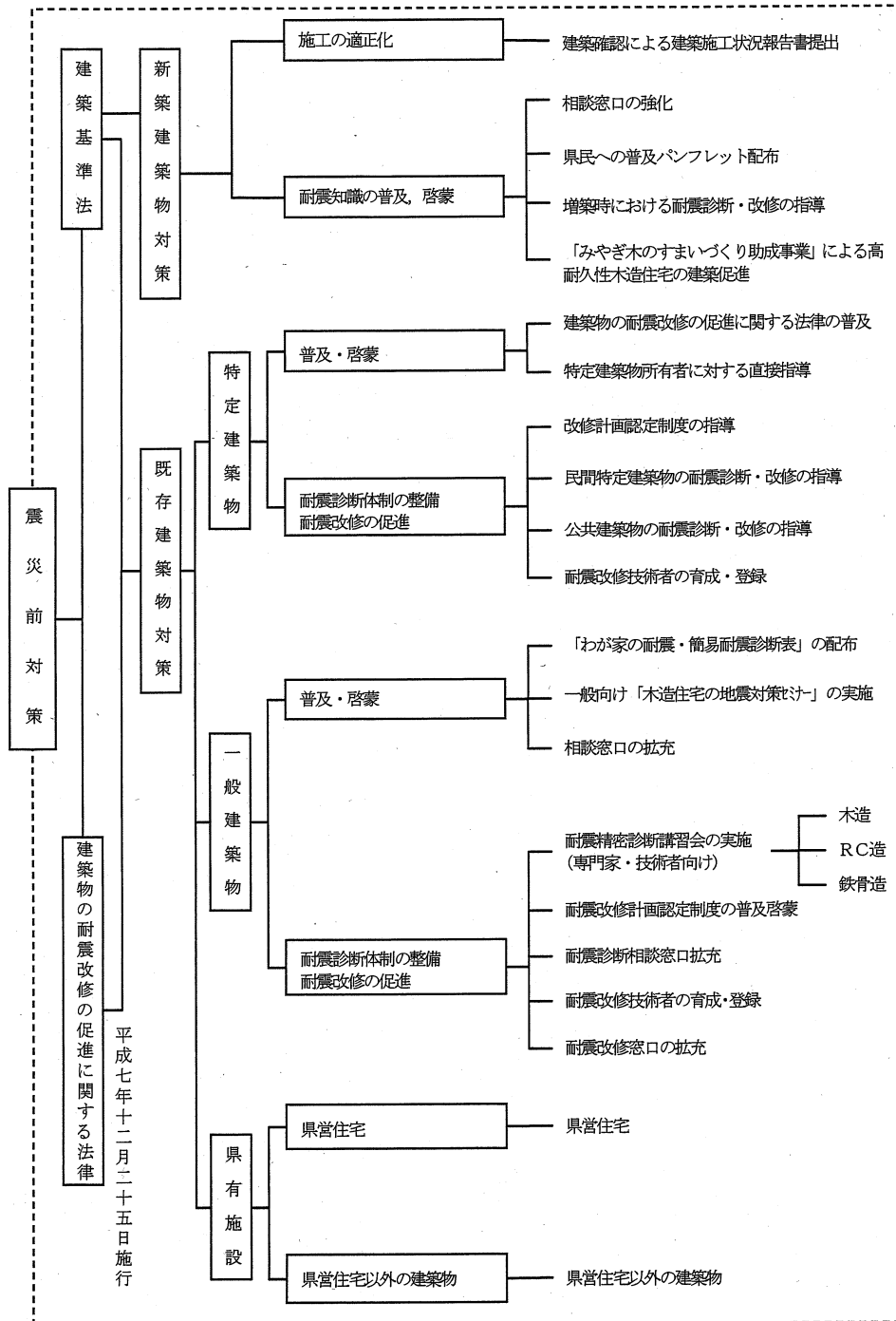
3 ため池

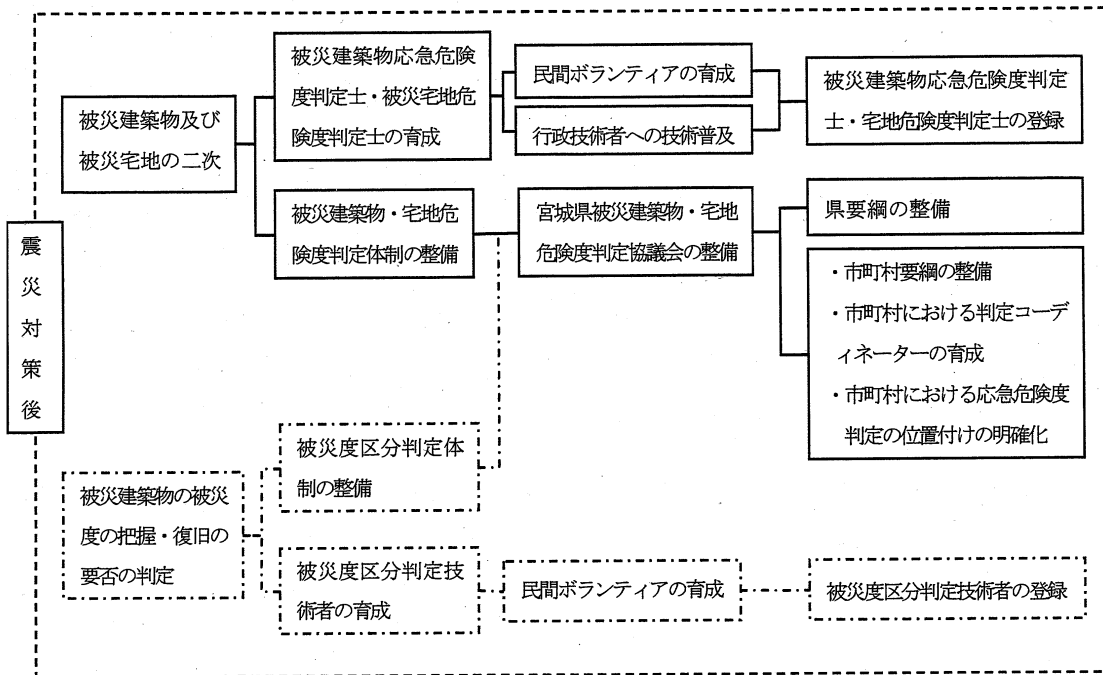
番号	ため池名	行政区	所在地	構造			貯水面積 (m ²)	貯水深		総貯水量 (m ³)	有効貯水量 (m ³)	取水方法
				形式	堤高 (m)	堤長 (m)		最高 (m)	平均 (m)			
1	坂本上ため池	18B	四日市場字坂本前 222	土堰堤	1.81	84	393	1.81	1.24	563	386	斜樋管
2	坂本下ため池	18B	四日市場字坂本前 231	土堰堤	1.60	70	333	1.60	1.38	426	367	水門
3	滝下ため池	18B	四日市場字滝ノ前 24	土堰堤	2.14	145	1,329	2.14	1.86	2,352	2,045	斜樋管
4	押茂上ため池	19	上川名字大館山 9	土堰堤	3.27	119	816	3.27	2.08	1,873	1,191	斜樋管
5	押茂下ため池	19	上川名字大館山 2	土堰堤	4.16	132	1,330	4.16	3.44	4,576	3,784	斜樋管
6	入ため池	19	上川名字日向 33	土堰堤	2.60	98	480	2.60	2.19	975	821	斜樋管
7	小倉上ため池	19	上川名字小倉入 8	土堰堤	2.06	111	675	2.06	1.65	1,158	928	斜樋管
8	小倉下ため池	19	上川名字小倉入 3	土堰堤	2.02	125	720	2.02	1.30	1,232	793	斜樋管

番号	ため池名	行政区	所在地	構造			貯水面積(m ²)	貯水深		総貯水量 (m ³)	有効貯水量 (m ³)	取水方法
				形式	堤高(m)	堤長(m)		最高(m)	平均(m)			
9	梅沢ため池	19	上川名字梅沢 61	土堰堤	3.15	193	1,572	3.15	1.78	4,176	2,360	斜樋管
10	東山上ため池	20	富沢字八幡 15	土堰堤	3.47	148	1,386	3.47	2.58	3,921	2,915	斜樋管
11	東山下ため池	20	富沢字八幡 14	土堰堤	3.36	146	1,200	3.36	2.15	3,215	2,057	斜樋管
12	鍛冶内上ため池	20	富沢字坂本 75	土堰堤	2.74	153	1,350	2.74	2.49	2,885	2,590	斜樋管
13	鍛冶内下ため池	20	富沢字坂本 76	土堰堤	2.35	113	800	2.35	1.69	1,621	1,166	斜樋管
14	根本内ため池	20	富沢字坂本 32	土堰堤	3.25	192	1,120	3.25	3.25	3,207	3,207	斜樋管
15	寺前上ため池	20	富沢字坂本 47	土堰堤	3.82	202	2,600	3.82	2.53	7,651	5,067	斜樋管
16	寺前下ため池	20	富沢字井戸神 23	土堰堤	4.65	230	3,009	4.65	3.69	10,659	8,457	斜樋管
17	猫上ため池	20	富沢字中丸 12- 1	土堰堤	3.68	195	2,610	3.68	2.75	7,698	5,753	斜樋管
18	猫下ため池	20	富沢字中丸 11	土堰堤	3.23	328	5,693	3.23	3.02	14,846	13,879	斜樋管
19	白岩ため池	20	富沢字中丸 40- 1	土堰堤	3.37	178	1,652	3.37	2.05	4,367	2,656	斜樋管
20	大滝ため池	20	富沢字小和清水 36	土堰堤	3.04	130	1,215	3.04	2.23	3,149	2,310	斜樋管
21	齊川ため池	20	富沢字松本 37	土堰堤	2.76	97	675	2.76	1.93	1,283	897	斜樋管
22	常寺院ため池	20	富沢字赤柴 9	土堰堤	2.10	117	684	2.10	1.61	1,392	1,067	斜樋管
23	白川上ため池	20	富沢字赤柴 50	土堰堤	2.25	118	840	2.55	1.63	1,894	1,211	斜樋管
24	白川下ため池	20	富沢字赤柴 21	土堰堤	36.85	151	900	3.31	1.86	2,482	1,395	斜樋管
25	古葉入上ため池	20	富沢字日向 69	土堰堤	2.62	133	725	2.62	1.56	1,553	925	斜樋管
26	古葉入下ため池	20	富沢字日向 68	土堰堤	3.31	174	1,111	3.31	3.18	2,707	2,601	斜樋管
27	長畑入ため池	20	富沢字長畑 45	土堰堤	3.10	153	1,476	3.10	2.07	3,868	2,583	斜樋管
28	狐沢上ため池	24	入間田字狐沢 82	土堰堤	2.46	180	1,835	2.46	1.55	3,640	2,294	斜樋管
29	狐沢下ため池	24	入間田字狐沢 56	土堰堤	2.80	220	1,946	2.80	2.80	3,704	3,704	斜樋管
30	地藏田ため池	24	入間田字地藏田 87- 1	土堰堤	2.41	170	2,094	2.41	1.40	4,227	2,455	斜樋管
31	五斗亀ため池	24	入間田字五斗亀 30	土堰堤	3.69	270	4,428	3.69	3.69	13,848	13,848	斜樋管
32	屋敷沢ため池	23	入間田字屋敷沢 23	土堰堤	1.12	100	680	1.12	1.02	566	516	斜樋管
33	唐目土ため池	23	入間田字唐目土 71	土堰堤	2.21	560	11,424	2.21	1.61	22,513	16,138	斜樋管
34	馬ノ瀬上ため池	22	入間田字馬ノ瀬 13	土堰堤	3.01	270	2,680	3.01	2.03	5,268	3,796	斜樋管
35	馬ノ瀬下ため池	22	入間田字馬ノ瀬 12	土堰堤	2.21	180	1,798	2.21	1.39	3,376	2,123	斜樋管
36	内の馬場ため池	21	入間田字内の馬場 96	土堰堤	2.78	110	765	2.78	1.86	2,001	1,339	斜樋管
37	外の馬場ため池	21	入間田字外の馬場 364	土堰堤	2.58	230	2,920	2.58	2.58	6,001	6,001	斜樋管
38	横根ため池	20	葉坂字権五郎 45	土堰堤	3.17	180	2,112	3.17	3.17	4,647	4,647	斜樋管
39	南西上ため池	25	葉坂字丸山 10- 1	土堰堤	2.78	140	1,196	2.78	1.56	2,654	1,489	斜樋管
40	南西下ため池	25	葉坂字南東 88	土堰堤	2.78	180	1,755	2.78	2.10	4,022	3,038	斜樋管
41	大沢田ため池	25	葉坂字大沢田 54	土堰堤	2.38	170	1,759	2.38	0.95	3,174	1,267	斜樋管
42	小沢田ため池	25	葉坂字小沢田 107	土堰堤	3.63	410	5,680	3.63	3.34	15,329	14,104	斜樋管

番号	ため池名	行政区	所在地	構造			貯水面積(m ²)	貯水深		総貯水量 (m ³)	有効貯水量 (m ³)	取水方法
				形式	堤高 (m)	堤長 (m)		最高 (m)	平均 (m)			
43	地獄沢ため池	26	成田字地獄沢 45	土堰堤	3.83	190	1,758	3.83	3.22	4,913	4,131	斜樋管
44	堤入上ため池	26	成田字野竹堤入 27	土堰堤	4.70	190	2,346	4.70	3.95	8,441	7,094	斜樋管
45	野竹内ため池	26	成田字野竹堤入 21	土堰堤	2.25	250	3,026	2.25	1.17	5,681	2,954	斜樋管
46	成田入ため池	26	成田字入前 78-1	土堰堤	0.85	50	195	0.85	0.32	144	54	斜樋管
47	東田入ため池	26	成田字東入 48	土堰堤	9.50	39	1,221	2.06	1.05	2,090	1,065	斜樋管
48	山の上上ため池	26	成田字山の上 2-3	土堰堤	2.32	90	462	2.32	1.54	853	566	斜樋管
49	山の上下ため池	26	成田字山の上 2-1	土堰堤	2.59	150	1,503	2.59	1.70	3,076	2,079	斜樋管
50	羽山下ため池	27	小成田字羽山下 55	土堰堤	3.23	140	1,247	3.23	1.97	3,385	2,064	斜樋管
51	城生内ため池	29A	船迫字城生内 89	土堰堤	2.86	120	719	2.86	2.77	1,713	1,659	斜樋管
52	千の川ため池	28	船迫字千代の川 95	土堰堤	2.94	50	290	2.94	2.94	705	705	

第 20 宮城県建築物地震防災総合対策フロー





第 21 被災者の生活支援

1 災害援護資金貸付限度額・所得制限

(1) 貸付限度額

① 世帯主（主たる生計維持者） の1か月以上の負傷	150万円 150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円
② 家財の1/3以上の損害	170万円 (250)			
③ 住居の半壊	250万円 (350)			
④ 住居の全壊	350万円			
⑤ 住居の全体が滅失若しくは 流失				

※ 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は（ ）内の額

(2) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする

- 利率：年3%（据置期間中は無利子）
- 据置期間：3年（特別の事情がある場合は5年）
- 償還期間：10年（据置期間を含む）
- 償還方法：年賦又は半年賦（元利均等償還）

2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表

平成26年4月1日現在
平成22年4月1日から適用（単位：円）

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率（注1）	備考
事業開始	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	2,830,000 母子福祉団体4,260,000	—	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.5%	
事業継続	”	1,420,000 母子福祉団体1,420,000	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 7年以内	無利子 又は 年1.5%	
修学	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童寡婦が扶養する子	別表1及び2のとおり	就学期間中	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内	無利子	専修学校（一般課程）の場合は5年以内償還
技能習得	母子家庭の母 寡婦	[一般]月額68,000 [特別]一括816,000 ※特別460,000	技能習得期間中 5年以内	技能習得後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 又は 年1.5%	※自動車運転免許の習得に係るもの

資金種別	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率(注1)	備考
修業	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童寡婦が扶養する子	月額 68,000 ※特別 460,000	知識技能の習得 期間中 5年以内	知識技能習得後 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子	※自動車運転免許の習得に係るもの
就職支度	母子家庭の母又は児童 父母のない児童寡婦	一般 100,000 ※特別 320,000	—	貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子	※通勤のための自動車購入が認められる場合 (自動車購入分は220,000円を限度とする)
医療介護	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療 340,000 特別 480,000 介護 500,000	—	医療介護期間満了後 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.5%	
生活	母子家庭の母寡婦	一般 月額 103,000 (養育費取得に係わる裁判費用については、一括貸付上限額 1,236,000) 生計中心者でない場合 69,000 技能 月額 141,000	技能習得期間中 3年以内、医療又は介護を受けている期間 1年以内、離職した日から 1年以内、配偶者のいない女子となつてから 7年未満	技能習得、医療又は介護終了後若しくは生活安定貸付又は失業貸付期間満了後 6か月間	技能習得 20年以内 医療、介護、失業 5年以内 生活安定 8年以内	無利子 又は 年1.5%	
住宅	母子家庭の母寡婦	1,500,000 特別 2,000,000	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 6年以内 特別 7年以内	無利子 又は 年1.5%	
転宅	母子家庭の母寡婦	260,000	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 3年以内	無利子 又は 年1.5%	
就学支度	母子家庭の母が扶養する児童 寡婦が扶養する子	別表3のとおり	—	卒業後 6か月間	据置期間経過後 20年以内 修業 5年以内	無利子	専修学校(一般課程)及び修業施設に係る場合は5年以内で償還
結婚	母子家庭の母寡婦	300,000	—	貸付の日から 6か月間	据置期間経過後 5年以内	無利子 又は 年1.5%	

※1 事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、住宅、転宅及び結婚資金については、連帯保証人を付す場合は無利子、連帯保証人を付さない場合は年利 1.5%となる。修学、修業、就職支度及び就学支度資金については、連帯保証人が必要となる。

※2 償還は、年賦、半年賦又は月賦償還の方法によるものとする。また、繰上償還も可能である。

別表1：修学資金(一般分)の貸付限度額

(単位：月額・円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 中等教育学校後期課程	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000		
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000		
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000		
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000		
高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000			
		自宅外通学	51,000	51,000			
	私立	自宅通学	53,000	53,000			
		自宅外通学	60,000	60,000			
大学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000	

学校等種別 \ 学年別		1年	2年	3年	4年	5年
	私 立	自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000
		自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000
専修学校（一般課程）		31,000	31,000			

別表2：修学資金（特別分）の貸付限度額

修学に直接必要な経費が別表1の額を超える場合のみ対象（単位：月額・円）

学校等種別 \ 学年別		1年	2年	3年	4年	5年
高 等 学 校 専修学校（高等課程） 中等教育学校後期課程	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000	
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500	
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	
高 等 専 門 学 校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000
短 期 大 学 専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500		
		自宅外通学	76,500	76,500		
	私 立	自宅通学	79,500	79,500		
		自宅外通学	90,000	90,000		
大 学	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500
		自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500
	私 立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000
		自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000
専修学校（一般課程）		46,500	46,500			

別表3：就学支度資金

（単位：月額・円）

学校種別		貸付金額	学校種別		貸付金額	
小 学 校		40,600	大 学 短期大学 専修学校（専門課程）	自宅	国公立	370,000
中 学 校		47,400			私 立	580,000
高 等 学 校	自 宅	国公立	専修学校（専門課程）	自宅外	国公立	380,000
		私 立			私 立	590,000
高 等 専 門 学 校 専修学校（一般・高等）	自 宅 外	国公立	修 業 施 設 （ 中 学 卒 業 者 ）	自 宅	75,000	
		私 立		自 宅 外	85,000	
			修 業 施 設 （ 高 校 卒 業 者 ）	自 宅	90,000	
				自 宅 外	100,000	

3 生活福祉資金貸付制度に規定の災害からの復旧・復興に向けた貸付 条件等概要一覧

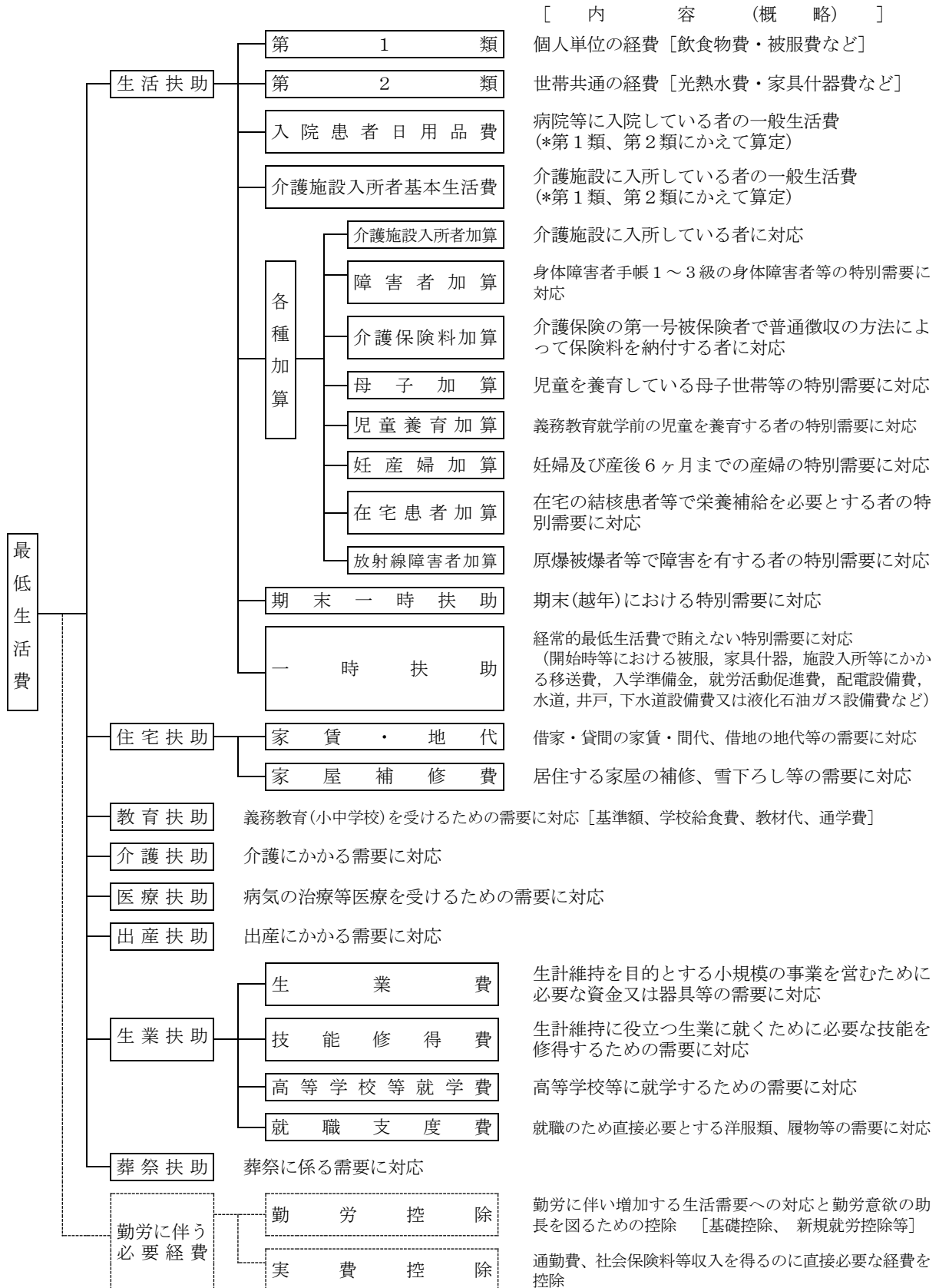
(宮城県社会福祉協議会)

平成 25 年 4 月 1 日現在

資金種類	貸付対象			貸付条件					
	低	障	高	貸付 限度額	貸付 期間	据置 期間	償還 期間	貸付 利子	連帯 保証人
福祉資金									
低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、下記に掲げる費用として貸し付ける資金									
福祉費 日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用				150 万円以内			据置期間後 7年以内		
緊急小口資金				10 万円以内	-	貸付月の翌月より 2 月以内	据置期間後 8月以内	無利子	不要

※東日本大震災の被災を受けた世帯に対する 10 万円を限度（世帯によっては 20 万円）とした緊急小口資金特例貸付については、特例措置による貸付であり、既に終了している他、その後の被災を受けた世帯の生活再建を目的とした生活復興支援資金については、現在も貸付相談を受けているものの、実施期間が当面の間とされており、現行制度上、特例措置によらず規定されている資金種別のみを記載している。

4 最低生活費の体系



5 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

1 災害弔慰金

- 実施主体 町
- 対象災害 自然災害
 - ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
- 受給遺族 ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- 支給額 ① 生計維持者が死亡した場合 500 万円
② その他の者が死亡した場合 250 万円

2 災害障害見舞金

- 実施主体 1 に同じ
- 対象災害 1 に同じ
- 受給者 (2) により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
- 支給額 ① 生計維持者 250 万円
② その他の者 125 万円

6 (独) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の概要

(平成27年8月20日現在)

項目	根拠法	概要	融資内容等
住宅災害復興住宅融資	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号(平成17年法82号)	<p>自然災害などにより「り災証明書」が交付された被災住宅の建設、補修等に要する資金の貸し付け</p> <p>(対象災害)</p> <p>1 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害</p> <p>2 自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 個人(自宅)及び事業者(賃貸住宅等) ・利率(個人向け) 基本融資額 1.00% 特例加算額 1.90% ・利率(事業者向け) 基本融資額 0.80% 特例加算額 1.70% ・償還期間(最長) [建設・新築購入資金] 木造(一般) 25年 木造(耐久性)、準耐火、耐火 35年 [中古住宅購入資金] リユース 25年 リユース・プラス 35年 [補修資金] 20年 ・貸付限度額 [建築資金] 1,650万円 [土地取得資金] 970万円 [整地資金] 440万円 [特例加算額] 510万円 [購入資金] 2,620万円 [特例加算額] 510万円 [中古住宅購入資金] リユース 2,320万円 リユース・プラス 2,620万円 [特例加算額] 510万円 [補修資金] 730万円 [整地資金] 440万円 [引方移転資金] 440万円

7 中小企業への融資制度（間接融資）

県中小企業融資制度は、県が貸付原資の一部を取扱金融機関に預託し、金融機関ではそれに独自の資金を加えて融資枠を設定した上、決められた条件により、中小企業者に必要な資金を融資するものです。融資に当たっては、金融機関及び県信用保証協会における審査が必要となります。

<主な資金> (平成27年10月1日現在)

資金名	融資対象者	限度額	利率 (固定)	償還期間 (据置期間)	担保 保証人	信用保証	
中小企業 経営 安定 資金	一般資金	県内に事務所、事業所を有する次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円	1年以内 年1.70% 1年超 年2.10%	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	担保 必要に応じて徴求 保証人 法人代表者 以外不要	1年以内 取扱金融機関所定 1年超 信用保証付
	災害復旧 対策資金	知事の指定する災害により被害を受けた次のいずれかの中小企業者等（知事、市町村長又は商工会議所会頭、商工会会長の認定） ①施設・設備等の損壊が発生しているもの ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年の同月の売上高に比して10%以上減少しているもの	一企業等 5,000万円	年1.80% 以内	運転・設備 10年以内 (2年以内)		
小 口 事 業 資 金	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇	一事業者 1,250万円	1年以内 年1.65% 1年超 年2.05% セーフティネット 7号、8号 認定の場合 年1.75%	運転・設備 7年以内 (6か月以内)	担保 原則不要 保証人 法人代表者 以外不要	信用保証付	

8 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表

平成 27 年 9 月 18 日現在

区分	資金の種類	融資対象となる事業・資金内容等	貸付の相手先	利率(金利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)	
農業関係資金	農業災害対策資金(県単資金) ※知事が農林業経営に大きな影響があると認めて指定した場合に適用	農業経営の再建に必要な資金等 1号資金 農業経営の再建に必要な資金 2号資金 天災資金及び農林漁業セーフティネット資金が融通されるまでの間のつなぎ資金	農業を営む個人及び団体等	農林漁業セーフティネット資金を参考とし、災害の都度知事が定める。	個人 150 万円(特認 300 万円) 団体等 500 万円	1号資金 5(1)年以内(特認) 7(1)以内 2号資金 天災資金及び農林漁業セーフティネット資金の貸付実行日	
	農業基盤整備資金(公庫資金)	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む個人・法人等	0.30 ～0.70%	融資率 100%	25(10)年以内	
林業関係資金	林業基盤整備資金(公庫資金)	造林	復旧造林(激災法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林事業で、かつ、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業であるもの)	林業を営む個人・会社等、森林組合、同連合会、農業協同組合	0.30 ～0.70%	融資率 80%(計画森林は 90%)	30～50 (20～35)年以内
		樹苗養成施設	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成事業を営む個人・会社等、森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合	0.30 ～0.70%	融資率 80%	15(5)年以内
		林道	自動車道、軽車道及びこれらの附帯施設又は林道の保全に必要な施設(林道集落排水施設及び用水施設)の復旧	林業を営む個人・会社等、森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.30 ～0.70%	融資率 80%(集落排水施設は 100%)	20(3)年以内 (特認[林業経営改善計画認定者] 25(7)年以内)
漁業関係資金	水産業災害対策資金(県単資金)	被害施設の補修・更新、当面の運転資金等	居住する市長等の被害認定を受けた者	知事が指定	知事が指定	知事が指定	
	漁業基盤整備資金(公庫資金)	漁港に係る防波堤等の復旧 漁場、種苗生産施設等の復旧	漁協、漁連、水産加工協、水産加工協連、5割法人・団体振興法人	0.30 ～0.70%	融資率 80%	20(3)年以内	
	漁船資金(公庫資金)	漁船(20t以上)の復旧	漁業を営む個人・法人、漁協	0.30 ～0.65%	融資率 80% 1隻当たり 4.5億円 (特認 6 ～11億円)	12(2)年以内	
	農林漁業施設資金(公庫)	<共同利用施設> 農林水産物の生産・	1 農業施設の場合	0.30	融資率 80%	20(3)年以内	

区分	資金の種類	融資対象となる事業・資金内容等	貸付の相手先	利率(金利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
共通	資金)	流通・加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	<p>土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会</p> <p>2 林業施設の場合 森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び中小企業等協同組合</p> <p>3 水産施設の場合 水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)</p> <p>4 その他の施設の場合 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合</p> <p>5 5割法人・団体</p> <p>6 農林漁業振興法人</p>	~0.70%		
		<p><主務大臣指定施設> 次に掲げる施設(複合経営施設の復旧を除く。)又は漁船の復旧</p> <p>1 農業施設 農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、農機具及び運搬用機具、果樹の改植又は補植等</p> <p>2 林業施設 素材、樹苗及び特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション</p>	<p>農業、林業又は漁業を営む者 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び水産業協同組合(農業、林業又は漁業を営む者に転貸する場合には限る。)</p>	0.30 ~0.70%	<p>農業施設 次のいずれか低い額 ・融資率 80% ・1施設当たり 300万円 (特認 600万円)</p> <p>林業施設 次のいずれか低い額 ・融資率 80% ・1施設当たり 300万円 (特認 600万円)</p>	15(3)年以内 ※果樹の改植等の場合は25(10)年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業・資金内容等	貸付の相手先	利率(金利)	貸付限度額	償還期間(据置期間)
		施設並びに林業生産環境施設 3 水産施設 漁船、漁具、海面養殖施設、内水面養殖施設、漁船漁業用施設			水産施設 次のいずれか低い額 ・融資率 80% ・1 施設当たり 300 万円 (特認 600 万円) ・漁船 1,000 万円	
	農林漁業セーフティネット資金(公庫資金)	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金	1 経営改善計画の認定を受けている農林漁業者 2 農林漁業所得が総所得の過半を占める、または農林漁業粗収益が 200 万円以上の個人 農林漁業の売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が 1000 万円以上の法人	0.30 ～0.35%	600 万円以内(特認) 年間経費の 12 分の 3 以内(簿記記帳を行っていること。)	10(3)年以内

※県単資金……宮城県独自の融資制度

※公庫資金……日本政策金融公庫資金

○経営資金等の融通

農林水産物の被害が著しく、国民経済に及ぼす影響が大であると認められた場合において、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通措置を講ずる。

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	据置期間
	経営資金	種苗・肥料・飼料・農機具(12万円以下のもの) 漁業用燃油等の購入資金	被害農林漁業者であって、市町村長の被害認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者 5.5%以内 一般被害者 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	無
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補填に要する資金	被害組合及び連合会で知事の認定を受けたもの	6.5%以内	3年以内	無
天災資金	(融資条件) 天災融資法が発動された場合、農協、銀行等の融資機関を通じて融資する。 なお、天災融資法が発動され、激甚災害法が適用（本激）された場合に、天災資金について、限度額・償還期間等の特例を受けることになる。					
	(貸付限度額)					
		対象者	適用される法律	貸付限度額（いずれか低い額）		
				損失額の割合	定額（万円）	
					個人	法人
	一般農業者	天災融資法 激甚災害法	45% 60%	200 250	2,000 2,000	
	家畜等飼養者 果樹栽培者	天災融資法 激甚災害法	55% 80%	500 600	2,500 2,500	
	注) 1 利率については、発動の都度政令で定める。 2 利率の欄中 ・「特別被害者」とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収50%（開拓者は30%）以上の損失のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業・漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 ・「3割被害者」とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者及び開拓者をいう。 3 貸付限度額表の対象者の欄中 ・「家畜等飼養者」とは、家畜等の飼養を主な業務とする者をいう。 ・「果樹栽培者」とは、果樹の栽培を主な業務とする者をいう。					

(注) 天災融資法の対象とならない者についても、被害の状況を勘案し、県単独融資制度にも配慮している。

○農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、関係融資機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼、その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第 22 激甚災害指定基準

1 本激甚災害

平成 21 年 3 月 10 日改正

適用条項及び適用措置	指 定 基 準
<p>法第 2 章 (第 3 条) (第 4 条) (公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国標準税収入総額 × 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国標準税収入総額 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 5%</p>
<p>法第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5% (B 基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円</p>
<p>法第 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の要件に該当する災害 (当該施設に係る被害見込額 ≤ 5,000 万円と認められる場合は除く) 1 法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5% であることにより法第 8 条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額 > 農業被害見込額 かつ、次のいずれかに該当するもの (当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額 ≤ 5,000 万円と認められる場合を除く) には適用 (1) 当該災害にかかる漁船等 (漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設) の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 0.5% (2) 当該災害に係る漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 1.5% により、法第 8 条の措置が適用される災害</p>
<p>法第 8 条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。 (A 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5% (B 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害にかかる特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>法第 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 5%</p>

適用条項及び適用措置	指 定 基 準
	(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 >当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60% (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 >当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1%
法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一の都道府県の中小企業関係被害>1,400億円 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
法第22条(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 被災地全域滅失住宅戸数≥4,000戸 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 1 被災地滅失住宅戸数≥2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一つの市町村の区域内滅失戸数≥200戸 (2) 一つの市町村の区域内滅失戸数≥区域内住宅戸数×10% 2 被災地滅失住宅戸数≥1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一つの市町村の区域内滅失戸数≥400戸 (2) 一つの市町村の区域内滅失戸数≥区域内住宅戸数×20%
法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じ個別に考慮

※ 法＝「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」

2 局地激甚災害

平成23年1月13日改正

適用条項及び適用措置	指 定 基 準
法第2章(第3条)(第4条)(公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	(1) 次のいずれかに該当する災害 ①(イ) 当該市町村が負担する査定事業額>当該市町村の当該年度の標準税収入額×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入額≤50億円 かつ、当該市町村が負担する査定事業額>2億5千万円である市町村

適用条項及び適用措置	指 定 基 準
	<p>当該市町村が負担する査定事業額>当該市町村の当該年度の標準税収入額×20%</p> <p>(ハ) 50億円<当該市町村の当該年度の標準税収入額≤100億円である市町村 当該市町村が負担する査定事業額>当該市町村の当該年度の標準税収入額×20%+(当該市町村の当該年度の標準税収入額-50億円)×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費の合算額<約1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の事業費査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数<約10のものを除く。)</p>
<p>法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費<1千万円のものを除く) ただし、当該経費の合算額<約5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数<約10のものを除く。)</p>
<p>法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費<1千万円のものを除く) ただし、当該経費の合算額<約5千万円である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数<10のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額>当該市町村内の農業被害額 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 >当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額<1千万円のものを除く) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額の合算額<5千万円である場合を除く。</p>
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るものに限る) >当該市町村の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5 (林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×約0.05%のものを除く)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する災害</p> <p>① 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は</p> <p>② その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の当該年度の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
<p>法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>(4) 中小企業関連被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% (被害額<1千万円のものを除く) ただし、当該被害額の合算額<5千万円である場合を除く。</p>
<p>法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>

※ 法=「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」

第 23 様式

1 情報の収集・伝達

【様式 1-1】災害速報用紙

災害速報用紙

1 発生日時	月 日 午前 午後 時 分頃
2 発生場所 (責任者等)	
3 気象状況	天気 風位、風速 気温 温度
4 覚 知 (通報内容等)	月 日 午前 午後 時 分頃 ()
5 事故概要 (見取図)	
6 原 因	

【様式1-2】災害情報（第 報）

災害情報（第 報）

発信機関名				受信者名				
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分		
災害の 状況	発生場所 発生日時 月 日 時 分 概 略							
	被害の 状況	人的被害	死者	名		住家被害	全壊	棟 世帯
行方不明			名		半壊		棟 世帯	
重傷者			名		一部破損		棟 世帯	
軽傷者			名		床上浸水		棟 世帯	
※人的被害情報を提出					床下浸水		棟 世帯	
非住家被害（全壊・半壊）		公共建物		棟	その他		棟	
(その他の被害)								
応急 対策の 状況	災害対策本部 の設置状況	名称						
		設置日時	月 日 時 分					
	避難状況	区分	発令日時	地区名	世帯数	人数	原因	避難施設
※区分欄には、指示・勧告・自主の種別を記入すること。 (その他の応急対策)								

【様式1-3】災害確定報告

災害確定報告

(単位：千円)

市町村名					区分	単位	数量	被害額			
災害名		確定年月日 月 日 時確定			河 川	箇所					
					(国管理)	〃	()	()			
					(県管理)	〃	()	()			
					(市町村管理)	〃	()	()			
報告者名					道 路	箇所					
区分		単位	数量	被害額	(国管理)	〃	()	()			
人的被害	死 者		人	()	()	(県管理)	〃	()	()		
	行方不明者		人			(市町村管理)	〃	()	()		
	負傷者	重傷	人			橋 梁	箇所				
		軽傷	人				(国管理)	〃	()	()	
住家被害	全 壊		棟				(県管理)	〃	()	()	
			世帯				(市町村管理)	〃	()	()	
			人			砂 防 設 備	箇所				
	半 壊		棟				港 湾	箇所			
			世帯					海 岸	箇所		
			人						下 水 道	箇所	
	一 部 破 損		棟			(県管理)				〃	()
			世帯			(市町村管理)	〃	()		()	
			人			公 園	箇所				
	床 上 浸 水		棟			(県管理)	〃	()	()		
			世帯			(市町村管理)	〃	()	()		
			人			公 営 住 宅	箇所				
床 下 浸 水		棟			(県管理)	〃	()	()			
		世帯			(市町村管理)	〃	()	()			
		人			(その他)	〃	()	()			
非住家	公 共 施 設					小計					
	そ の 他					農 業 関 係	農 地	田 流失等	ha		
小 計							畑 流失等	ha			
り 災 世 帯 数						農 業 用 施 設		箇所			
り 災 者 数						共 同 利 用 施 設		箇所			

区分				単位	数量	被害額	区分				単位	数量	被害額
農業 関係	農 作 物	水 稲	ha			医療 衛生 施設 関係	医療施設	箇所					
		野 菜	ha				(病院)	〃	()	()			
		そ の 他	ha				(診療所)	〃	()	()			
	畜 産	家 畜	頭				(その他)	〃	()	()			
		〃	羽				ごみ処理施設	箇所					
	施 設	箇所			し尿処理施設		箇所						
	養 蚕	kg			水道		被災施設	箇所					
	果 樹	ha					断水戸数	戸					
	そ の 他				保健衛生施設		箇所						
小 計				そ の 他									
林 業 関 係	林 地	箇所			小 計								
	治山施設	箇所			幼稚園	園							
	林 道	箇所			(公立)	〃	()	()					
	林産施設	箇所			(私立)	〃	()	()					
	林産物	箇所			小 学 校	校							
小 計				(公立)	〃	()	()						
水 産 関 係	漁 船	隻			(私立)	〃	()	()					
	水産施設	箇所			中 学 校	校							
	漁港施設	箇所			(公立)	〃	()	()					
	漁業用資機材	件			(私立)	〃	()	()					
	カキ筏	台			高 等 学 校	校							
	水産物				(公立)	〃	()	()					
小 計				(私立)	〃	()	()						
商 工 関 係	被災事業所	所			文 教 施 設 関 係	特殊教育諸学校	〃						
	建 物	被災棟数	棟			社会教育施設	〃						
		〃 敷地面積	m ²			社会体育施設	箇所						
	設 備			文 化 財		箇所							
	商 品			そ の 他		箇所							
	そ の 他					小 計							
小 計													

区分		単位	数量	被害額				
警察関係	警察施設	箇所	—	—	都道府県 災害対策 本部	名称		
	交通安全	箇所	—	—		設置	月 日 時 分	
	警備装備	箇所	—	—		解散	月 日 時 分	
小計								
その他	JR	被災施設	箇所		災害対策 本部設置 市町村名	名称		
		不通箇所	〃	—		設置	月 日 時 分	
	私鉄	被災施設	箇所			解散	月 日 時 分	
		不通箇所	〃	—				
	バス	被災施設	箇所					
		不通箇所	〃	—				
	船舶	被災船舶	隻			災害救助法	有 無	
		不通箇所	箇所	—		適用の有無	(有の場合) 月 日適用	
	航空機	被災施設	箇所			消防職員出動延人員	人	
		不通便		—		消防団員出動延人員	人	
	電力	被災施設	箇所			1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他（避難の勧告・指示の状況）		
		停電戸数	戸	—				
	通信	被災施設	箇所					
		不通回線	回線	—				
	ガス	被災施設	箇所					
		停止戸数	戸	—				
	社会福祉施設	箇所						
	工業用水道施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
ブロック等	箇所							
道路通行不能	箇所		—					
その他	箇所							
小計								
総計								

【様式1-4】人的被害情報（第 報）

人的被害情報（第 報）

発信機関名					受信者名					
発信日時		月	日	時	分	受信日時	月	日	時	分
災害の状況	発生場所									
	発生日時 月 日 時 分 発生状況 (原因等)									
被害者の詳細	被害区分	氏名	性別	年齢	住所					
備考	※被害区分には、死者・重傷者・軽傷者の種別を記入すること。									
	収容先									

【様式1-5】放送要請について

放送要請について

年 月 日 時 分 発

〇〇放送〇〇殿

災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。

1 災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他（ ）
2 要請理由	イ 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため ロ 災害時の混乱を防止するため ハ その他 《県独自の判断、（ ）市町村からの要請》
3 放送事項	別紙のとおり
4 放送希望日時	イ 直ちに ロ 月 日 時
5 その他特記事項	

発信者	(所 属)	受信者	(所 属)
	(職氏名)		
	(連絡先) TEL 有線 _____		
	無線 _____		

※各放送局におかれては、放送日時等を決定され次第、発信者に御連絡ください。

【様式1-6】遺体処理台帳

遺体処理台帳

市町村名 _____ No. _____

整理 番号	死亡 年月日	遺体 発見日時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗淨等の処理				遺体の 一時保存料	検案料	実支出額	備考
					住所・氏名	死亡者 との関係	品名	単価	数量	金額				
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	小計 合計			人				円		円	円	円	円	

【様式1-7】埋葬台帳

埋 葬 台 帳

市町村名 _____ No. _____

整理 番号	死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		火・埋葬場所 納骨場所	埋 葬 費				備考
			氏名	性別 年齢		死亡者 との関係	住所・氏名		棺 (付属 品含む)	埋葬または 火葬料	骨箱	計	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	小計 合計		人						円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 件	(支給額) 円	(現物給与) 件	(支給等) 円	

- (注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬または火葬費の支給額等も各々記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
 3 「備考」欄の特例は、災害救助法の適用による。

2 相互応援

【様式2-1】防災ヘリコプター緊急運航要請書

防災ヘリコプター緊急運航要請書

第報	時	分	現在
1 要請機関名	連絡先 担当者		
2 災害の種別	自然災害・事故・行方不明・火災・その他 ()		
3 活動内容	偵察・広報・撮影・傷病者搬送・空中消火・救助 輸送 (品名数量)・その他 ()		
4 発生場所	市町村 地内 (目標) (離着陸場所)		
5 気象状況	天候 視界	風向 m	風速 気象予警報 () 気温 警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別 携帯電話		
8 傷病者搬送の場合			
傷病者	氏名 (男・女) 歳 (年 月 日生)		
症状			
受入病院	Tel		
着陸場所	(目標)		
搬送車両所属名			
同乗者			
9 必要器材			
10 その他必要な事項			

防災ヘリコプター管理事務所 Tel 022-247-1555

Fax 022-247-2555

災害の概況

地図 (目標)

【様式2-2】航空消防応援要請連絡票

航空消防応援要請連絡票

要請側市町村等名	
要請日時	平成 年 月 日 時 分
応援要請の種別	火災 救助 救急 救援 調査 その他 ()
災害発生日時	平成 年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の状況	
災害発生現場の 気象の状況	天候 風向 風速 m/s 視程 m
現場最高指揮者	職氏名 無線局名
具体的な要請内容	
必要資機材・数量	
飛行場外 離発着場	第1順位
	第2順位
給油体制	
その他	

(担当者 職氏名 電話)

3 緊急輸送

【様式3-1】緊急通行車両標章

緊急通行車両標章

災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

(裏面)

災害応急対策用

第 号

緊急通行車両等事前届出済証

裏面のとおり事前届出を受けたことを証する

年 月 日

宮城県公安委員会 印

- (注) 1 災害発生時には、この届済証の「災害発生時における確認欄」に必要事項を記載の上、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ、若しくは本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、本届出済証の交付を受けた警察署等に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
- (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両として必要性がなくなったとき。

災害発生時における確認欄	運行（通行）経路	出発地	経由地	目的地
	運行日時	自 年 月 日	至 年 月 日	

4 り災証明書の様式

り 災 証 明 書

※申請年月日	年 月 日					
※り災年月日	年 月 日					
※り災場所等	柴田町 <input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家					
※り災世帯の構成員	氏名	性別	年齢		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
※災害区分	<input type="checkbox"/> 台 風 (第 号) <input type="checkbox"/> 地 震 <input type="checkbox"/> その他 ()					
※り災状況	<input type="checkbox"/> 建 物 <input type="checkbox"/> 収容物 <input type="checkbox"/> その他 ()					

り 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部破損
	<input type="checkbox"/> 流出	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
特 記 事 項			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

柴田町長

印

柴田町地域防災計画 第4編 資料編

発行日 平成 28 年 3 月
発 行 宮城県柴田町

〒989-1692
宮城県柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 3-45
TEL 0224-55-2111
FAX 0224-55-4172
<http://www.town.shibata.miyagi.jp/>

企画・編集 柴田町総務課
